

## 平成28年矢巾町議会定例会6月会議目次

議案目次	1
第 1 号 (6月7日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条により出席した説明員	4
○職務のために出席した職員	4
○開 議	5
○議事日程の報告	5
○諸般の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会議期間の決定	5
○報告第 5号 平成27年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	6
○報告第 6号 平成27年度矢巾町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	7
○諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	8
○議案第44号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を 求めることについて	9
○議案第45号 矢巾町税条例の一部を改正する条例について	10
○議案第46号 盛岡広域都市計画矢巾町特別業務地区建築条例の一部を改正する 条例について	12
○議案第47号 矢巾町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する 条例の一部を改正する条例について	14
○議案第48号 平成28年度矢巾町一般会計補正予算(第1号)について	15

○ 議案第 4 9 号 平成 2 8 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について	1 6
---	-----

○ 散 会	1 9
-------	-----

第 2 号（6 月 9 日）

○ 議事日程	2 1
--------	-----

○ 本日の会議に付した事件	2 1
---------------	-----

○ 出席議員	2 1
--------	-----

○ 欠席議員	2 1
--------	-----

○ 地方自治法第 1 2 1 条により出席した説明員	2 1
----------------------------	-----

○ 職務のために出席した職員	2 2
----------------	-----

○ 開 議	2 3
-------	-----

○ 議事日程の報告	2 3
-----------	-----

○ 一般質問	2 3
--------	-----

1 昆 秀 一 議員	2 3
------------	-----

2 村 松 信 一 議員	4 5
--------------	-----

3 高 橋 七 郎 議員	5 9
--------------	-----

4 赤 丸 秀 雄 議員	7 8
--------------	-----

○ 散 会	9 1
-------	-----

第 3 号（6 月 1 0 日）

○ 議事日程	9 3
--------	-----

○ 本日の会議に付した事件	9 3
---------------	-----

○ 出席議員	9 3
--------	-----

○ 欠席議員	9 3
--------	-----

○ 地方自治法第 1 2 1 条により出席した説明員	9 3
----------------------------	-----

○ 職務のために出席した職員	9 4
----------------	-----

○ 開 議	9 5
-------	-----

○ 議事日程の報告	9 5
-----------	-----

○ 一般質問	9 5
--------	-----

1 齊藤正範議員	95
2 小川文子議員	111
3 山崎道夫議員	129
4 川村よし子議員	150
○散会	165

#### 第 4 号 (6月16日)

○議事日程	167
○本日の会議に付した事件	167
○出席議員	167
○欠席議員	167
○地方自治法第121条により出席した説明員	167
○職務のために出席した職員	168
○開議	169
○議事日程の報告	169
○議案第48号 平成28年度矢巾町一般会計補正予算(第1号)について	169
○発議案第8号 矢巾町議会会派代表者会議に関する規程の制定について	170
○閉議	173
○署名	175

## 議 案 目 次

平成 28 年矢巾町議会定例会 6 月会議

1. 報告第 5 号 平成 27 年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
2. 報告第 6 号 平成 27 年度矢巾町下水道事業会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
3. 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
4. 議案第 44 号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
5. 議案第 45 号 矢巾町税条例の一部を改正する条例について
6. 議案第 46 号 盛岡広域都市計画矢巾町特別業務地区建築条例の一部を改正する条例について
7. 議案第 47 号 矢巾町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
8. 議案第 48 号 平成 28 年度矢巾町一般会計補正予算（第 1 号）について
9. 議案第 49 号 平成 28 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について
10. 発議案第 8 号 矢巾町議会会派代表者会議に関する規程の制定について



平成28年矢巾町議会定例会6月会議議事日程（第1号）

平成28年6月7日（火）午前10時開議

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会議期間の決定
- 第 3 報告第 5号 平成27年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 4 報告第 6号 平成27年度矢巾町下水道事業会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 5 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 6 議案第44号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
- 第 7 議案第45号 矢巾町税条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第46号 盛岡広域都市計画矢巾町特別業務地区建築条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第47号 矢巾町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第48号 平成28年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）について
- 第11 議案第49号 平成28年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	赤丸秀雄	議員	2番	水本淳一	議員
3番	廣田清実	議員	4番	高橋安子	議員
5番	齊藤正範	議員	6番	村松信一	議員

7番	昆 秀一	議員	8番	藤原梅昭	議員
9番	川村農夫	議員	10番	山崎道夫	議員
11番	高橋七郎	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	藤原由巳	議員	16番	藤原義一	議員
17番	米倉清志	議員	18番	廣田光男	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長	高橋昌造	君	副町長	伊藤清喜	君
総務課長	山本良司	君	企画財政課長	藤原道明	君
会計管理者 兼税務課長	佐藤健一	君	住民課長	浅沼仁	君
福祉・ 子ども課長	菊池由紀	君	健康長寿課長	佐々木順子	君
産業振興課長	菊池清美	君	道路都市課長	菅原弘範	君
農業委員会 局長	野中伸悦	君	上下水道課長	山本勝美	君
教育委員長	松尾光則	君	教育長	越秀敏	君
学務課長補佐	田村英典	君	社会教育課長	山本功	君
学校給食共同 調理場所長	村松徹	君	代表監査委員	吉田功	君
農業委員会長	高橋義幸	君			

職務のために出席した職員

議会事務局長	吉田孝	君	係長	藤原和久	君
主 事	渡部亜由美	君			

---

午前10時00分 開議

○議長（廣田光男議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

ただいまから平成28年矢巾町議会定例会を再開します。

これより6月会議を開きます。

---

#### 議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 諸般の報告

○議長（廣田光男議員） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

当職からの報告はお手元に配付した報告書のとおりでありますので、ご覧願います。

次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

高橋町長。

（町長 行政報告）

○議長（廣田光男議員） 以上をもって諸般の報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（廣田光男議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により

4番 高橋安子 議員

5番 齊藤正範 議員

6番 村松信一 議員

の3名を指名します。

---

#### 日程第2 会議期間の決定

○議長（廣田光男議員） 日程第2、会議期間の決定を議題とします。

お諮りします。本日再開の6月会議の会議期間は5月27日開催の議会運営委員会で決定さ



れたとおり、本日から6月16日までの10日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) ご異議なしと認めます。

よって、6月会議の会議期間は本日から6月16日までの10日間と決定しました。

なお、会議予定につきましては、お手元に配付した会議日程案のとおりでありますので、ご了承願います。

---

日程第3 報告第5号 平成27年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長(廣田光男議員) 日程第3、報告第5号 平成27年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 報告第5号 平成27年度矢巾町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明を申し上げます。

平成27年度において繰り越したしました事業は、2款総務費の庁舎施設等整備事業、企画総務事業及び共通番号制度導入対策事業。3款民生費の臨時福祉給付金給付事業。6款農林水産業費の矢巾町特産品開発事業及び特用林産施設等体制整備事業。8款土木費の町道改良舗装事業、交通安全施設整備事業、矢巾スマートインターチェンジ整備事業、橋梁維持事業及び住宅管理事業。11款災害復旧費の道路橋梁災害復旧事業となっており、適正な施工期間を確保するために繰り越したものであります。繰越額については4億5,489万円であり、その財源の内訳といたしましては、平成28年度に収入する見込みの国庫支出金2億3,684万3,000円、県支出金1,974万8,000円、地方債5,990万円、一般財源1億3,839万9,000円となっております。これらの事業の繰り越しについては、平成28年町議会定例会3月会議及び4月会議においてご承認いただいているところであり、ここに地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告するものであります。

なお、これらの事業については、その性格上、早期の完了を目指しているところであります。

以上、ご報告申し上げます。

- 議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

以上をもって報告第5号を終わります。

---

日程第4 報告第6号 平成27年度矢巾町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

- 議長（廣田光男議員） 日程第4、報告第6号 平成27年度矢巾町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

- 町長（高橋昌造君） 報告第6号 平成27年度矢巾町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について説明を申し上げます。

平成27年度において繰り越したしました事業は、1款公共下水道資本的支出の管渠建設改良費で下水道工事の適正な施工期間を確保するために繰り越したものであります。繰越額については1億1,000万円であり、その財源の内訳といたしましては、企業債7,000万円、他会計負担金605万1,800円、国庫補助金1,283万7,000円、損益勘定留保資金等3,111万1,200円となっております。

主な事業内容は、矢巾スマートインターチェンジ関連の工事及び煙山地区、高田地区の管渠工事、マンホール蓋の更新工事でありまして、ここに地方公営企業法第26条第3項の規定により、ご報告するものであります。

なお、これらの事業については、その性格上、早期の完了を目指しているところであります。

以上、ご報告申し上げます。

- 議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

以上をもって報告第6号を終わります。

---

日程第5 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（廣田光男議員） 日程第5、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

矢巾町の人権擁護委員には、現在7名の方々が委嘱されておりますが、そのうちの1の方が9月30日をもって任期満了となることから、新たに人権擁護委員として南矢幅2区の吉田芳英さんをご推薦申し上げたく、ご意見を求める次第であります。

吉田芳英さんは、県立種市高等学校長、県立大船渡工業高等学校長を経て、平成20年4月から県立紫波総合高等学校の校長として2年間勤務され、平成22年3月末をもって退職し、現在に至っております。

長きにわたり教育現場で活躍された豊富な経験を持ち、人権擁護委員の任務を十分に全うするに人格、識見とも立派な方でございますので、何とぞご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

採決に入ります。諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、諮問第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

日程第6 議案第44号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて

○議長（廣田光男議員） 日程第6、議案第44号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第44号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し、もしくは共同処理する事務を変更し、または規約を変更しようとするときは、構成団体の協議によりこれを定めることとされております。このたび岩手県市町村総合事務組合から構成団体であります岩手県北部広域環境組合が平成28年3月31日で解散したことにより、構成団体数が減少すること及び同組合規約の一部を変更することについて協議がありましたので、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由のご説明いたします。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第44号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の

減少及び岩手県市町村総合事務組合理約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて  
を起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第45号 矢巾町税条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田光男議員） 日程第7、議案第45号 矢巾町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第45号 矢巾町税条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの改正の内容は、国民健康保険税の税率に関するものであります。国においては、国民健康保険制度を初め持続可能な社会保障制度の確立を図るため、いろんな施策を講じております。本町においても税負担の公平性を保ちながら今後も制度を持続させていくため、納税義務者に課しております保険税の応能、応益割合を制度の設計者であります国が示す標準割合に近づけると同時に、景気の上昇感が乏しい現状を勘案し、納税義務者の負担軽減を図ることもあわせ、国民健康保険税の税率を改正するものであります。

その内容であります。国民健康保険税の基礎課税額の税率を資産割100分の23から100分の13に、同じく被保険者均等割を被保険者一人について2万1,500円から2万500円に、後期高齢者支援金等課税額の税率を資産割100分の5.4から100分の3.1に、同じく被保険者均等割を被保険者一人について5,000円から4,000円に、介護納付金課税額の税率を資産割100分の7.0から100分の3.9に、同じく被保険者均等割を被保険者一人について7,100円から6,100円に引き下げるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質

疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 1点質問させていただきます。

今回の提案は、私たち日本共産党は、かねてからずっと国保税を引き下げてほしいという要望をしまいにしましたけれども、なかなかできなかつたのですけれども、1世帯7,000円の引き下げ、それから1人当たりになれば4,000円の引き下げということで本当にいいことなのですけれども、今若い方々が非正規雇用で働いている方も多いで、若い世帯の方々、どのくらいの割合で国保に加入している方々で若い世帯はどのくらいの方々が国保に加入しているか。

それから、国保税ではないのですけれども、後期高齢者の方々はどのくらいの割合なのか、そして中間の就労世帯ではない60から75歳までの間はどんな状況なのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼 仁君） ただいまの川村議員さんのご質問にお答えいたします。

大変申しわけありませんが、国保の加入の例えば若い人、それから後期高齢者のそういった方々の人数については、ちょっと資料がございませんので、申しわけありませんけれども、すぐお答えができません。ただ、60から75歳といった年齢の方におきましては、60から75歳におきましては、約ですが、2,600人ぐらいというふうに把握しております。いずれ若い方々といいますと、60以下といったらいいのでしょうか、40前後といったらいいのでしょうか、そちらのほうにつきましては、これはちょっと正確な数字ではございませんが、ゼロから40までが1,200人ぐらい、それから40から65ぐらいまでが1,800人ぐらいというふうに捉えております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 今お答えいただいたのですけれども、私は以前ですけれども、数年前だったのですけれども、大体世帯の割合を資料請求させていただいたのですけれども、そういう経験があるのですけれども、20代、30代の割合をちょっと聞きたいなと思ったのですけれども、やはり今非正規で働いているということで国保に加入せざるを得ないという方が多いと思うのですけれども、そういうところをちょっと調べていただきたいということで伺いました。

○議長（廣田光男議員） 浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼 仁君） 今の世帯の構成と申しますか、職業的なことにつきましては、ちょっと国保の会計のほうでは資料がございませんので、ちょっと検討させていただきたいと思っております。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第45号 矢巾町税条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第46号 盛岡広域都市計画矢巾町特別業務地区建築条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田光男議員） 日程第8、議案第46号 盛岡広域都市計画矢巾町特別業務地区建築条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第46号 盛岡広域都市計画矢巾町特別業務地区建築条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律において、風俗営業を行う施設に係る規制の見直しが行われ、あわせて建築基準法の一部が改正されたことに伴い、本町の特別業務地区内における建築物の建築規制等に関し、所要の整備を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせ

ていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

11番、高橋七郎議員。

○11番（高橋七郎議員） 1点お聞きしたいのですけれども、今現在東地区は、用途地区は何地域になっているのか、それをお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

特別業務地区につきましては、2カ所ございまして、1カ所は、流通センターと、それから南側にある広宮沢の区画整理地内の部分、それから駅前部分でございますが、いずれも準工業地域となっております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋七郎議員。

○11番（高橋七郎議員） 今の東地区も準工区域内ということですか。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

特別業務地区につきましては、いわゆる準工業地域の中で特別業務ということで本来建てられるものを一部規制をしているという中身でございます。今回の案件につきましては、例えばダンスホールとかナイトクラブみたいなものにつきましても、その規制の中に入っておりますので、今回の見直しによりまして、それを一部変更したいということでございます。

以上、お答えといたします。

東のほうにつきましても、いずれ準工業ということで全て準工業地域のみを設定しているものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。



採決に入ります。議案第46号 盛岡広域都市計画矢巾町特別業務地区建築条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第47号 矢巾町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(廣田光男議員) 日程第9、議案第47号 矢巾町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第47号 矢巾町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の改正につきましては、東日本大震災からの復興を円滑かつ迅速に推進するため、岩手県産業再生復興推進計画に定められた町内復興産業集積区域において、県が指定する事業者等がその指定事業の用に供する対象施設もしくは対象設備の新設または増設を行った固定資産に対する固定資産税の課税免除について、平成28年3月31日までの適用期間となっておりましたが、企業立地の促進等に係る地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める諸令の一部改正により、適用期間が平成29年3月31日まで延長され、平成28年4月1日から施行されたことに伴い、所要の改正をするものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(廣田光男議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番(川村よし子議員) 1点質問させていただきます。

この東日本大震災にかかわっている企業は、町内では何件でどのような企業なのか教えてください。

○議長（廣田光男議員） 菊池産業振興課長。

○産業振興課長（菊池清美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

町内では、指定されている事業者は5社でございまして、業種としては、電子部品、デバイス関係、それから食料品を製造する会社を対象となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第47号 矢巾町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第48号 平成28年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）  
について

○議長（廣田光男議員） 日程第10、議案第48号 平成28年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第48号 平成28年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入といたしましては、14款県支出金に地域経営推進費補助金及び地域公共交通活性

化推進事業費補助金、17款繰入金に肉用牛貸付譲渡基金繰入金及び肥育牛貸付譲渡基金繰入金を新設補正し、13款国庫支出金の障がい者自立支援給付費負担金及び個人番号カード交付事業費等補助金、14款県支出金の障がい者福祉事業費負担金、17款繰入金の財政調整基金繰入金を増額補正とするものであります。

次に、主な歳出については、10款教育費に体育施設維持管理事業を新設補正し、1款議会費の調査研修事業、2款総務費のまちづくり事業及び戸籍住民基本台帳事業、3款民生費の障がい者自立支援事業、6款農林水産事業費の補助整備事業、7款商工費の自然公園維持管理事業、8款土木費の道路維持事業、矢巾スマートインターチェンジ整備事業、都市計画総務事業及び住宅改修事業、10款教育費の矢巾町公民館運営事業を増額補正し、職員の人事異動による人件費の組み替えを行い、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億935万4,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ94億8,845万4,000円とするものであります。

詳細につきましては、後刻設置されます予算決算常任委員会におきまして、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。議案第48号については、会議規則第39条の規定により、予算決算常任委員会に付託することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 異議なしと認めます。

よって、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りします。ただいま予算決算常任委員会に付託した議案第48号については、6月16日午前10時までに審査を終了し、報告書を当職のもとに提出するよう期限をつけたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号については、6月16日午前10時までに審査を終了し、報告書を当職のもとに提出するようお願いいたします。

正予算（第1号）について

○議長（廣田光男議員） 日程第11、議案第49号 平成28年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由及び補正予算案の詳細説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第49号 平成28年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正の主な内容といたしましては、議案第45号 矢巾町税条例の一部を改正する条例に係る所要の経費を補正するものであります。その内容といたしましては、歳入歳出予算の総額に変更はございませんが、歳入の1款国民健康保険税の一般被保険者国民健康保険税及び退職被保険者等の国民健康保険税を合わせて2,429万1,000円を減額補正し、同額を10款繰越金において増額補正をするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼 仁君） 町長の命によりまして、議案第49号 平成28年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の詳細についてご説明いたします。

歳入予算の補正のみでございます。事項別明細書でご説明いたします。9ページをお開きください。それでは、款、項、目、補正額の順でご説明いたします。

2、歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、補正額△1,898万2,000円でございます。2目退職被保険者等国民健康保険税、補正額△530万9,000円でございます。

続きまして、10款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額2,429万1,000円でございます。前年度の繰越金をもって国保税の減税の財源とするものでございます。

以上をもちまして議案第49号 平成28年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の詳細説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（廣田光男議員） 提案理由及び補正予算案の詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。歳入を一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございません

か。

(「異議なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) ご異議がないようでありますので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

14番、小川文子議員。

○14番(小川文子議員) 条例の改正に合わせまして今年度と来年度国保税が減額になるということでございます。大変喜ばしいことだと歓迎をいたしますが、今年度は繰越金で対応するということですが、来年度はどのような形で対応を考えているのか、来年のことですけれども、参考までにお聞かせください。

○議長(廣田光男議員) 浅沼住民課長。

○住民課長(浅沼 仁君) それでは、ただいまのご質問にお答えいたしたいと思っております。

国保会計のここ最近の決算額の状況を見ますと、繰越金については、毎年1億円なりの繰り越しがございます。そしてその中で基金への積み立てなど、時には取り崩しもしておりますけれども、そういったところも加味しますと、やはり来年においてもそれ相応の、これは歳出におきまして特別な流行の病とか、そういったものが出てくれば、ちょっとそこは別な話にはなりますが、そういったものは基金で対応できますので、来年も繰越金なりの財源を使いながら全体の国保会計の予算の中で賄っていきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長(廣田光男議員) 他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) それでは、これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(廣田光男議員) これで討論を終わります。

採決に入ります。議案第49号 平成28年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 起立多数であります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（廣田光男議員） 以上で本日の議事日程は全部終了しましたので、これにて散会をします。

なお、明日8日は休会、あさって6月6日は一般質問を行います。6月9日は一般質問を行いますので、午前10時に本議場にご参集願います。大変ご苦労さまでございました。

午前10時47分 散会



平成28年矢巾町議会定例会6月会議議事日程（第2号）

平成28年6月9日（木）午前10時開議

議事日程（第2号）

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	赤丸秀雄	議員	2番	水本淳一	議員
3番	廣田清実	議員	4番	高橋安子	議員
5番	齊藤正範	議員	6番	村松信一	議員
7番	昆秀一	議員	8番	藤原梅昭	議員
9番	川村農夫	議員	10番	山崎道夫	議員
11番	高橋七郎	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	藤原由巳	議員	16番	藤原義一	議員
17番	米倉清志	議員	18番	廣田光男	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造	君	副町長	伊藤清喜	君
総務課長	山本良司	君	企画財政課長	藤原道明	君
会計管理者 兼税務課長	佐藤健一	君	住民課長	浅沼仁	君
福祉・ 子ども課長	菊池由紀	君	健康長寿課長	佐々木順子	君



産業振興課長	菊池清美君	道路都市課長	菅原弘範君
農業委員会 局長	野中伸悦君	上下水道課長	山本勝美君
教育委員長	松尾光則君	教育長	越秀敏君
学務課長補佐	田村英典君	社会教育課長	山本功君
学校給食共同 調理場所長	村松徹君	代表監査委員	吉田功君
農業委員会長	高橋義幸君	選挙管理 委員会委員長	石館謙三君

**職務のために出席した職員**

議会事務局長	吉田孝君	係長	藤原和久君
主事	渡部亜由美君		

---

午前10時00分 開議

○議長（廣田光男議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、3番、廣田清実議員は、都合により午後の会議を欠席する旨の通告がありました。直ちに本日の会議を開きます。

---

#### 議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の日程に入ります。

---

#### 日程第1 一般質問

○議長（廣田光男議員） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

7番、昆秀一議員。

第1問目の質問を許します。

（7番 昆 秀一議員 登壇）

○7番（昆 秀一議員） 議席番号7番、一心会の昆秀一でございます。

まず最初に、各種相談支援のあり方についてお伺いいたします。地方自治法においては、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本としております。地方公共団体として、その職員や関係者が住民である町民からの育児の関係や税金のこと、教育の問題や健康などについての各種悩みごとに対して相談に乗ることは、住民の福祉の増進には大変重要な役目であり、基本的な行為と思われま

す。そこで町職員らが町民である相談者からの相談に乗るための基本理念が非常に大切になっています。その基本理念を守ることで基本的な相談の確保がされるのではないのでしょうか。本町としては、この町民からの相談に乗るための基本理念のあり方については、どのような考えのもと各種相談に乗り、町民の悩みごとを解決してきているのかをお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 7番、昆秀一議員の各種相談支援のあり方についてのご質問にお答えをいたします。

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、町民の皆さんの幸せのため職務に専念するのが根本基準であり、地方公務員法で定められているとおりであります。住民からの相談は、さまざまなケースがありますが、どの場合でも職員が相手の立場、そして寄り添ってお話を伺い、どのように解決していくべきか常に心がけて職務に当たっております。今年度行った機構改革においても来庁者の動線を一本化するとともに、相談室、ローカウンターを設けるなど、相談しやすい環境に努めるなど、来庁者の目線に立った対応を心がけるようにしております。また、職員の窓口での対応として、平成25年3月に接遇マニュアルを策定して業務で活用しているほか、現場を見なければわからない内容の場合もありますので、現場で判断することについては、積極的に現場に足を運んで対応するようにしております。

今後も機構改革による改善の浸透、職員に対しての定期的な接遇マニュアル内容の徹底、内部、外部を含めた接遇に関する研修事項を推進し、所属長を中心にそれぞれの所属が町民の皆様への心配りを大切にするための工夫をして、来庁者に寄り添った対応をしてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 町には各種計画があり、計画ごとに基本理念があるわけですが、第7次総の基本理念は、希望と誇りと活力にあふれ躍動する町やはばとなっており、また、高齢者福祉計画、第6期介護保険事業計画における基本理念は、安心して生きがいのある健康長寿のまちづくりとなっております。この理念が基本となって、各種の相談に乗っておられるのでしょうか。課を異動になったばかりの職員などは相談だけでも大変でしょうけれども、しかし相談者には異動したばかりだとかは通用しないと思います。しっかりとした答えを求められておると思います。ですから、例えば上司にわからないことは聞ける体制をしっかりとっているのか、相談対応の仕方としては、まずは第一印象からきちんとした対応をして、最初は、相談を話してもらうことから始められるようにしていくことが重要だと私は思うのですが、その点はいかがでしょう。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

昆議員さんご指摘のとおりでございますけれども、まずご指摘ございました、それぞれの計画の中で執行すべき基本理念、これを持っている項目につきましては、当然これはその部署かかわらず当然行うわけでございますけれども、ここの部分、内容等の部分、日ごろから業務内容、この部分についての住民の要望に応えられる知識と技量を磨くのは、これは大切というふうに捉えてございます。それから、お話がございました対応、電話も当然あるわけでございますけれども、その中において相手は何を言いたいのか正しく把握するというのもうちのまず一つの窓口対応での理念というふうに捉えて大事であるというふうに捉えてございます。

それから、もう一点、相談いただきました内容等、これにつきましては、当然対応した職員の技量もあるわけでございますけれども、当然ながら上司に相談しなければならない案件、報告しなければならない案件と、この状況を判断する力と申しますか、こちらの部分も当然必要になるというふうに捉えてございまして、これは当然ながらふだん上司である管理職等を含めての指導、こちらの部分が重要であるというふうに捉えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆議員。

○7番（昆 秀一議員） そのように上司がしっかりと対応できるようにしていただきたいと思っておりますけれども、各種相談というのは、具体的に行政や税務、それから法律や暮らし、人権や司法、労働、教育、子育て、家庭問題、DV、性、交通事故、消費、福祉などたくさんあるわけですが、それも複数に横断的にわたる問題も幾らでもあると思います。大げさに言えば、人は何かかにかに困っていることや心配していることや不安に思っていることはあるのだと思います。それらを解消する一つの手段が相談であり、その窓口として多くの方が期待しているのが行政の相談なのではないでしょうか。相談の基本は、まず相談者が相談される側にいかに信頼されるかということにあると思います。その信頼を得ることは、容易なことではないと思っておりますけれども、町としてこの信頼を得るための努力をどのように行ってきたのか。今後はどのように信頼を得続けていくつもりなのかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまご質問のございました答弁でございますけれども、まず信頼を得るというのは、当然一番でございます。来客、来庁した方への相談内容等含めて、先ほど申し上げたとおりでございますけれども、役場として、行政としてやらなければならない部分ということにつきましては、まずひとつこちら町長答弁では申し上げましたけれども、機構改革で今回ある程度大きく変わりましたので、その部分についての改善の浸透、こちらについて対応していきたいというふうに考えてございます。

なお、その機構改革の部分につきましては、当然この見直し含めましてPDCAというのですか、見直しを含めまして今後の対応が必要であると、これ一本きりではないというふうに捉えてございます。

それから、お話のございました接客関係、印象も含めてでございますけれども、当然なかなか職員、177名おるわけでございますけれども、当然ながらこの接客と申しますか、こちらの内容の徹底、こちらの部分についても必要というふうに捉えてございますので、こちらにつきましては、定期的な研修、新採用職員のみならず実施していきたいというふうに考えてございます。

それから、内部、外部の研修につきましても推進をさせていただきまして、接客の部分、こちらについて万全を期して対応してまいりたいというふうに捉えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆議員。

○7番（昆 秀一議員） 先ほど電話での対応、相談体制についてをしっかりとっていくということでしたけれども、対面の場合の相談についてですけれども、こういうことも接客マナーの研修とかで勉強なさっているとは思うのですが、バーバルコミュニケーションとか、ノンバーバルコミュニケーションの効果や影響についてもしっかりと理解して対応していくと思うのですが、相談する側もそうすると安心すると思うのですが、このバーバル、ノンバーバルのコミュニケーションについての職員など、相談に当たる方たちの理解はどのように進んでおるのでしょうかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

職員の対応につきましては、先ほど申し上げました一つの公務員に課せられました対応

の部分について、それぞれ公務員として対応すべきことをやっているわけでございますけれども、職員の部分間、職員間の中での格差と申しますか、差が出る部分に関してのいずれフォローなり、ここの部分につきましては、当然ながら総務課中心にして対応しなければならない部分もございますので、ここの部分について状況なり、内容等もし対応しきれない部分等ございました際には、総務課なり、町として対応する部分ということで職員のほうには対応の部分、管理職を中心に徹底しているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆議員。

○7番（昆 秀一議員） 今バーバル、ノンバーバルについてお伺いしていたのですが、バーバルというのは言語、いわゆる言語や筆談、手話などに当たりますけれども、ノンバーバルとは非言語でそのほか態度や表情、姿勢や身ぶりのことについてですけれども、例えば無表情で相談に当たるのと、表情豊かに当たるのでは心象が変わってくると思うのです。ここの辺の特に意識して行わないと、そういう相談も一步間違えてしまうと思うのですけれども、この辺の意識についての職員の教育については、どのようにお考えになっているのでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今話し合った部分につきましては、職員全員に職員接遇指南書というか、窓口での対応の部分についてのいわゆる対応の仕方、ここの部分につきましては、それぞれ周知、徹底を図りながらご質問のございましたそれぞれ表情とか言語、話し方、対応部分、こちらにつきまして徹底を図っているところでございますので、これにつきまして先ほど申し上げました新人を含めまして研修をやっているところでございますけれども、今後は定期的に全職員中心にしまして、それぞれ窓口での表現等々、対応をしていくようにしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 昆議員。

○7番（昆 秀一議員） 先ほど接遇マニュアルも作成して業務に当たっているということですが、マニュアルに載っていない大事なこともしっかりありますので、その研修でこれからも研さんを積んでいただければと思います。

次に、ピアカウンセリングというものがあるのですが、これは同じ立場である仲間同士によって行われるカウンセリングのことで、例えば同じ障がいを持っている当事者が集まって、お互いの苦しさや辛さを話し合うという、辛さを分かち合って助言し合っていくことが大変心の支えになると思いますけれども、これは障がい者、育児の悩みを持った親などでもやられてきていることをごさいますけれども、グループでなくても、同じ立場の方でピアカウンセラーとして相談員になってもらうことも大変有効なのではないかと思ひますけれども、その点、ピアカウンセラーについての考えが何かあれば、お聞かせください。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在では、このピアカウンセラー、同じ立場、同じ状況を持った方々、それぞれの対応、ご指導、ご助言をいただくというもの、現在は考えてはございませんけれども、お話ございました内容等踏まえまして、今後検討させていただきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

昆議員。

○7番（昆 秀一議員） それとともに、次に障がいをお持ちの方や、その家族に対する相談体制についてお伺いしたいと思うのですけれども、まず基幹相談支援センターというものを平成29年度、つまり来年度を目標に設置したいとしておりますけれども、この基幹相談支援センターの役割についてどう考えるのか、またいつ設置になるのかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

基幹相談支援センターにつきましては、29年度ということで今いろいろさまざまな視点から検討していますが、まずは矢巾町のみ、そして盛岡広域圏域での障がい者の自立支援協議会にもいろいろとご指導いただきながら障がい者の皆様の自立、そしてまた差別に関するもの、虐待等に関するもの、そしてまた就労と、そのような生活に向けた、自立に向けた支援につながるような内容になっていきますので、その設置に向けては、29年度にできるかどうかというところを今いろいろと検討している状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

昆議員。

○7番（昆 秀一議員） 29年度にどうなるかというところでありますけれども、ぜひ早急につくっていただければと思っておりますけれども、次に先日新聞で勇気出して助け求めてというタイトルで障がいをお持ちの息子さんを母親が殺して自分も自殺するという記事がありました。残された家族が家族だけではどうにもできない問題がある。勇気を出して誰かに助けを求めてほしいと話していたそうです。

障がい者の子どもを持つ親の悩みは、年齢によって変わっていきます。若いうちはどう子育てをすればよいのか、高齢になればいつまでもこの子の面倒を見てはられない、一人にはしておけない、これは高齢者介護にも言えることで深刻な問題でございます。

昔より社会の理解も進み、支援する制度も整ってきたものの、ほとんどの場合は、自分から相談しないと助けてもらえない、周りに相談することは勇気が要るけれども、SOSを出しやすく、そのSOSに気づける体制をもっとしっかりとして相談しやすい環境づくりをしていくべきではないでしょうか。より一層の取り組みに期待したいのですけれども、見解があれば、最後をお願いいたします。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） ただいまの内容にお答え申し上げます。

いろいろな制度がありますが、まず周知して申請、特に福祉の場合は、申請していただくような制度が多いわけですが、申請に至らなかったケースにつきましても、個別に検証して、なぜ申請できなかったかというところ、あるいは申請の状況も検証しながらということをおも福祉・子ども課の場合、特に福祉制度は難しい、あるいはわからない点も多いということなので、周知に工夫すること、そしてまた申請に至らなかった事例等にもそれぞれ各係で検証するように今年度努めておりますので、そのところ、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） それでは、ただいまのご質問でございますけれども、役場関係の部分で答弁させていただきたいと思っておりますけれども、昆議員さんのほうから3月議会でしたか、一般質問等でご指摘ございました。4月1日からのいわゆる障がい者差別解消法の施行、これに伴って役場体制の部分のいわゆる対応と申しますか、こちらの部分、ご指摘、ご質問あったわけでございますけれども、こちらにつきまして役場全体、いろいろ部



局はございますけれども、この部分で研修、実施いたしました。こちらは4月後半、4月26日にしてございますけれども、要は障がい者、こちらの部分、一般町民と同じような寄り添った形での対応ということでそれぞれ対応要領、そちらを策定いたしまして、それぞれ職員に周知徹底を図ったところでございますけれども、こちらにつきましては、この文  
言ばかりではなく、障がい者の権利、利益、侵害しない形の窓口対応ということで職員の周知徹底をこれからも図ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、第2問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 次に、日本版CCRCの考え方についてお伺いいたします。

CCRCとは、Continuing Care Retirement Communityの略で直訳しますと、継続的なケアつきの高齢者たちの共同体ということになります。アメリカ発祥の考え方で高齢者が元気なうちに地方に移住して社会活動に参加し、介護や医療が必要になった場合もケアを受けて暮らし続けていくというものです。政府では、昨年有識者会議で日本版CCRC構想をまとめ、高齢者の地方移住を促すことで首都圏の人口集中の緩和と地方の活性化を目指すとしています。本町は、現在人口3万人を目指すべく、各種施策に取り組んでいるところでございます。そこでこの日本版CCRCの取り組みについては、どのような考えをお持ちなのかお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 日本版CCRCの考え方についてのご質問にお答えをいたします。

日本版CCRCは、内閣府、まち・ひと・しごと創生本部の日本版CCRC構想有識者会議において、生涯活躍のまち構想として最終報告がなされております。構想では、東京圏を初めとする地域の高齢者の方々が希望に応じ、地方や町中に移り住み、多世代と交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療、介護を受けることができるような地域づくりを目指すものとされているところであり、地方創生を推進する上で考慮しなければならない事項が多く含まれております。本町においては、今後高齢化率が上昇し、65歳以上の人口が増加する見込みであり、サービス付高齢者向け住宅等の潜在的利用のニーズが高まることも見込まれており、日本版CCRCの実施については、継続して総

合的に検討する必要がある政策と考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） お隣の雫石町では、小岩井農場に隣接する14ヘクタールの町有地を利用して積極的にCCRCを推進しようとしております。本町では、高齢者福祉計画、第6次介護保険事業計画策定時においては、余り検討されなかったように思いますが、2025年問題に向けて次期の計画でもっと深く検討していくべきと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木順子君） ただいまのご質問にお答えいたします。

矢巾町では、第6期の計画では、高齢者専用住宅的などところの見込みについては、計画は持ってございませんが、全体的な高齢化率が上昇するということを念頭に上げて、地域と介護と医療の分野の全体的な連携とか、それから認知症対策とか、さまざまなことで取り組むことで計画をしておりまして、まさに地方創生のそういったCCRCのまちづくりの前の構想的な町民に向けてのそのようなケア的な体制を整えているということを目的として定めてございますので、次期の計画の中では、全体的なCCRCの構想を町全体として見据えながら7期の介護保険計画の中では検討を進めていきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） このCCRCについては、いいことばかりではなくて、果たして寒い冬の地域に移住してくるのかとか、元気な高齢者の移住促進なわけですが、その後介護が必要になった場合にはどうなるのかとか、介護の施設や人手はどうなるのかとか、現在行われている地域包括ケアと矛盾しないものだろうかとか、費用の面など、たくさんの否定的な考え方もあります。しかし、大胆な発想もしていかないと、とても人口増や町の活性化もできないのではないかと思います。CCRCとしては、ある地域に移住者を集めて、そこに元気なうちに高齢者に来てもらうというところもありますけれども、私はそうではなく、例えば子育て世代や学生も含めて矢巾町、町全体をCCRCのコミュニティと捉えて、点在する空き家を利用するなどしてはどうなのかということと、あとシェアハウスや福祉長屋のようなものを民間で運営できるような支援をできないものなのか、

そこら辺どうでしょう、検討していただけないものでしょうか、お伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） ただいまのご質問でございますが、昆議員のおっしゃる一つの考え方も確かにうなずけるところもございます。また、いいことばかりではないということも非常に我々としては、総合的に考えなければならないものであろうというふうに考えております。単純に考えても、今アクティブシニアと言われているような方、今元気な方ですが、やはり何年後か、10年後になるかわかりませんが、何年後かにはかなり介護が必要な状況とかになっていくというのは、これは自明の理でございますので、そういった比率が非常に高まるという状況が町にとってどうなのかということがやっぱり最大の懸案だと思います。各種医療、介護に係る経費の問題もしかり、それから私のほうで個人的に懸念がありますのは、足の確保ということが非常に問題になってくるであろうと思っております。今でも公共交通のあり方、経済的に成り立たないという現状の中で行政が負担をしてまでも維持しているというふうな状況がありますが、それがもっと深刻な状況になることも確実に予想されてまいります。アメリカのCCRCとか、零石さんのように1カ所に集中するという考え方であれば、その範囲の中でのいろんな特別な展開とか、自転車を積極的に使うとか、一般交通が入らない状態の中で自転車でもゆったり歩けますとか、移動できますとか、歩けますとかというふうなクローズドな世界であれば、いろんな展開も可能かと思うのでありますが、オール矢巾町、矢巾町全体の中で一般の方も一般の通行もある状況の中でどういった形で安全で、場合によっては安価で安心できる交通手段なり、そして結果的には働く場とか、いろんなものが確保できるかとなりますと、なかなか困難な問題が多々あろうかと思っております。

ですが、今そういったことが予想されるから可能性がないからもう何も考えないということではなく、やはりいろんな状況の変化等に応じて進めるべきは進める部分というふうな柔軟な発想で今後も考えていく必要があろうかと思っております。ですので、検討材料の一つとして常に念頭に置いていきたいものだというふうに考えてございます。

以上、お答えとします。

○議長（廣田光男議員） 昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） ぜひ最初からだめだということからではなく、そのように検討して進めていただければいいと思うのですけれども、日本版CCRCについて一定成果を上げている、シェア金沢というところがあります。これは、私過去にまちづくりの

ワークショップで提案したことがあるのですけれども、この提案、どういうふうに扱ったのかはわかりませんが、せっかくワークショップで出したものは検討していただかなかったのでしょうか。また、全く検討するに当たらなかったのかは定かではないのですけれども、しかしいずれ一定の成果を上げているところを矢巾でも検討してみたのか。してみる価値はあると思うのですけれども、それからその上、矢巾ではどのように進めていけばいいかということを考えていただきたいと思うのですけれども、その矢巾版というのを考える上で、先ほど申し上げたように町全体、足の確保が難しいということではありますけれども、高齢者住宅だけではなく、学生向け住宅、障がい者施設を一体化したシェアハウスなど、そこで働く人は、元気な高齢者や障がい者、そして学生やボランティア、そういう人たちがお互いに協力して助け合いながら生活できる、そういうスペースをつくることはできないのか。そのような試みを少しずつでもいいですから、町の将来のためにつくっていくような考えを示していただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

このシェア金沢のことも含めていずれ先ほどから昆秀一議員のご質問にございますように、いわゆる今回の居住の動機というか、これはもう健康時から移住してまいると。そしてもう一つは、高齢者として元気なうちに地域に溶け込んでいろんな社会的な参画をしたり、そういうふうなものにも溶け込んでいくと。もう一つは、やはり地域との関係、こういうふうなものを地域社会としっかり溶け込んであれしていくと。そのことを踏まえながら、私は先ほど空き家対策のことも含めていきなり矢巾にお住まいになる前に、空き家とか、そういうふうなものを利活用させていただいて、そして矢巾はやっぱり住んでいいところだという一つの考え方。それから、今国でもいろんな地方創生特区とか、それから地域再生計画とか、いろんな取り組みもありますので、そういった関連、いわゆる制度、仕組みをもう少し深掘りをさせていただいて、せっかくおいでになっていただいて、どちらもウィン、ウインの関係になればいいのですが、そういう関係にならないとき、お互い不幸になるわけでございますので、だからそのところは空き家とかを利活用させていただいて、矢巾町のことも理解していただく。そしていろんな医療、介護の環境も理解していただいおいでになっていただくというのが私は非常にいいことではないのかなということですが、私ども今栗石とか八幡平市で取り組んでおるわけですが、取り組まれるということですが、矢巾町としては、そういった一歩を踏み込むよりも半歩踏み込んでこのことについ

ては考えていきたいと、こう考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 今地域にコミュニケーションに溶け込むとか、体験というのを今から、これから質問しようかなと思っていたのですが、そういうふうな考えがあるのであれば、安心しておりますけれども、ほかに現在母子家庭などのひとり親世帯の移住支援に力を入れている自治体もあって、どこの自治体も元気な高齢者ばかりではなく、人口減に歯どめをかけようと頑張っております。これは介護の人手不足などと一挙両得を期待してのことだそうなのですが、本町でもぜひそういうことも検討していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

ただいまの昆秀一議員のことについては、マスコミでも報道されておまして、私もそのことについては、よく了知しておるつもりでございますが、いずれひとり親で子どもさんと一緒に例えば矢巾町においでになっていただいて介護人材、そういったものを担っていただくという考え方も、これは非常に大切なことなわけでございます。今私どもが一番考えていかなければならないのは、この岩手医科大学に療育センター、まずこういったもの、そしてそれに合わせて特別支援学校とか、だから私、どうせおいでになっていただけるのであれば、ひとり親のお子さんと親の方々の雇用も含めた生活環境をやはり先ほどのいわゆるC C R Cの構想と同じで、私はやっぱりそういったことをしっかりご理解していただいた上で矢巾町においでになっていただけるということで、これは私どももこれから情報発信をさせていただいて、そして矢巾に行って住んでみたい、矢巾で仕事をしてみたいというような環境づくりから入っていかなければ、もう最初から受け入れるのであれば、そういった準備も怠りなくやっていかなければならないと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） その準備に関してなのですが、高齢者がやっぱり来ると、介護の問題が出てきますけれども、平成27年4月の時点では、矢巾では在宅で特養の待機者が16名となっておりますけれども、第6期介護保険事業計画では、新たな介護老人福祉施設の整備は、当面計画しませんとあります。しかし、さらに次期計画では、新たに必要

になってくるのではないのでしょうか。隣の盛岡市では、平成29年度までに新たに2施設の180人の定員の特養ほか入所系施設が332人定員をふやす計画となっておりますけれども、矢巾町では、高齢化率が低い、要介護率も低いかもしれませんが、今後確実に高齢者の波は来ているわけですが、在宅で見るのも大変になってくるのも明らかではないのでしょうか。その準備をしっかりと早く始めないと、ほかの自治体に対して負担になってしまうこともありますけれども、ですから、この施設不足の問題は、矢巾では施設は今足りて、待機者も少ないからいいというのではなく、やはり盛岡なども地域で議論を重ねておるとは思うのですけれども、矢巾でも建設する必要があるのではないのでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木順子君） ただいまのご質問にお答えします。

矢巾町でも時期を見据えて施設整備を考えるべきではないかのご質問でございますが、これから矢巾町といえども高齢化率が全国的に見ても、高齢化率がかなり低くて、まだ若い町と言われているのも実態でございますが、少しずつやはり高齢化の波は押し寄せてまいるというふうに捉えてございます。しかしながら、そのためには介護予防の事業とか、先ほども出ましたC C R Cのまちづくりの中でもそうですが、高齢者が生き生きとした暮らしができるまちづくりということも想定の中で捉えていかなければならないと考えておりますので、その施設整備につきましては、さまざまな方向に影響を及ぼすものと考えられる部分もありますので、7期の計画に向けては、その辺を慎重に検討しながら進めてまいりたいと思います。どうぞその点をご理解をいただければと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

昆議員。

○7番（昆 秀一議員） ぜひ7期で計画する上で、介護予防も大切ですが、限界もあると思います。今矢巾町、現在特養は2つあります。そのうち1つは地域密着型、定員は地域密着型が21名、ほか97名の定員があると思うのですけれども、これが盛岡では20の特養施設があります。定員はちょっと調べておりませんが、いずれ大体盛岡の人口は、矢巾の約11倍ほどであるのに、特養は20倍。そして住所地特例対象施設に至っては、矢巾は6件に対して盛岡は実に85件もあります。これはどういうことかという、人口に対しての先ほど申し上げられたように要介護率が盛岡が矢巾よりそのくらい高くなってい

るのでしょうか。それとも矢巾は在宅で介護などを行っているから多いのか。または、ほか市町村の施設に矢巾の方が入られているのか、ぜひこのような点からも検証が必要になってくるのではないのでしょうか。

いずれ今挙げた数によりますと、私は盛岡に頼っている部分が多分にあるのではないかと感じるのですけれども、その点についてはどうお考えでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木順子君） ただいまのご質問にお答えいたします。

盛岡のほうでは整備を進めていて、そこに矢巾町がというご質問でしたけれども、この施設整備に関しましては、介護保険計画を策定時にどれだけの介護度とか、それから対象者数がどれだけ見込まれるかということで各市町村が計算をした上で広域的に何床の設備が必要かということ踏まえた上で、それぞれの広域的にまとめた中で市町村の計画を策定しておりますことから、施設整備に関しても、全体の中で検討をしながら、矢巾だけをつくってもだめですし、それから盛岡市だけに集中してもということもありますので、総合的に広域の中ですり合わせをしながら対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（廣田光男議員） 政策提言の話もありましたので、高橋町長、いかがですか。

高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

いずれ昆秀一議員からご指摘あった検証、これはしっかりやっていきたいと。それから、今、この間も岩手医大と認知症の関係でいわゆる今新オレンジプランということで認知症施策の推進、総合戦略であれですが、いずれ矢巾町は今後介護予防だけではなく、認知症の予防にも力を入れていきたいと。そして、まずこの要望対策をしつかり取り組んでまいるといふことと、それからそれをサポートしていただく認知症の初期の集中支援チームというものを、これは国は30年度までにやりなさいということですが、まず私どもは今年度の10月から試験的に運用というか、立ち上げて、それは試験的というよりも、もう本格活動に結びつけていきたいなと思っておりますが、そういったこととか、それから今医療、介護の連携、特にも在宅について、ただ口では簡単に在宅とは言うのですが、実際介護をなさる方々、支え手の在宅の方々は、非常に大変な状況下にある。私もその一人なのです。私は余り介護はしませんが、うちの家内の介護の状況を見ていると、もう大変な状況、毎日、毎日が。だからいわゆる在宅での介護についてももう少し私に言わせていただけれ

ば、実態を把握して、どのようにしたら在宅で介護を支えることができるかということを検証していかなければならない。

だから今国はもう介護の給付費がどんどん上がってきているので、それに合わせて介護保険料もご存じのとおり毎期、毎期、第1期から第6期まで保険料も上がってきているわけです。だからそういった場当たりの対策ではなく、もう少し先ほども答弁させていただいたのですが、深掘りをさせていただいて、実態を把握して、そしてできれば矢巾型の介護のあり方について、第7期に反映できるように、これもいわゆるいろんな方々をあれした、今いきいきまちづくり委員会もあるのですが、それをもう少し輪を広げて、総合的、そして継続的、そして持続できる介護のあり方について検討してまいりたいと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（廣田光男議員） 昆議員。

○7番（昆 秀一議員） 介護予防とともに認知症対策、町として力を入れるということですが、やはり在宅、検証した上でなのですから、在宅というのは難しいというところが絶対あるような気がするのですけれども、そこら辺、もし今2件ある特養を例えば90人規模の施設を矢巾町で建設するとして、その運営費用は、町の持ち出し分はどれくらいになると想定しているのでしょうか。その額は、今志和荘は97名の定員ですけれども、その見合ったような介護保険施設利用の負担金など、全て合計した場合の額と大体同じくらいになると思うのですけれども、そういうふうなことを踏まえて介護保険料との兼ね合いもあると思うのですけれども、どの程度の規模の介護保険料がはね返ってくるのかという試算をなさっているのかを、まずは費用対効果を評価して、それで施設建設も考えてはいかかと思うのですけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 佐々木健康長寿課長。

○健康長寿課長（佐々木順子君） まず一つは、新たに施設整備をした場合のどの程度の給付費と申しますか、負担になるのかということについてのご質問にお答えしますが、まず大体1人、今老人福祉施設の、介護老人福祉施設に入所している1人当たりの給付費と申しますか、そちらが27年度の実績の平均でございますけれども、それを単純に割り返していきますと、大体1人33万円ほどの給付費ということになります。それが例えば90人から100人ということになりますと、単純に1カ月33万円ほど掛ける100人だと想定して、ざっとですが、月3,300万円の試算となります。それに対して12カ月ということになれば、当然1億8,000万円なり、9,000万円ぐらいのところになるろうかと思えます。それが1年でそう



いう給付費になるわけで、それはあくまでも9割の介護保険料のほうから、運営費のほうから支払う金額で、そのぐらいの金額が給付費として想定されます。ただし、それは国庫負担、それから県負担ということの4分の1なり、2分の1という給付の基準が、負担金の基準があるわけですが、それらを加味しながら保険料の算出ということになると、またこれも非常にここで単純に出られるものではございませんが、大体私どものほうで想定する金額でということですが、介護度、それぞれの対象者の介護度、それから所得の割合、そういったものが加味されますし、さらには介護保険の報酬の改定とか、施設の体制整備の部分の加算とか、さまざまな問題が出てくるものですから、一概にということでは申し上げられませんが、恐らく1,000円以上の、今の介護保険料の平均のものよりは1,000円以上はアップするものではないかなという、単純な計算でございますが、そういった状況にありますことを、ちょっと今手持ち資料の中では、そういった状況であると思われれます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

昆議員、今健康長寿課長が数字を挙げて答弁をさせていただいたのですが、これはまずこれからご存じのとおり介護報酬も、これはしょっちゅう変わるわけでございますし、それでどのような形で試算したか私も中身は聞いてはおりませんが、いずれこの数字については、まず大ざっぱな概要だということでご理解していただきたいということと、それでまず今問題なのは、この費用対効果というよりも、やはり介護施設が、いわゆる必要性、必然性、どうしても必要なのだと、いわゆる費用対効果というのは、今までのインフラ整備とか何かでは、そういうことを言われてきたのですが、介護に関しては、やはり必要性があるのか、ないのか、そこだと思っております。だから私はこれからの議論については、第7期に向けては、そのところで一つ論点を絞って検討させていただきたいと。そして、今国では、この間までは、いわゆる特養に入れるのは介護度3以上と、これがまた国がどのような方向性を示してくるか、恐らく第7期に向けてくると、その介護度のこと、先ほどから議論しております在宅のことも含めて、いずれ第7期のこの計画については、総合的に、やはり検討していかなければならないということでございますので、今そういった特養ホームのことの必要性についてももしっかり検証しながら検討していきたいと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 昆議員。

○7番（昆 秀一議員） 費用対効果より必要性ということです。であれば、必要になってくると私は思っておりますし、町民からの要望にも応えていただいて必要性を感じられれば、建設というところも考えていただきたいと思います。

それから、先ほどシェア金沢の話をしましたけれども、シェア金沢においては、1万1,000坪の中に天然温泉などの施設があるそうですけれども、矢巾には現在利用されていないパストラルバーデンという施設があります。これも町全体でCCRCを進めるということであれば、再開させることが大変重要であると思っておりますけれども、それと西部観光の拠点としても再開を望む声は大きいと思うのですけれども、現在町としては、パストラルバーデンについては、どういう働きかけをしているのか。全く温泉施設としての再開を望んでいないのかのように思うのですけれども、聞くところによりますと、パストラルバーデンへの温泉の供給ができないということも伺っておりますけれども、そうすると温泉施設への再開が大変難しくなってくるのではないかと思うのですけれども、このパストラルバーデン、CCRCについて考え、町の考えはどうかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまパストラルバーデンのほうの現状、どのようになっているかということにつきまして、まず私のほうからお答え申し上げます。

バーデンにつきましては、ご存じのように、まだ支払い分、残ってございまして、あと2年ほど残っていますけれども、これは未納なく完納されてございますので、この分につきましては、それぞれ滞りなく入っているという状況でございます。

それから、ご質問のございました今後の計画、考え方、観光拠点としての捉え方ということで若干観光部門につきましては、私のほうはあれですけれども、今現在の部分、バーデン、飛鳥商事のほうからお支払いいただいているという状況でございますので、特に連携、情報等の内容につきましては、ほかの施設等に売却というような内容も聞いてございますけれども、そこら辺の部分、具体的な、まだいつからどうだ、こうだという形のものはまだ出てございませんので、町の施設と申しますか、売って未払い分の部分、こちらの部分の支払いというか、完納できるよう努めているというふうな状況でございます。私のほうは以上でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 菊池産業振興課長。

○産業振興課長（菊池清美君） ただいまのご質問にこちらのほうから温泉としての利用についてのご質問にお答えいたしますが、5月に入ってから1度飛鳥商事さんのほうとお話をしましたけれども、温泉としての使い方をしたいということはおっしゃっておりますが、いかんせん相手のあることですので、そういう相手が見つければ、そういう利用も望んでいるということは聞いておりますが、今のところ具体的に相手先が決まっているということはお聞きはしておりません。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 昆議員。

○7番（昆 秀一議員） パストラルバーデン、温泉が供給できないということはないということですのでよろしいですね。再開しようと思えばできるということですね。

○議長（廣田光男議員） 菊池産業振興課長。

○産業振興課長（菊池清美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

温泉の源泉自体はストップしているわけではございませんので、あそこにあるものについては使えますので、それについては可能ですが、旧源泉のほうから来ている部分については、これについてはストップをしておるので、水道といいますか、水の利用としては、その部分はできませんが、温泉の部分については、使用は可能となっております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 昆議員。

○7番（昆 秀一議員） はい、わかりました。飛鳥商事さんに対しては、温泉以外で利用したいという話も幾つか来ているということですが、飛鳥商事さんとしては、あくまでも矢巾のために温泉施設を再開してくれるところを自力で探しておられるようです。まずは、何か提案があれば、その提案をしっかりと見きわめて温泉施設として再開できることがいいとは思いますが、温泉施設単体では、やはり採算をとることが非常に難しいということでしたので、町としても積極的にどうすればいいかという提案をしながら飛鳥商事さんと話し合いを重ねて利用を考えてみてはいかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

まず基本的には、パストラルバーデンについては、町で飛鳥商事さんをお願いしたときは、温泉入浴施設としてお願いしたわけですので、やはり今後も私どものお願いとすれば、温泉入浴施設として、ぜひ再開をしていただきたいというのが基本的な考え方

でありますし、それからこの源泉については、もう一緒に飛鳥商事さんに売却をさせていただいたので、源泉の供給は自分たちのところで、これはもうしっかりできるわけでございますので、今後私どもといたしましては、町としてできることはしっかりやっておりますし、まず基本は、そういったところを両者で話し合いをしながら再開できるようにお互い努力してまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（廣田光男議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、第3問目の質問を許します。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） 次に、芸術による地方振興についてお伺いします。

美術や音楽などの芸術は、子どもの情操教育や大人に対しても心の栄養として大変重要なものです。本町は、不來方高校の音楽部を初めとして音楽の大変盛んな町であることは、皆さん知るところでございます。ですが、矢巾町としては、特に音楽の町宣言をしているわけでもございませんでしたし、町に入るところの看板には音譜が入っていますし、駅にも音譜が入ったオブジェがあります。田園ホールはすばらしい施設でありますけれども、ほかに町として特別なことをしているとは思えませんでした。そこで、町が主導して地域振興と絡めて大々的にイベントなどを開催して、ますます矢巾を音楽の町としてPRしてはどうでしょうか。

また、音楽ばかりではなく、美術においても、例えば徳丹城跡地を利用して現代アートの展覧会などを催すことなどできないものでしょうか。ほかにも町としての芸術による地方振興についての考え方をお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 松尾教育委員長。

（教育委員長 松尾光則君 登壇）

○教育委員長（松尾光則君） 芸術による地方振興についてのご質問にお答えいたします。

町が主導して地域振興と絡めて大々的にイベントなどを開催して、ますます矢巾を音楽の町としてPRしてはどうかについてですが、本町では、町民の誰もが一流の音楽を身近に感じられる音楽の町を目指し、平成2年に田園ホールを建設いたしました。以降、25年が経過し、このホールを利用して研さんを積まれた皆さんが多方面で活躍されており、田園ホール建設という種をまいたものが着実に実を結んでいるものと意義深さを再認識しているところであります。

この田園ホール建設から四半世紀が過ぎたことを1つの区切りとし、本年をさらなる発展を目指す元年として音楽の町宣言を行い、毎年開催しております町芸術祭の器楽、合唱部門において、新たな参加者の掘り起こしなど、さらに拡大、発展させられるよう力を入れていきたいと考えております。

また、音楽ばかりではなく、美術においても展覧会を催すことができないものかについてですが、例年開催しております芸術祭、書道展、田園ホールロビーを利用した展示等は継続してまいります。屋外における展示企画につきましては、現在は考えておらないところであります。

次に、町としての芸術による地方振興についてですが、田園ホールを核としてやはば一く等の施設を利用してあちらこちらでミニコンサートが開かれ、人が集い、交流が生まれるようないつも音楽が聞こえる町を目指し、芸術、文化の情報発信を進めてまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

昆議員。

○7番（昆 秀一議員） 人間の幸福という見地から芸術というものを見た場合には、芸術によって感動することということは、人間の幸福の一つではないかと。例えばすばらしい音楽を聞いたときに、感動で鳥肌が立つこと、すばらしい映画に感動して涙を流すことがあります。私は、このような体験をすることが人間の幸福ではないかと思っております。幸福の捉え方については、人それぞれではありますけれども、特に若いときにこのような感性を磨くことは、大変有意義であろうと考えます。だからといって年寄りに芸術が必要ないと言っているわけではないので誤解しないでほしいのですけれども、アートについても人の感性に対して訴えるものがあり、それが社会をいい方向に変えていく力になるのではないかと。そのためには、特に青少年に対して良質の芸術に触れる機会をふやすことは必要であろうと思います。学校行事などで忙しいとは思いますが、ぜひ芸術のために時間を注ぐことができるように配慮してもらうように学校側にはお願いしたいですし、できればその裾野をたくさんの人たちに広げるようにしていただきたいと思っておりますけれども、そしてやがてそういう青少年たちが育ってくれば、この矢巾、ますますすばらしい町になると思うのですけれども、この点について異論はないとは思っているのですけれども、ご見解を伺います。

○議長（廣田光男議員） 山本社会教育課長。

○社会教育課長（山本 功君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

今議員さんがおっしゃったとおり、全くそのとおりだなと思って拝聴いたしました。青少年に対する芸術、文化の、いわゆる情操教育的なものだというふうに理解をいたしました。田園ホールをオープンさせて、その後ほぼ同時並行的にまず田園ホール混声合唱団ができましたし、あとは弦楽器教室を継続しておりますが、将来の町民オーケストラの結成を目指して、いわゆる全くの素人さん方を集めての弦楽器教室を開催、現在も続けております。そしてまず田園室内合奏団の結成はできております。そしてあとは、もう一つ演劇関係で町民劇場、こちらのほうも現在も活動してございます。この中には、特に町民劇場はわかりやすいのですが、小さなお子様方も入っておりますが、まずこうやって大人の方たちがいい芸術を鑑賞して、なおみずからもいわゆるステージに立つ、演奏する、演じる側として活動していると。こういった方々がステージで披露するものも、見せるものもそうですが、家庭に帰って、お父さん、お母さんはこういったことをやっているのだという家族の中での話がある。それを聞いて子どもが、ああ、お父さんこういうことをやっているのだ。そういったいわゆる日々家庭の中からそういった芸術、文化のかおりがしてくる。そういったものを自然に身にまとって子どもさんが大きくなっていく。さらにその大きくなった子どもさんが家庭をつくって、文化のかおりをまたさらに子どもに伝えていくと、こういう非常に悠長な考えというふうなことも言えるかと思いますが、そういった今々のこと、そして長い10年、50年、100年先のことも含めて広い範囲で、広い視点で芸術文化の振興に当たっていききたいなというところは、田園ホールがオープンしたときからの変わらない考えでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

昆秀一議員。

○7番（昆 秀一議員） ぜひ長い目でもそうですけれども、しっかりとしたそういう継承等をしていただければと思いますけれども、最初私、町が主導してと申し上げたのですけれども、本来であれば、そういうことを町民から声わき上がってくることであればいいのですけれども、なかなか矢巾の町民から声が出ているのか、吸い上げられないのかわからないのですけれども、そういうところを職員の方でも音楽をやられている方、議員の中にもおられますので、そういう方々も今後町として町民からの声を募って、できれば一番いいのは、行政からは手を離れて住民みずからが運営できる状態をつくれればいいわけです。

けれども、以前行われたワークショップでは、盛岡で行われているいしがきミュージックフェスのようなものを矢巾ではという声もありましたので、そういう声もあるわけですから、それを具現化させるお手伝いを町としてはすることが必要だと思うのですけれども、その点の見解をお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 山本社会教育課長。

○社会教育課長（山本 功君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

ただいまの話も全く私は同感でございます。そもそも芸術、文化というのは、個人の欲求に基づいて行うものですので、それに対して町が、いわゆる行政がこういう方向に進みなさいとか、そういったふうなことを言うのは間違っていると思います。そこで町民の方々が自然発生的にということとは、もちろんそういった芽は出ておりますが、先ほどの答弁でもありましたが、いわゆる矢巾に来たら、何かいつも音楽が聞こえる、そういう町にしたいと、これは具体的に言いますと、例えば矢幅駅を降りてやはば一くがあります。やはば一くの1階あるいはねむの木公園、こういったところでもいいでしょうし、もちろん田園ホールもありますし、そういったところで立派なステージでなくてもちょっとしたステージで日々、特にアマチュアの方々が発表する機会を得るというようなものも非常に他市町村から人的な交流という意味でも価値があるなというふうに思っております。

実際、田園ホールの指定管理者のほうで若干今のと趣旨は違いますが、いわゆる実行委員会的な、自分たちが企画をしてメンバーを集めて、演奏会をやるような、そういう人の人材の育成といいますか、そういった運営委員会的なものの結成を、今まで実は手がけてきて挑戦しております。ただ、その結果はといいますと、なかなかお膳立てをこっちがすれば来てくれるけれども、あなたたち自分たちで企画してみないかという、どうも腰が引けるといのが、ここ今までやってきての結果なようでございます。

そこでまず音楽の聞こえる町ということにまず少なくとも来年度は多少なりとも形が見えるようにしていきたいと。そのためには、今年度から準備をしていかなければなりません。こういった実行委員会的なものを組織するために、あるいは私が最初に申し上げたこととは矛盾しますが、ある程度のところは行政が主導して、行政が動くということは、多少なりとも予算を伴うかもしれませんが、そういったところ、町当局のご理解をいただけるのであれば、今年度中に何がしかの準備をして、来年度からはやはば一くの1階でちょっとしたアマチュアグループが、例えば月に1回何団体か出てコンサートを開くとか、そういったふうなところにまず芽出しをしていきたいなというふうなことで今考えておると

ころでございますので、また議員からもいろいろなお答えをいただければと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 以上をもちまして7番、昆秀一議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。

再開を11時25分とします。

午前11時14分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（廣田光男議員） 再開をいたします。

次に、6番、村松信一議員。

第1問目の質問を許します。

（6番 村松信一議員 登壇）

○6番（村松信一議員） 6番、矢巾明進会、村松信一でございます。

1点目の質問をさせていただきます。矢巾町の教育振興基本計画についてであります。平成28年度教育行政方針の中で本年2月、総合教育会議において、矢巾町教育大綱を制定し、町全体として教育や人材育成に取り組むため、基本方針や施策の方向性を確認し、この大綱をもとに4月、第1期矢巾町教育振興基本計画が策定されました。この教育振興基本計画には、町民目線での社会教育活動、公民館活動など多岐にわたる生涯学習の充実が掲げられておりますが、その中で学校教育の充実について、いじめ問題の早期対応が取り上げられ、各小、中学校においていじめ防止基本方針を策定し、実践することとしております。本町では、平成26年7月、矢巾町いじめ防止基本方針、平成26年4月、各小中学校ごとにいじめ防止基本方針を策定いたしております。このいじめ防止基本方針を策定した経過及び日々の運用、確認などはどのようになっているのかお伺いをいたします。

また、青少年の健全育成について各種体験活動の充実を掲げられておりますが、具体的活動はどのようなものかお伺いをいたします。

次に、生涯学習の充実及びスポーツ、レクリエーション環境の充実を掲げられており、現在までも多くの生涯学習の充実を図り、実施されてきましたが、第1期の基本計画が策定されたことによる新たな学習の事実、そしてスポーツ、レクリエーションについても同様に、



このたびの基本計画に取り入れた新たな充実策は何かお伺いをいたします。

次に、芸術、文化活動の推進について、伝統芸能の維持には、後継者の育成対応が最大の課題ですが、この課題解決策に対する考えをお伺いいたします。

次に、文化財の保護と活用について、町内162カ所の遺跡について、未調査である133カ所のうち重要と認められております5カ所の町指定史跡の調査見通しについて、以上、お伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 松尾教育委員長。

（教育委員長 松尾光則君 登壇）

○教育委員長（松尾光則君） 6番、村松信一議員の矢巾町の教育全般についてのご質問にお答えいたします。

1点目のいじめ防止基本方針を策定した経過及び日々の運用、確認等はどのようになっているのかについてであります。国のいじめ防止対策推進法において、学校に義務づけられたことは、学校いじめ防止基本方針の策定といじめ問題への対策のための組織の設定であります。

そこで各学校では、この法に基づき、また国のいじめ防止等のための基本的な方針や国や県が示した基本方針策定のための資料を参考にして、方針策定に当たっての学校の考えや方向性、いじめの防止等の対策のための組織、校内体制などについて管理職並びに主任層を中心にしていじめ防止基本方針の案を検討し、職員会議を経て策定したものであります。この基本方針の中には、学校で行うことが書かれておりますので、各学校において、この方針に基づいた活動を行い、みずからが確認を行っているところであります。しかしながら、本町においては、重大事態の発生、基本方針の実効性の問題等があったことから、昨年9月に県教育委員会から示された留意事項をもとに35項目にわたり学校いじめ防止基本方針の内容等を点検するとともに、その結果を受けて、今年度各学校でいじめ防止基本方針の一部を改定したところであります。今後とも各学校がいじめ防止基本方針に沿っていじめ防止に具体的に取り組んでいくとともに、教育委員会といたしましても、いじめ問題対策連絡協議会等を中心に基本方針のチェックと各学校間の情報交流に努めてまいります。

2点目の青少年の健全育成について具体的な活動はどのようなものかについてですが、本町が目指す青少年の健全育成の考え方としては、さまざまな経験を通して視野の広い人材を育成するところにあり、地域における伝承活動や公民館活動等を通じた世代間交流、他市町村、他団体との交流を通じた地域間交流といった環境も、考え方も異なる人の考え方によく

多く触れ、経験値を上げていくことは有効であると考えております。基本的な活動に加え、常に変わる社会情勢、生活様式を的確に把握し、より効果的な取り組みとなるよう住民の声を大切に事業を進めてまいります。

3点目の生涯学習及びスポーツ、レクリエーションについては、このたびの基本計画に取り入れた新たな充実策は何かについてですが、今年度からは、従来の親子参加型の研修のほか、親世代の研修、子どもだけの研修といった年代に応じた研修会を開催するほか、町公民館だけでなく、歴史民俗資料館、佐々木家曲がり家といった施設を利用しての講座開設、トレッキングなどの野外活動を取り入れ、さらに工夫を重ねながら事業を展開してまいります。

また、いわて国体において、本町で開催するラジオ体操及びスポーツチャンバラについて、年代、性別を選ばない生涯スポーツとして継続して取り組んでいけるよう体制の整備を図ってまいります。

4点目の伝統芸能の後継者育成対応についてですが、本町では毎年開催しております郷土芸能大会において、後継者育成と郷土愛を育む一環として保育園児から児童・生徒、高校生の若い世代の方々にも積極的に出演をいただいているところであります。今後においても若い世代の伝承活動を継続するとともに、文化財調査委員会や郷土芸能保存会の意見、要望を傾聴しながら的確な解決策に取り組んでまいります。

5点目の町指定史跡の調査見直しについてですが、史跡徳丹城跡の総括報告書並びに整備事業の実施計画策定に努めている段階でありますので、現在町指定史跡の調査は計画していないところであります。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） 再質問は関連性がございますので、4点まとめて質問させていただきます。

まず1点目であります。アンケートについては、児童・生徒、それから保護者、それから児童・生徒からの聞き取りの3項目が掲げられています。作成方法、内容のほか小学校ごとに回数、それから実施月は違います。それはどのような理由であるのか。

さらに、例えば滝沢市の場合は、毎月アンケートをとられておりまして、生徒に不安などを記入させ、内容を全教員で回覧しているとあります。本町では、生徒間の苦痛が教員間で共有されないなど課題が浮き彫りになりましたが、アンケート実施後の取り扱いについてど

のような措置をされるのか1点お伺いします。

それから、2点目であります。各小学校で設定いたしました未然防止の取り組みについて、教職員による日々の指導、確認体制はどのようになっているのか。

そして3つ目であります。教育相談を通じた児童からの聞き取り調査方法について、小学校にはなかよし面談、そして児童からの聞き取り調査がありますが、これはどのような違いがあるのか。また、面談や聞き取り調査実施後の調査内容の取り扱いはどうなるのか。

それから、4つ目ではありますが、いじめ防止にかかわる関係組織について、校内、それから校外関係機関に構成員を組織しているところ、それから各学校で違う、学校内のみに組織している学校とありますが、その違いは何なのか。いじめ防止上、関係機関とのふだんの活動内容及び各組織との連携はどうなっているのか、防止対策を実施しているのか、以上4点まとめてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

1点目のいじめに関するアンケートについてであります。いじめのことについて基本となるのは、いじめ防止基本方針ですが、この策定につきましては、国の法律におきましても各学校の実情に応じて内容を検討、設定するということになっております。したがって、作成されるアンケートにつきましても、その内容や実施回数あるいは実施時期などは、学校によって異なるものをご理解いただきたいと思います。

いじめに関するアンケートは、実施後学級、学年あるいは1、2年という学団等でまとめられまして、最終的には、いじめ防止のために設置されました各学校によって名称は異なりますが、いじめ対策委員会のようなところで情報が共有されております。そして、そのトラブル等がいじめか否かどうか、あるいは今後どう対応すべきか、それらはいじめ対策委員会で話し合ひまして、その方針のもと各教職員が児童・生徒への対応、保護者への対応を行っているところでございます。

次に、2点目の日々の指導あるいは日々の活動の確認についてでありますけれども、先ほど申し上げましたいじめ防止のために設置いたしました、俗に言ういじめ対策委員会というところでどういう活動を行うのかということをお教職員に指示しておりますので、その段階できちんと行われているかどうかということをお改めて対策委員会のほうで確認をするということになっております。

特にこのたび新しく入れました生徒指導の観察をメモしておこうということにつきまして

は、各学年でも日々行われているかどうかということを確認しておりますし、教育委員会といたしましてもいじめに係る教育相談員が各学校を巡回して、その内容を見させていただいているところでございます。

3点目の面談の違いやその後の取り扱いについてですけれども、面談とか聞き取り調査とか、さまざまな表現がございますが、教師と児童・生徒の1対1の個人面談でありまして、内容的には同じものでございます。児童・生徒の発達段階を考慮して、あるいは児童・生徒に寄り添った取り組みを行うということで名称が、それぞれ各学校ごとにつけられているものと思います。この面談におきましては、いじめのこともさることながらふだんの様子を聞いたり、悩みごとを中心にさまざまなお話を聞くということが第一義的であり、児童・生徒と教師の信頼関係を構築するということが大事なことだということでも取り組んでいるところでございます。

なお、その面談の中でいじめ等の訴えがあった場合には、早期に対応をしているところでございます。

4点目の学校におけるいじめ防止にかかわる組織の設置についてでございますが、先ほど例えばということはいじめ対策委員会という名前を挙げましたけれども、ここはいじめかどうかといういじめの認知あるいはいじめの未然防止の取り組み、あるいはいじめへの対応など、直接いじめにかかわる事柄とともに、基本方針がきちんと行われているか、具体的な行動がきちんと行われているかというチェックあるいは評価等、ひいてはこの基本方針が妥当なものかどうかというところまでチェックすることになっております。

いじめに直接かかわる事柄につきましては、早期な対応が必要なことから、校内関係者による委員会の推進が行われておりますが、さまざまな取り組みの評価あるいは重大事態の対応につきましては、慎重に行う必要もあり、専門家や学校外の方々も入れた委員会組織というふうになっているところでございます。

なお、スクールカウンセラー等専門家を入れるよう指導しているところでございますが、なかなかスクールカウンセラーの方も少ないので、学校によっては、委員会の組織の中にスクールカウンセラーさんが入れないという状況もあるということをご理解いただきたいと思います。

今4点にわたり再質問にお答えいたしましたけれども、学校はいじめや子どもの自殺の問題は、子供たちのすぐ身近で起きており、非常に根深く、深刻な問題であるという認識を強くしているところでございます。今後も学校教育における生徒指導の根幹にいじめ問題を据

えまして、いじめ防止に関する取り組みを継続して行ってまいりたいというふうに考えております。

なお、昨年7月5日に町内の中学校2年生の男子生徒が学校におけるいじめを一因として列車に飛び込み、みずから命を絶ってから来月で1年が経過することになります。町並びに町教育委員会としてJR東日本並びにご遺族と協議し、ご理解を得ましたので、7月1日から矢幅駅の駅舎外に献花台を設けますとともに、7月4日には男子生徒が亡くなられて1年を迎えての教育長コメントを出す予定でありますし、7月5日には退庁時刻になると思っておりますが、教育委員会はもとより各課において黙祷を行い、弔意を示す予定であることを申し添えます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

村松議員。

○6番（村松信一議員） それでは、続けて5点目にいきます。いじめ相談には、組織外窓口にいじめ相談カードがあります。今年度配布の方法、それから内容について、さらに身近に相談できる外部拠点窓口も必要と思いますが、その考えについてお伺いいたします。

続けて、もう一点お伺いいたします。矢巾の子どもたちの学力について、直近に実施の全国学力学習状況調査から現状をどう受けとめ、どのような人材に育てていくべきと考えているのか、まとめて2点お伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

1点目のさまざまなカードの配布や外部の相談窓口についてであります。今年度4月に盛岡地方法務局のほうから子ども人権110番のカードが送付されまして、全児童・生徒に配布したところでございます。いじめの被害を受けている多くの方は、他人に知られたくないことを理由にいじめを受けていたり、あるいはいじめられていること自体を恥ずかしいと考えて、近くの大人や教師に相談することをためらうことも多いかというふうに思います。そのような子どもにとっては、相談電話やあるいは学校以外の相談窓口というのは、大変有効であるというふうに考えております。そこでさまざまな相談カードの配布、それから学校及び学校以外の相談窓口を学校の広報により知らせるようにしているところでございます。また、教育委員会におきましても今年度より2名のいじめに係る教育相談員を置きまして、電話相談を受けるとともに、学校を回って児童・生徒及び教職員の相談や学校の実情について把握

を行っているところでございます。

なお、この教育委員会の相談窓口につきましては、今後町民に向けてチラシ等を配布して周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、2点目の矢巾の子どもたちの学力の現状ですが、議員ご指摘のとおり、調査結果が出ている直近のテストということになりますと、全国学力学習状況調査ということになりますが、おおむね県平均あるいは全国平均と同様、若干下回っているものもございますけれども、同様、もしくは上回る結果となっておりますので、一定の成果は上がっているものと捉えております。

学校教育は、このような基礎学力とともに、社会で生きていくためのさまざまな能力や態度を育てることが目的でありまして、知育、徳育、体育、食育の全ての面で児童・生徒の立場に立った教育指導を今後も展開してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

村松議員。

○6番（村松信一議員） それでは、次の質問に移らさせていただきます。

学校に行けず一人で悩んでいませんかと語りかけていますこころの窓が開設されております。さまざまな悩みがきっかけで長期間にわたり欠席している町内の小中学校の児童・生徒たちのための教室ですが、対象となる児童・生徒は何人で、現在の利用状況はどうかお伺いをしたいと思います。

それから、次の質問であります。小型無人機ドローンについてであります。規制や用途をめぐる議論はまだ途上ですが、小中学校で児童・生徒に扱い方を教える動きが広がっております。身近なところでは、秋田県仙北市のある小学校では、3年から4年生を対象としたドローンを動かすプログラミングの授業を始めました。パソコンで自由に動かす手順の授業のようですが、学年ごとに10時間から15時間を充てるとのことです。市は20台のドローンを購入し、秋をめどに操縦方法も教えるとのことです。また、ある小学校では、市内をドローンで空撮し、映像から地域の土地利用について社会の勉強に使う、ドローンは多岐にわたる使用方法が考えられ、10年後には我々の周囲にはドローンがあふれていることと思っておりますが、使用に対するモラル教育も必要となります。本町での小中学校での今後のドローンの取り組みはどのように考えているのかお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

1点目のこころの窓の対象児童・生徒数と利用状況についてでございますが、今年度はまだ始まって間もないので、平成27年度の状況ということでご勘弁いただきたいと思っております。こころの窓の対象となる児童・生徒は、さまざまな悩みがきっかけで長期間にわたり学校を欠席している児童・生徒という規定をしているわけで一定の欠席日数等の明確な基準はないところでございます。ただ、不登校の基準であります年間30日以上欠席者を見てまいりますと、昨年度不登校生徒は、小学校で1名、中学校で19名おまして、これらの方々が対象ということを考えますと、このうちこころの窓への通級者は小学校1名、中学校7名でございます。全体として長期欠席者の40%がこころの窓に通級しているという状況でございます。

次に、2点目の小型無人機ドローンについてでございますが、飛行の安全性対策や、あるいは情報セキュリティ対策の構築、あるいは法律等の整備等が指摘される一方でドローンは、農業分野あるいは写真、宅配など産業分野での活用が期待されているものと捉えております。したがって、学習する教材といたしましては、今後価値のあるものになっていくと思われそうですが、現時点では、まだ学習についてどのように取り組むかという確定的なことが言える段階ではないということをご理解いただきたいと思っております。

ただ、原理的にはドローンと同じ学習であると思っておりますけれども、中学校3年生の技術家庭科の情報に関する技術のところ今年度矢巾中学校では、縦横斜め自由自在に操れるロボットを教材に、矢巾北中学校では、前後への進みあるいはUターンなどの動きと時間、距離で制御できる車を教材にいたしまして、簡単なプログラムを作成して、それをそこに入れることによってものを動かすという学習を行っているところでございます。ドローンもある意味同じようなところでございますが、ドローンというのは空中を飛ぶということで、その程度には差はありますけれども、原理的な学習としては、そういう学習も町内で行っているということを申し添えたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

村松議員。

○6番（村松信一議員） それでは、次の質問に移ります。国体のスポーツチャンバラ、ラジオ体操についてであります。昨年の教育施政方針に学校に指導者を派遣し、児童・生徒の意識高揚を図るとあり、今年開催に合わせた児童・生徒に対する国体の対応状況はどうなっ

ているのか。それから、次の質問であります。最終的に今いろいろと教育のことについて質問させていただきましたが、矢巾町の児童・生徒で特筆すべき点として何がすぐれていると思われるのでしょうか。

以上、2点お伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

1点目ですが、今年度開催となる国体に関する児童・生徒に対する対応状況ということでございますが、今年度はこれまでにラジオ体操の出前講座として4回小学校に指導者を派遣しておりますし、また小学生向けのスポーツチャンバラ教室を7月から10回開催する予定となっております。また、昨年度に引き続きまして、小学校高学年から中学校の各学級に47都道府県の応援のぼり旗を作成していただくことになっております。さらに、スポーツチャンバラ及びラジオ体操が開催される10月2日日曜日ですけれども、町内小中学校ともに授業日といたしまして、中学生は朝のラジオ体操に全員参加、雨天の場合は、各中学校の体育館で行うと。小学校高学年の児童は、スポーツチャンバラの応援に当たることになっております。なお、その他、ハンドボール、ホッケー、カヌー等の競技で矢巾町のゆかりのある選手が出場する際には、町のバスを利用いたしまして、一般の方と一緒にいると思いますが、中学生の応援を予定しているところでございます。

2点目の児童・生徒の特筆すべき点でございますけれども、学校から聞こえてくる話といたしましては、明るく素直であるとか、挨拶が大変自然にできるとか、思いやりがあるということが挙げられておりますけれども、中には少数の自己中心的な、あるいは不適応状況を示す生徒も若干いるという報告を受けているところでございます。総体的には、本町におきましては、都市化の影響を受けてはおりますけれども、実直で勤勉な町民性と地域社会との結びつきがまだ保たれていることが財産となりまして、児童・生徒の素直な感性が比較的保たれて、健全に育っているのではないかというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

○6番（村松信一議員） 1問目はありません。

○議長（廣田光男議員） それでは、第2問目の質問を許します。

○6番（村松信一議員） 矢巾町の農業振興についてであります。

3年目を迎えました農地中間管理事業は、制度が浸透してまいりましたが、本町における



農事組合法人の設立状況及び今後の設立の見通し、また昨年度における農地中間管理事業について、機構を通じての賃貸借実績についてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 矢巾町の農業振興についてのご質問にお答えをいたします。

本町における農事組合法人の設立状況及び今後の設立見通しについてですが、現在8法人が集落営農組織から移行した法人となっております。今後の法人設立の見通しについてですが、県の農地中間管理事業による機構集積協力金の交付基準が今年度から新規集積分に限定され、集落営農組織からの移行による法人は、交付対象外となることから、設立に向けた動きは鈍化するものと思われまます。

しかしながら、町内の集落営農組織は、法人化が求められておることから、今後も引き続き法人化に向けた指導、助言を行ってまいります。

次に、平成27年度の農地中間管理機構を通じた賃貸借実績についてですが、法人分が219ヘクタール、個人分が20ヘクタール、合わせて239ヘクタールとなっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

村松信一議員。

○6番（村松信一議員） 農業の省力化について質問させていただきます。

平成24年12月議会での私の一般質問の中の再質問であります。このような質問をしております。水稻のコストの切り札として直播栽培が注目されておりますが、なかなか普及しません。当町において栽培技術や面積の拡大を図るべきと考えるが、町としての考えをお伺いしますと質問をしました。当時の農林課長の答弁であります。農業対策会議において方向性として検証しなければならないと思っております。それぞれの研修会などを開催しながら普及できればなと思っておりますとのお答弁でありました。あれから3年半がたちました。そこで現在町内における直播はどれほどの栽培面積であるのか、そして直播に対する支援策はどのように考えているのか。また、農業全般の指導会において、直播栽培、指導などの実施はされているのか。

今年の作付後の状況を見ますと、5月20日ごろビニールハウスで育てた田植えと、それから直播の作付の田植え後の成長であります。きのう調べたところでは、背丈はほぼ同じでありますし、雑草も生えておりません。ただ株数の分けつが少し弱い程度ではあります。年々作付技術の進歩が見られます。収量は10アール当たり480キロぐらいでありますので、通

常栽培と比較し、120キロほどの減収ではありますが、苗の費用、作付労力などを考えますと、今後の農業経営の省力化に大きく貢献すると思っております。しかし、農業経営には、直轄の農協の指導が重要となりますが、直播に対する取り組みについて農協と本町行政としての考えはどうか、積極的に私は取り組むべきと思いますが、この点をお伺いをいたします。

以前は、直播の発芽率に問題がありましたが、現在は、種もみを鉄コーティングするときには熱が発生するための処理方法が確立され、発芽率問題は解決されつつあります。直播は、機械メーカー、農薬メーカーが積極的ですが、今年は県内に鉄コーティング工場、クボタ、ヤンマー、井関が設置し、本格的な普及体制を整えております。ぜひとも矢巾町内の普及促進に向け、町長の力強いご支援をお願いいたします。

以上であります。質問何点かあります。

○議長（廣田光男議員） 菊池産業振興課長。

○産業振興課長（菊池清美君） ただいまのご質問にお答えいたしますが、まず直播栽培の面積についてどのくらいあるかというご質問でございましたが、これについては、栽培、植えつけ方法について調べがありませんので、実際のところ田植えの方式で面積を抑えるということはしておりませんので、直播の面積は抑えておらないというところでございます。当然直播で植えつけたものは、加工米として使うのか、あるいはホールクロップサイレージとして使うのか、それぞれいろいろなやり方がありますので、ちょっとそのデータについては抑えておらないというところでございます。申しわけありませんが。

それから、2点目の直播栽培の支援策についてというご質問でございますが、何年前、矢巾町の農業対策会議において、数年ほど直播栽培に対して援助をして、補助をして試験的に乾田直播について調べた経緯がありまして、普及するかどうかということをやりましたけれども、なかなか雑草対策とか、いろんな面でうまくいかなかったという経緯がございまして、その後について具体的な支援については、考えなかったという経緯がございまして、しかしながら、今議員おっしゃるとおり、今農地がいろいろ集約されておりますので、集約されればされるほど育苗だけでは、時期的に重なるということで、やはり一つは直播で進めていく。もう一つは育苗のもので進めていくということも生産の時期をずらすという意味からも大変重要なことではないかなと思っておりますので、今後は、今ある補助メニューで対応できるものがあるかどうかを検討しながら町としてどのように取り組むべきものか、研究をしてまいりたいというふうに思っております。

それから、3番目で指導会は実施しているのかというような中身であったかと思いますが、

現況としては、町としてはそういう経緯があったわけでごさいます、指導会等は実施しておらない状況でごさいます。また、農協さんにおかれましては苗立ちが悪いとか、いろんなリスク、そういうことのあるという事で直播栽培については、推奨しておらないという事でございまして、実際ではどうしているかといいますと、生産者の方々が研究会を立ち上げて、その中でご自分たちで研究をしておるようでごさいますし、それから農機具メーカーともタイアップしながらやっておるということが現実のようでごさいます。

そして4点目ですか、取り組みへの考えということでございまして、先ほど言いましたように、直播栽培は、育苗が不要だとか、それから労力がかからない、それから刈り取り時期もずらせるといったようないろんなメリットがありますので、そういったことを踏まえまして、大変有効な栽培手段であるというふうに思いますので、ぜひとも農協さんと協議をしながら研修会等を実施してまいりたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

村松議員。

○6番（村松信一議員） 2点目の再質問であります。平成25年9月議会、一般質問で集落営農組織に対する小麦や大豆栽培について機械の更新時の支援状況等実態について伺っております。答弁は、以下のとおりでありました。小麦や大豆栽培を行う集落営農組織に対する機械更新の支援要望について、コンバイン、トラクター等の大型農業機械更新に対する助成要望がありますが、町単独では財政課題もあり難しいことから国が進める人・農地プラン関連での経営体育成支援事業や県が実施する農業の持続的な発展を牽引する経営体を支援する岩手リーディング経営体育成支援事業など、国や県の補助事業などを紹介し、事業支援をしておりますとご答弁いただきました。

あれから3年たちましたが、このような支援事業の紹介をいただきましたが、現在は農事組合法人の設立による組織運営がなされ、規模の拡大、農地の集約化、事務の専門性や一元管理など、効率化による計画経営を推進しております農業法人や営農組織において、優良農地の維持管理も重要な役目です。減反政策として推奨されております小麦や大豆、そばなど、優良農地の維持管理上、減反に適した作物の栽培も重要となります。しかし、転作に適している作物であります、収穫時における汎用コンバインの不足により適宜収穫ができず、不効率な状況も発生しております。現実には、紫波、水分方面や長岡の所有者などから借用して対応しておりますが、移動にも時間を多く要します。農道を夜中や早朝に自走で移

動するわけですが、とても時間がかかっております。また、通常の積載車には、大きくて登載できず大型積載車の依頼などにも料金が発生しております。

このような状況において、もうすぐ始まります麦の収穫後の大豆やそばの二毛作を取り入れたくても、これ以上の転作は大型機械不足のため限界なのであります。当然このような大型機械は組織ごとに購入する必要はなく、組織間での賃借関係で効率よく使用することで町内に多くの台数が必要とは思いません。現在矢巾町には、汎用コンバインは3台導入されておりますが、さきに説明のとおり状態でありますので、台数不足と思われます。

第7次矢巾町総合計画実施計画では、法人経営安定化支援事業であります法人化組織の大型農業機械取得補助事業の計画によりますと、4年間の計画は毎年補助金はゼロ円でありませぬ。国、県等も含めて本町は大型機械に対する補助事業をどのように考えているのか、本町独自の支援策を検討していただきたくお伺いをいたします。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 菊池産業振興課長。

○産業振興課長（菊池清美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

7次総の総合実施計画において、法人に対する支援事業がゼロであるというお話でございましたけれども、これにつきましては、この補助事業は町単事業で考えて当初ございましたけれども、町単事業ではちょっと予算に限界があるということで国、県の補助事業のメニューに変更するというので地域農業マスタープラン支援事業とか、そういうものに別メニューに変更してございまして、そういう意味でゼロになったということございまして、別に法人に対して補助がなくなったとかということではございません。しかし、先ほど議員仰せのとおり、ただいま大型機械を導入しようとしましても、特に米、それから麦、大豆、これらにつきましては、大変今採択基準が厳しい状況にございます。なかなか補助導入するということは難しいと思われまますが、これも恐らく平成30年産の米から生産数量目標配分が廃止されるということと大きくかかわっているものというふうに認識しております。

そこで、では県ではどのようになっているのか、国、県ではどのようになっているかといいますと、今の補助メニューは園芸作物等にシフトしております。園芸作物等の補助メニューのほうであればいいというような感じにシフトしておりますので、このような状況でありますので、今各集落営農、それから法人等において大型機械等の更新時期にあろうかと思いましたがけれども、今ある国、県の補助メニューを使ってどうにか対応できないか、それぞれの組織等へ丁寧な説明等、あるいは国、県等へ基準がやわらかくなるようなことができない

か要望してまいりたいと思っております。

そしてまた、今議員からの最初のご質問にありますように中間管理機構でございますが、今年度から中間管理機構の基準が変わりまして、新規に集積する分しか地域集積協力金等出ないことになりました。これというのも、できるだけ今までは多くの集積を図れば、補助金も出やすくするというのもありましたが、今まで集落営農から法人に変わるといったような実質もう集積されているということがありまして、そういう面があったことから、本当の新規に集積するものしか出ないということになりました。

しかしながら、そうは言っても、国のほうとしては、中間管理機構による集積を進めれば、補助金が出やすくなりますよということでございますので、依然として法人となられて、集積されるということは、補助メニューを使うという意味では非常に大切なことだと思っておりますので、以上、答弁とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

村松議員。

○6番（村松信一議員） 要するに私わからないのですけれども、大型機械の補助メニューが欲しいということで相談に行った場合は、真剣にいろんな国、県、どのようなものが当てはまるか、真剣に対応してくれる、そういう捉え方でよろしいでしょうか。何もないのですか、あるのですか。

○議長（廣田光男議員） 菊池産業振興課長。

○産業振興課長（菊池清美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

補助メニューはあります。そこで今度各集落営農、法人等に対しまして説明会を開きたいと思っておりますが、その中で補助基準とかを示しまして、こういう基準の内容でございますが、当然のことながら手を挙げなければ、補助金がつくかどうかわからないことでございますので、どういった作物に取り組むのか、どういった経営をやるのかということを取り取りをしながら、どの補助メニューが合うのかどうかということの説明してまいりたいと思っております。

例えば一例を挙げますと、リーディング形態育成支援事業におきましては、例えば3,000万円以上の収入が見込まれるとか、所得が1,000万円以上はなければだめですよとか、それから地域農業マスタープラン実践支援事業であれば、大豆であれば、13ヘクタール以上を集積しなければいけませんよとか収入コストアップが10%以上ダウン、それぞれなければいけませんよというような厳しい基準がございまして、こういうことがクリアできるかどうかというこ

とを相談しながら申請に望みたいということでございますので、補助金がないということではございませんので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） よろしいですか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、以上をもちまして6番、村松信一議員の質問を終わります。

ここで昼食のため暫時休憩をいたします。

再開を1時10分とします。

午後 0時15分 休憩

—————  
午後 1時10分 再開

○議長（廣田光男議員） それでは、午前に引き続き再開をいたします。

今3番、廣田清実議員は退席しておりますので、お知らせをいたします。

それでは、第1問目の質問を許します。

高橋七郎議員。

（11番 高橋七郎議員 登壇）

○11番（高橋七郎議員） 議席番号11番、やまゆり会の高橋七郎でございます。

一般質問を行う前に、去る4月14日から熊本、大分で相次ぐ地震があり、熊本では震度7が2回発生、多くの建物が倒壊し、亡くなられた方、けがをされた方、お悔やみとお見舞いを申し上げるとともに、一日も早く復興ができるようお祈りを申し上げます。

一般質問を町長と選挙管理委員長にさせていただきたいと思います。

矢巾町観光パンフレットについて、観光パンフレットに掲載している内容は、現在と異なっている部分も多くあり、今後どのようにされるのか伺います。市町村によっては、観光パンフレットを観光協会に委託するか、また共同で作成されているが、その考えはないか伺います。

現在のパンフレットは、表紙はシンプルでインパクトがないので、手にとってみたいと思うものを、他の市町村のパンフレットを参考にして斬新で内容の充実したものを製作すべきと思うが、伺います。

観光パンフレットにスマートフォンでも見られることができるQRコードをつける考えは

ないか。

以上、お伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 11番、高橋七郎議員の矢巾町観光パンフレットについてのご質問にお答えをいたします。

1点目の市町村によっては、観光パンフレットを観光協会に委託するか、共同で作成しているが、その考えはないのかについてですが、町が発行しておりますパンフレットは、自然と歴史を主とした内容としており、町内外への情報発信のためにも観光パンフレットは重要なものであることから、今後は町観光協会と協力し、新しい情報を盛り込むなど、魅力あるパンフレットを作成するよう努めてまいります。

2点目の現在のパンフレットの表紙はシンプルでインパクトがないので、手に取ってみたいと思うものを他の市町村のパンフレットを参考にして斬新で内容の充実したものを作成すべきと思うがについてですが、本町のパンフレットは霊峰南昌山が表紙になっております。南昌山は、本町のシンボルであり、その裾野に広がる自然公園も含め、本町の観光の礎を担ってきたことからもしばらく表紙を飾ってきたものであります。1点目のご質問にお答えいたしましたとおり、魅力あるものにするためにもパンフレットを作成する際の表紙は、町内の各種イベントや美しい風景等も視野に入れ、矢巾町観光協会会員等のご意見をいただきながら考慮してまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

3点目の観光パンフレットにスマートフォンで見ることができるQRコードをつける考えはないかについてですが、現在作成中のパンフレットにQRコードを掲載する予定となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

高橋七郎議員。

○11番（高橋七郎議員） 5月6日に開催された第2回産業建設常任委員会で質疑の中で観光パンフレットの作成予定はあるのかという質問で部数が少なくなったので、時期は未定だが、3,000部作成する予定と話されております。現在のものを手直しして作成するのか、これが1点目と。

表紙はとても重要なので本町の作成センスを十分に発揮して観光協会ともアイデアを出し

合いながらできるだけ立派なものを作成すべきと思います。また、掲載内容も含めて作成すべきと思うが、再度お伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 菊池産業振興課長。

○産業振興課長（菊池清美君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず現在のものを手直しして使うというものでございまして、この間の産業建設常任委員会でご説明申し上げましたけれども、今回のパンフレットは、予算上、今あるものをリニューアル、少し手直ししてという予算措置で考えておりまして、3,000部を7月中旬に発行したいというふうに考えております。3,000部というものは、大体1年半から2年もつかどうかということでございますので、できるだけ観光パンフレットというのは、いろいろ周りの状況も変わってきますので、内容も変わってきますので、たくさんつくるとまた現況と合わないということもございまして、そのように考えております。

それから、2点目の表紙を立派にすべきではないかということでございますが、南昌山を今までやってきておりましたけれども、これについても今ちょっと検討しておりまして、例えばひまわり畑も入れるか、あるいは桜を主としたものにするかということは考えてございますが、今のところそんなに大きく変更できるという状態ではございませんので、観光協会の会長もちょっと替わられましたので、ちょっと相談しながらどういう表紙にするか検討して、印刷までには検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、パンフレットの内容についてどの程度リニューアルということかと思っておりますけれども、新しい情報を盛り込むというふうに答弁しておりますけれども、今の状況では矢巾町のお菓子屋さんもちょっとなくなったということもございまして、なかなか新しいものを載せるということは厳しい状況でございますが、駅前状況は大きく変わっていますので、その駅周辺あるいは医大周辺について載せることを考えて、駅前を載せることは今検討して構成をしておるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

高橋七郎議員。

○11番（高橋七郎議員） 観光パンフレットのサイズがちょっと今小さめなので、それやっばりA4ぐらいの大きさにつくるべきではないのかなと思っております、その辺がどうなのか、これ1点と。

それから、さっき中身はちょっと新しくするというお話聞きましたけれども、今宿



泊施設とか、それからマレットゴルフ場とか、そういったところが今現在なくなってしまったり、あとパストラルバーデンもちょっと今使用されていないというふうなところもありますので、そこら辺はどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

観光パンフレットについては、3,000部を1年とか1年半かかると、かからなければさばききれないと、魅力がないからなのです。魅力があると、どんどん出るわけです。だから今ちょっと私もこのところを確認しておらなかったのですが、いずれ最初からどうせつくるのであれば、リニューアルということではなく新しい、それから今ご指摘のとおりA4サイズであれするのがこれもう主流なので、そういうことも含めて、それから観光には大きな要素として交通、宿泊、飲食、土産品とか、いろいろあるわけです。だからそのパンフレットの中にそういうことも取り込むように検討してまいりますので、それで観光協会ともこのことについては、やはりきちっと連携をとりながら、そして今本町の観光が思わしくないのもこういう情報発信にも、やはり仕方の問題もあるわけでございますので、ご指摘のことについては、しっかり受けとめて検討させていただきますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

高橋七郎議員。

○11番（高橋七郎議員） ありがとうございます。時期については、そんなに急いでいるわけではないので、できるだけ内容の充実したものを時間かけてもいいから製作してもらえればなと思っています。そこら辺の考え、もう一度お伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

今ご指摘のあったとおりでございますので、そのことを踏まえながら観光パンフレットの充実化を図ってまいりますので、よろしく願いをします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、第2問目の質問を許します。

高橋七郎議員。

○11番（高橋七郎議員） 矢巾町活動交流センターについて。4月2日から3日までオープニ

ングイベントも開催し、多くの町民が来館され、大いににぎわいました。以上のことから伺います。

2カ月たとうとしていますが、各施設の利用状況と問題点、改善点はなかったのかお伺いいたします。3月10日に特別委員会で視察した折、子育て世代活動支援センター内にある木製遊具からと思われる化学物質、ホルムアルデヒドが発散されていたので、その後の経過について伺います。本町では、図書センターとなっているが、近隣市町村では図書館となっていることから、図書館にできないのか伺います。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 矢巾町活動交流センターについてのご質問にお答えいたします。

1点目の各施設の利用状況と問題点、改良点はなかったかについてですが、4月の利用者は、図書センターが1万2,772人、子育て世代活動支援センターが6,253人であり、地域交流センターにつきましては、貸し出しスペースの利用者が497人となっております。このほかに1階のプロムナードやラウンジ等の無料スペースやカフェにも多くの方々にご利用いただいております。

また、現時点では大きな問題点や改良点についてはありませんが、今後アンケート用紙を設置して、利用者からご意見やご提言などをいただき、問題点や改良点を洗い出し、よりよい施設となるよう努めていくほか、さらなる利用者の発掘や利用促進を図るため、イベント等のソフト事業について取り組むこととしております。

2点目の子育て世代活動支援センター内にある木製遊具からの化学物質についてですが、化学物質濃度測定については、木製遊具を入荷する前の1月24日から同月25日までの測定と入荷した後の3月17日から同月18日までの2回測定しておりますが、どちらも厚生労働省が示す指針値以下であり、開設後も利用者からの苦情もなく、問題はないものと考えております。

3点目の図書センターを図書館にできないかについてですが、本図書センターは、以前の公民館図書室機能の拡充を図り、充実させた施設となっており、開設以降現機能に対しまして、特にご意見をいただいておりますことから特に支障はないと判断していることや図書館としての機能を充実させることによって事業の維持管理運営費に大きく影響することから、現段階では図書センターとして運営することとして考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

高橋七郎議員。

○11番（高橋七郎議員） 答弁書に多くの方が利用されているということで大変喜ばしく思っているところでございます。曜日によっては混雑していると思いますが、そういったときの対応はどのようにやっているのか、これ1点と。

当初予定した人数よりも多分多くなっていると思いますけれども、当初予定は大体どれぐらい考えていたのかお伺いいたします。

質問が4点ほどありますので、一つ一つやりたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） それでは、ただいまのご質問にお答えをいたしたいと思いません。

まず1点目の曜日の混雑の関係でどのように対応しているかということでございますが、確かに平日より土日、休みのほうが多く来場されているということで伺っております。先ほどは、町長答弁で4月分の利用者ということでやっておりますが、5月分、この間まいりまして、若干やはりイベントの関係がありましたので、4月より5月は若干下がっておりますが、それでも1万5,000人程度ぐらいはご利用いただいているという状況です。

土日につきましては、そういう状況でございますので、職員の人数もそれに合わせて対応しているということで平日より土日は少し多目に対応しているということでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

それから、2点目の予定の計画ということでございますが、その予定人数というのは、なかなか把握し切れない部分がございますが、予定どおりというのは、特に定めておらなかったわけでございますけれども、見込みといいますか、思っているよりは多く当初は来ていただいているのかなというような、ということでお聞きをしております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問。

高橋議員。

○11番（高橋七郎議員） ありがとうございます。

2点目に移らせていただきます。木製遊具の化学物質濃度、2回ほど測定しているということでございますけれども、主たる化学物質名と発生源が何なのか。それから、厚生労働省が示す数値、これは幾らの数値で測定した数値がどれぐらいなのか。それから、測定業者、

もしわかればお知らせをお願いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） それでは、ただいまのご質問にお答えをいたしたいと思います。

測定の関係でございますが、発生源は3階の活動スペースの中の真ん中の遊ぶ遊具の部分にいわゆる塗装と申しますか、そういった部分が原因ではないかと思われませんが、数値的には厚生労働省の指針でございますが、一応調査しているのは、ホルムアルデヒドほか6点を調査しております。ホルムアルデヒドにつきましては、指針では1立方当たり100マイクログラムでございますが、当初1回目の測定では、それが3ミリグラム。それから、2回目は9ミリグラムとなっております。それから、そのほかにトルエンにつきましては、指針が260マイクログラムです。同じく1立方当たりでございますが、これが1回目は、測定機材が19が最低値でございますが、それ以下というふうな表現になっております。それから、2回目は、若干高くなりますけれども、29マイクログラムということでございます。あとキリレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼンという種類を測定してございまして、それぞれ上のほうから870マイクログラム、3,800マイクログラム、220マイクログラム、240マイクログラムでございますが、それぞれ測定値の基準以下ということで最低限より測定が不能ということでほとんど出ていないというふうな状況でございます。

それで測定をお願いした業者さんにつきましては、公益財団法人岩手県予防医学協会のほうに測定をいずれも依頼をしている状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問。

高橋七郎議員。

○11番（高橋七郎議員） 多分大きい部屋で測定したのかなと思いますけれども、そうすれば、もちろん基準値以下になるわけでございますが、できれば、これは終わったことですから、基準値以下ということであればあれなのでしょうけれども、もうちょっと狭い、小さい部屋で木製遊具をはかれば、もうちょっと濃度濃くなるのかなという気がします。大きいところではかってしまえば、それは今結果の数値になると思いますので、ぜひ今後そういうことがあったら、ぜひそういったことも検討してもらえればなと思っております。

次に移らせていただきまして、利用者から活動交流センターに隣接する十字路交差点が信号機がないので、危険との話が多く出ていますけれども、その信号機についてその後の経過

はどうなっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） それでは、ただいまのご質問にお答えをいたします。

過去の議会等でも信号機を設置するという事で公安のほうにはお願いしている状況でございます。現時点では、まだ設置決まったということはまだ確定しておりませんが、いずれあそこの場所につきましては、信号機を設置したいということで町のほうからもお願いしておりますので、今後ともお話をしながら、そのような方向になるようにこれからもお話をさせていただきたいと考えております。

なお、あそこの場所につきましては、やっとなといいますか、ちょっと暗かったものですから、街路灯を電力さん等とお話をして、この間から電気ついている状況でございますので、そういった形も含めて交通安全には、いずれ前向きに考えていきたいということで考えておりますので、よろしくお聞きしたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまの答弁でございますけれども、道路都市課長、説明したとおりでございますけれども、この経緯につきまして総務課のほうで持ってございます交通安全対策協議会、こちらのほうございまして、それぞれ委員さんの審議、質疑、現地確認という形のもの、それから紫波警察署さん、お願いいたしまして、現地を確認した中でこれもすぐにはいきませんが、最終的には公安のほうに上申と申しますかしている状況でございますので、道路都市課長申し上げましたとおり、まだ回答等来てございませんけれども、年数的にかかるものかどうか含めまして、今後の状況を確認してまいりたいというふうに存じます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に。

高橋七郎議員。

○11番（高橋七郎議員） ぜひともやっぱり一日も早く信号機をつけてもらって安全に通行できるように、まして学生さんも多く通勤、通学やっていますので、ぜひ努力してもらえればなと思っておるところです。もう一度時期的にはなかなか難しいと思いますけれども、年内とか、来年とかというのは、無理な話なのですか。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ご質問、ご提言ございました年内、早くというふうな形のもの、極力関係機関、警察等に上げますけれども、やはり信号機となれば、やっぱり経費的なものも含めまして多分かかる状況としますので、町としましては、要望等繰り返し行ってまいりたいと存じます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

高橋七郎議員。

○11番（高橋七郎議員） 今度4点目にちょっと移らせていただきまして、図書館にすると維持管理費が運営が大きく影響するという答弁でございまして、どれぐらいの試算であれば可能なのか。それから、広域8市町村で図書館というネーミングでない自治体があるのか。それから、県内でも同じでございましてけれども、図書館というネーミングでないものがあるのか、ないのか、その3点をお聞きしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） それでは、私のほうから後ろのほうの部分、8市町村の関係でございまして、図書館の名称でございまして。ちょっとうちのほうでは、そういった部分に関しては調査は実際のところしておりません。もししているとすれば、社会教育課のほうだと思いますけれども、うちの道路都市課のほうでは、特別なそういった形のものには調査しておらないということでご理解していただきたいと思います。

それから、運営費が上がるという部分でございまして、一応今考えられるのは、図書館になりますと、ある程度充実した形の取り組みという形になるかと思いますが、やっぱりどうしても人件費といいますか、人の関係が恐らくふえるのではないかとということのうちでは見ております。そういった部分で皆さん方とお約束しているそういった全体の枠の中の部分も考えながらということもありますので、そういった部分からできるだけ今の中で問題なければ、このままいきたいなということでは先ほど町長が答弁したとおりで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 山本社会教育課長。

○社会教育課長（山本 功君） ただいまのご質問に対しまして、社会教育課のほうからもお答えをさせていただきます。

まず経費的なことですが、試算は行っておりません。今道路都市課長が申し上げたとおり

ですが、想定されるとすれば、図書館になりますと、著作権法上、書物のいわゆる資料の複製、いわゆるコピーが認められております。ということで、まず単純に考えられますのは、コピー機の購入費用がかかってまいると。それから、利用者の求めに応じて職員が複写をしますので、いわゆる人件費、これも何人必要かというのは、調べておりませんが、そういったところが経費としてかさんでくるのだろうというふうに思っております。

それから、図書館の名称についてでございますが、図書館というのは、図書館法に基づいた建物でございまして、設置条例が必要でございます。私どもの図書センターは、あくまでも矢巾町公民館の図書室が移転、場所を変えたということでございます。つまり公民館図書室というのがまず正式な捉え方でございます。公民館にないのに、何で公民館図書室かということでございますが、これは県教委を通じて文科省にも確認をとってございますが、あくまでも保管場所は公民館の中になくてもいいということでございます。公民館には図書等の資料を備えておかなければならないということで社会教育法で決まっておりますが、備えておく場所は公民館でなくともいいと、当然極端に離れると、これは利用上不便がございしますが、図書センターと公民館の距離であればよろしいだろうということであくまでも位置づけは公民館図書室というふうに捉えていただければと思います。

ということで県内あるいは県外含めまして、あくまでも図書館法にのっとって設置条例を定めておりますのは図書館と名乗っておりますし、それ以外のところは、例えば公民館図書室とか、そういったふうな名称だろうというふうに捉えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

高橋七郎議員。

○11番（高橋七郎議員） 現在の図書センターの職員、何人なのか。それから、司書さんが何人おるのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 山本社会教育課長。

○社会教育課長（山本 功君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

図書センターのスタッフですが、言うまでもなく指定管理者でございしますが、遅番とか早番とか、そういった区分がございします。また、その体制につきましても、いわゆるパート的な職員とか、そういったふうなところはございしますが、一日当たり延べでいきますと5人の体制で運営をしてございします。もちろんその勤務時間が早番、遅番とか、中番とかとありますので、いつ行っても、この5人がいるかということ、必ずしもそうではございませんが、こ

ういうスタッフで回してございます。

それから、司書でございますが、資格を持っておりますのが、2名の職員が司書の資格を持ってございます。ただ、これも常に開館時間中司書がいるかということになりますと、必ずしもそうではないということを申し添えさせていただきます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋七郎議員。

○11番（高橋七郎議員） やっぱり司書さんをフルタイム、なかなかこれ置いておくのは無理だと思いますけれども、やっぱり最低でも半日ぐらい、午前中がいいのか、午後がいいのか、こちら辺は特に平日はいいとしても、やっぱり土日は、誰かかれかやっぱり置くような方法で検討してもらえないとうまくないのかなと思いますけれども、その件について再度お聞きいたします。

○議長（廣田光男議員） 山本社会教育課長。

○社会教育課長（山本 功君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

確かに私どももそうしたいのは山々ですが、やはりそうしますと、経費の問題もございまして、なかなかこの場でわかりましたとはお答えできない状況ですので、そこはご理解をいただければと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に。

高橋七郎議員。

○11番（高橋七郎議員） これは重々わかりますけれども、やっぱり努力ということもやっぱり指定管理者のほうに役場として要望しておかないと、ただ費用的な面だけで無理だということではなくて、やっぱりそういう努力もぜひやってもらいたいなと思います。これは意見ということで大変申しわけないのだけれども、そのように努力してもらえればなと思います。

○議長（廣田光男議員） 質問ですから。山本社会教育課長、そういう要望に答えてください。

○社会教育課長（山本 功君） それでは、私のほうからお答えをいたします。

実は、この指定管理料を決定する際にもいろいろとやりとりをしております。というのは、私どもからこういう業務をやってください。二つ返事でわかりましたということではございませんでした。やはり金額的な折り合いをつけるためにこういったやり方ではど



うか、その運営を含めて、人数も含めてこういったことではいかがか。それではちょっと経費がかかる、できないとか、そういったやりとりを何度もして、何とかここまで、ここに落ちついたというのが実態でございまして、私どもも努力しましたし、指定管理者も最大限の努力をしてもらったと思っておりますが、現在のところではこれがまず妥協できるぎりぎりの体制かなというふうに捉えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、第3問目の質問を許します。

高橋七郎議員。

○11番（高橋七郎議員） 矢幅駅前地区土地区画整理事業について、補償対象物件の移転交渉を拒絶され、施工期間内に完了することができず延期しているが、今後どのような方法で前進させるのか伺います。

商工会で進めている商業集積パティオ構想の計画案及び時期についてお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 矢幅駅前地区土地区画整理事業についてのご質問にお答えをいたします。

1点目の補償対象物件の交渉が難航している箇所の今後の対応についてですが、現在建物所有者につきましては、移転に関して了解をいただいておりますが、居住者とは交渉を拒絶され、移転が進んでいない状況となっております。建物所有者の意向や補償の内容等が居住者に伝わっていないことも原因の一つと考えられますことから、このことを説明できる方法がないか、今現在検討しているところであります。

なお、建物所有者は、協議により居住者の移転が進むことを望んでおりますが、これまでの経緯を踏まえて直接施行の実施もやむを得ないとの意向が示されておりますことから、これにつきましてもあわせて検討を進めることにしております。

2点目の商工会で進めている商業集積パティオ構想の計画案及び時期についてですが、商業集積パティオ構想は、現在矢幅駅前の魅力ある商業集積形成再考研究事業として矢幅駅前商店街の再構築のため、新たなにぎわいづくりを目的に屋台村に続く新商業集積事業として矢幅駅東口に開館いたしましたやはぱーく東側の町有地に商工会が計画を進めております。

計画の内容につきましては、約2,000平方メートルの町有地の南側半分に平成28年10月本設計、平成29年8月着工、平成30年4月オープン予定で日中営業のカフェ、小売業、サービス業を中心とした共同店舗の建設を予定していると聞いております。

なお、町を含む関係者の協議につきましては、今後定期的に開催予定となっております。  
以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

高橋七郎議員。

○11番（高橋七郎議員） 建物所有者は了解していると、ただ入居している人が交渉を拒絶しているということで直接施行もやむを得ないという考えで今答弁いただきましたけれども、交渉期間と施行期間を含めてどこまで最大延長できるのか、これ1点と。

それから、法的対応も考えているのか、その2点をお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） それでは、ただいまのご質問にお答えをいたします。

いつまで待てるかということでございますが、現在矢巾町ではそういった直接施行というのは、今までやったことがございません。それで担当のほうでは、いろいろそういった勉強については現在行っているところでございます。最大限換地の最後の処分の部分もございまして、来年度いっぱいぐらいがタイムリミットかなということでこちらのほうでは考えてございますが、まだいつまでどのようにするかというのは、まだ現在決定をしている状況ではございません。

それから、法的手段はとるかということでございますが、こちらについては、現在とるという方向では考えておりません。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問。

高橋七郎議員。

○11番（高橋七郎議員） できるだけ来年度までということで交渉していくというふうなことですけれども、やっぱりいろんな事業ということでこれ期限が決まっていることなので、後ろもあるでしょうから、ぜひ法的手段、これは最終的なことだと思いのだけれども、できるだけ交渉しながら早期にやれるような方策も検討しながらやるべきと思いますけれども、再度お伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

今道路都市課長も答弁したとおり、強制執行というのは、最後の手段ですので、私どもは基本的には、あくまでも話し合いを基調として対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋七郎議員。

○11番（高橋七郎議員） 質問を変えさせていただきまして、商業施設のパティオ構想は計画どおり進んでいるということで、これもうまく進行してもらいながら進めてもらいたいなと思っているところでございます。

その関連で大変申しわけないのですがけれども、屋台村のにぎわいがちょっと今現在停滞ぎみというふうなこともお聞きしていますけれども、矢巾町として何かてこ入れ策も考えているのか、その考えがあるのか、ないのかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 菊池産業振興課長。

○産業振興課長（菊池清美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

屋台村が今厳しい状況だということは、私も商工会のほうから聞いてはございます。いろいろ月1回何かイベントをするとか、それから晩酌セットをつくるとかということいろいろ検討はしておるようでございますが、今のところ町として屋台村を応援するというふうなことはちょっと考えておりませんが、先ほど観光パンフレットの話でもありましたけれども、そういったもので屋台村も入れるというような方向で支援してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問。

高橋七郎議員。

○11番（高橋七郎議員） 町としてはなかなか支援できないということは十分にわかりますけれども、観光パンフレットにも掲載するというので、これは大変いいことだと思いますけれども、できれば商工会と話し合いをして、インターネットのブログあたりに何かうまいアイデアを絞りながら載せるようなことも商工会と話し合ってもらって進めるということも考えてもらいたいと思いますけれども、再度お伺いいたしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 菊池産業振興課長。

○産業振興課長（菊池清美君） 今インターネット、ホームページ等でやれないかということでございますけれども、これもヤハボックスさんが経営しているわけでございますが、

商工会もそれに手伝っておるわけでございまして、ちょっと商工会とヤハボックスさんと連携して、その辺もホームページ等で掲載できないか、ちょっと協議してまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、次の質問、第4問目の質問を許します。

高橋七郎議員。

○11番（高橋七郎議員） 選挙制度等についてお伺いいたしたいと思っております。

7月に予定されている参議院選挙は18歳から投票ができるようになり、進学や就職などで引っ越しされても住民票を移さないと地元に戻り投票するか、不在者投票の手続は書類のやりとりを郵送でやるために手続に時間がかかることから伺います。

本町で生活している学生に住民票を移してもらうことにより、投票もできるし、本町3万人構想にも合致することから、移してもらえるメリット案の考えはないのか。また、移すことによってデメリットが生じることがあるのか伺います。

6月19日に施行される改正公職選挙法で駅や大型商業施設に自治体の判断で共通投票所を設置可能となったこと。また、期日前投票時間を最長午前6時半から午後10時まで広げることが認められたが、できないのかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 選挙制度等についてのご質問にお答えをいたします。

1点目の本町で生活している学生の住民票を移すことのメリット案の考えとデメリットが生ずることがあるかについてですが、転入した場合は、住民基本台帳法に基づき、市町村に届け出をしなければならない規定になっておりますが、届け出されていないケースがあるのも事実であります。住民登録は、市町村が行う各種事務の根幹をなすものであり、選挙だけではなく、さまざまな行政サービスを行う際にも基本となるものでありますし、特にも大規模な災害が発生した際の安否確認においては、正確な情報を把握できないこともあり得ると想定されることから、住民登録がないことによるデメリット面が多いと捉えております。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 石館選挙管理委員長。

(選挙管理委員会委員長 石舘謙三君 登壇)

○選挙管理委員会委員長（石舘謙三君） それでは、引き続き選挙制度等についてのご質問にお答えいたします。

2点目の改正公職選挙法で共通投票所を駅や大型商業施設に自治体の判断で設置可能になったこと。また、期日前投票時間を広げることを認められたが、できないかについてですが、共通投票所の設置については、改正法の趣旨や投票所の秘密保持等を考慮し、選挙当日に共通投票所が設置可能な場所として矢幅駅、またはやはば一くでの設置を選挙管理委員会において検討いたしました。メリットとして、鉄道を利用する方、やはば一くを利用する方の利便性向上となることが挙げられますが、デメリットとして、選挙当日は日曜日であることが通例であることから、平日に比べて鉄道利用者が少ないと想定されること、投票区の区割りがない共通投票所設置による二重投票防止のためのシステム設備投資が必要なこと、第5投票所を設置している不来方高等学校から近いことが挙げられ、総合的に判断したところ、直近で予定されている参議院議員通常選挙においては、設置しないこととしたものであります。

また、期日前投票時間の変更であります。大型店舗に期日前投票所を設置した場合には、店舗の営業時間と投票所の投票時間に違いが発生する可能性があることから、改正法において、そのような際に柔軟な対応ができるようにしたものであります。直近で予定されている参議院議員通常選挙では、これまでのとおり期日前投票所を矢巾町役場のみとする予定であり、過去の投票状況を見ても、開始時刻及び終了時刻近くの時間帯は、余り多くないことから、変更しないこととしたものであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

高橋七郎議員。

○11番（高橋七郎議員） 答弁ありがとうございました。

選挙管理委員長さんには初めての答弁ということで大変ご苦労さまでございます。1点目の質問についてでございますけれども、私の質問の内容が不足してしまして大変申しわけなく思っております。ちょっと聞きたい内容とずれていたのが1問目の質問でございます。私が聞きたかったのは、本町3万人構想にも合致するので、町から学生に住民票を移してもらえるメリットは、生徒が移してもらおうと、こんなメリットが矢巾町からいただきますよということをお聞きしたかったわけでございます。前にも矢巾町に移住して住

宅を建てれば金利の一部を補填したいという話等々ありましたので、学生にもそういったものがないのかなということでも伺った次第でございます。

できれば、なかなかこれは難しいかと思えますけれども、役場に来たときの住民票とか、そういったときの手数料の一部とか、それからこれはこの前、上下水道課のほうにもちょっとお話したことがあったのですけれども、水道料金の基本料金の一部を減免するとか、そういったこともメリット案として考えられるわけでもございまして、そういったことをお聞きしたかったということがこれ一つでございます。

それから、デメリットのほうなのですけれども、移すことによって町内会の掃除とか、何か機会あるごとに出てこないといかんというのが今現在でも同じだと思うのだけれども、それが住民票を移すことによってかなりの負担になるのかなと思ったりして、デメリットはあるのか、ないのかなということをお聞きしたかったということでございますので、再度お聞きしたいと思えます。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

大変答弁のほうが簡潔と申しますか、逆の方向で多分答えられたと思えますので、改めて答弁させていただきますけれども、まずメリット関係、いわゆる3万人構想に近づく学生さん含めましたいわゆる未登録者の部分の関係でございますけれども、当然人口がまずカウントされる、これはまず当然大きいことなわけですけれども、町からの行政情報、この部分については、間違いなく住所登録していただく方含めまして、住所登録されている方には、直通的にまずつながっていくのかなというふうなこれはメリットがあると思えます。その中で具体的なものといたしましては、例えば安否確認情報の確認ができるというのは、先ほど答えたとおりですけれども、例えば健康診断の関係とか、これについては、もうダイレクトに本人に直接ご案内を申し上げることができるということで、いわゆる行政情報の部分、こちらがまず行き届くというふうなうちらとすればメリットがあるというふうな、登録していただければ、そういうふうな状況があると思えます。

また、ご本人といたしましても、例えば住民票とか印鑑証明、こちら住所地でとることになっているわけで、これは郵送でもそれこそ遠くの住宅地に送ることはできるわけですが、役場、すぐでございますので、こちらについては、免許証とか、パスポートに使うためとか、いろんな形の状況の中ですぐ対応できるものというふうなメリットとしては捉えているところでございます。

それから、逆にデメリットというのかどうかあれなのですけれども、これは高橋議員さんおっしゃったように、自治会や行政からのお手伝いとか、お知らせ、イベント参加、煩わしさというのか、ここら辺がまず登録しなければ来ないのかなというふうな形もするところがございますし、あとは逆に申請や手続、転入手続とか、申請、いろんな手続、役場、行政のほうございますけれども、こちらが省略されるのかなというふうな考えを持っているところでデメリットとしてそういうふうな考えを持っているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

高橋七郎議員。

○11番（高橋七郎議員） 今現在矢巾町のアパートに医大の生徒さんが大体430人ぐらいアパートに住んでいるというふうなお話を聞きます。6年間ということでございますので、それで430名なそうです。それから、来年から看護学部も入ってくるということで、もしかすると450名を超える可能性も出てくるというふうなこともありますので、これはもう大体80人ぐらいという話なようですけれども、これも6年間といえは500人近くにもなっていくのかなというふうな感じがしております。現在住民票を移している方、もしわかる範囲で何人ぐらいいるのですか、これ1点お聞きしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼 仁君） ただいまの質問にお答えいたします。

残念ながら窓口では、その方の職業なり、どういった理由で転入したかというようなことについては捉えておりませんので、申しわけありませんが、ちょっと住民課の窓口としては人数は把握していないところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋七郎議員。

○11番（高橋七郎議員） ぜひせつかくの窓口に来たら、やっぱりそういったところもどれぐらいの人が学生が矢巾町に住民票を移しているのかというのもやっぱり調べておくべきではないのかなと思います。これをまず1点と。

それから、アパートに入っている生徒さん、結構ごみとか、そういったものをいっぱい出しているわけがございますけれども、これも料金、袋は買ってもらっているけれども、住民税を払っていないからただというようなことでございますけれども、できれば今後とも医大のほうにそういった住民票を移してもらおうとか、そういったところの働きかけをや

っぱり積極的にやっていって、やっぱり医大にも協力してもらいながらやっていかなければだめなのかなと思いますけれども、そういったことについてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

今実は、きのう法務局の戸籍課で新任の職員の研修会あるときに、今全国で戸籍のない子どもさんたちというか、600人から700人ぐらい、わかっているだけで、実際はもっと多いのではないかと、そういったことで民生児童委員とか、そういった方々のご協力をいただいて、無戸籍をなくしていきたいと、そのときに今まさに高橋七郎議員が質問された、いわゆるご存じのとおり、この間の国勢調査のときも5年前は2万7,205人と、今回は2万7,683人ということで、基本台帳に基づく住民登録との数の差があるわけです、これは当然。そこで今おっしゃるとおり、岩手医大とか、アパートの所有者とか経営者とか、またそれを管理している不動産会社とか、そういうところとも連携しながら、いずれ今言った無戸籍で何が一番あれだかという、やはり先ほど答弁があったように、教育のことから、またはいろんな予防接種のことからいろいろあるわけです。そういったことを丁寧に説明をしながら、なるべくもう転入したならば、住民登録をしていただくような形をつくってまいりたいと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたい。

特にも国勢調査は、これはもう地方交付税の一番の基礎数値になるところでございますので、この3万人構想等も合わせてこれからしっかり取り組んでまいりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

高橋七郎議員。

○11番（高橋七郎議員） ちまたには、医大のほうで生徒さん、誰がどこに住んでいるということも全部掌握しているそうです。そういったこともありますので、そういったところの情報もしっかり医大のほうからもらいながら、あとは生徒さんにできるだけメリット案を何か出しながら、やっぱり3万人構想に向かっていかなければだめだと思いますので、再度、これで終わりにしたいと思いますので、再度お伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

ただ、高橋七郎議員、これは個人情報等の問題もあるので、これは一歩間違えばあれな



ので、そういった個人情報等に抵触しないことを前提として、今ご指摘いただいたことには真摯に取り組んでまいりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（廣田光男議員） よろしゅうござひますか。

（「はい、ありがとうござひました」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、11番、高橋七郎議員の質問を終わります。

ここで休憩に入りますが、再開を2時20分とします。

午後 2時10分 休憩

-----  
午後 2時20分 再開

○議長（廣田光男議員） 再開をいたします。

次に、1番、赤丸秀雄議員。

それでは、第1問目の質問を許します。

（1番 赤丸秀雄議員 登壇）

○1番（赤丸秀雄議員） 議席番号1番、一心会の赤丸秀雄です。よろしくお願ひします。

質問第1、町のICT化推進について伺ひます。このところのマスメディア、新聞、テレビ等報道によれば、情報技術のさらなる進展により、各方面の利用に目覚ましい活用方法を紹介してあります。そこで本町でもICTをもっと活用して学業向上、観光PR、業務効率にICTの積極的推進を図るべきと考え、以下3項目について伺ひます。

1項目めの小中学校教育への積極活用の推進について伺ひます。現在当町の小中学校全校には、光回線のネットワーク設備、電子黒板、パソコン、プロジェクター、ディスプレイ用のテレビが配備となっているとのこととあります。昨年煙山小学校を視察研修したときに、英語を学ぼうでスティーブンインストラクターが電子黒板を活用し、児童にゲーム感覚で楽しく英語に親しむ活動をしていました。1人の講師が多階層を対象に授業をするときは、電子黒板は有効でありますので、ぜひほかの授業への活用する取り組みが必要と考えます。例えば理科の授業の実験、植物の生態観察、漢字の書き順を動画で確認、利用する等例があります。また、今では授業用プログラムも多数開発されていますので、電子黒板活用には、1人の講師負担も軽減になると想定されますので、電子黒板の積極的活用推進について質問します。

次に、不動小学校、徳田小学校は、ほぼ学年単学級の状況にあります。単学級でありますとクラスがえがなく、いつも決まった少人数の授業となり、授業にもマンネリ化が生じるな

ど、弊害が指摘されています。徳田小学校を視察研修した際、学校長のお話では、1学年から6学年の縦割り班をつくって児童の生活、活動に変化を持たせた行動をさせているとおっしゃっていました。よいアイデアであると感じた次第であります。このように単学級の弊害対策として、いろいろ工夫されているところですが、先日奈良県五條市では、文科省の実証授業活用として市内学校間でテレビ会議システムを利用し、電子黒板とタブレット端末を利用して、合同授業を開始したことが新聞に掲載されていました。この五條市は、公立小学校10校中、7学校が学年単学級のため、学級授業の形骸、マンネリ化打破にこのシステムを活用しているようです。当町にも電子黒板と一部にタブレット導入が図られている状況から、徳田小学校と不動小学校間で実施してみてもはどうでしょうか。単学級の課題、弊害が少しでも解消となるきっかけづくりになることを期待しての質問であります。

次に、2020年には総務省が全国全ての小、中、高の学校に無線LANを整備し、教科書も紙ベースからデジタル教科書へ移行すると明言した新聞記事が5月に掲載となっております。このように日々進捗するICTを踏まえ、町内小中学校のパソコン利用状況とタブレットの活用の今後の考えについて伺います。

次、2項目めの徳丹城史跡へのAR導入による観光PRについて伺います。史跡調査から40年以上経過し、町民から今後どのように活用を考えるか問われる昨今であります。1つは、観光面から昨年作成したDVDをもとに町内外の皆様へPRする必要があると思い、AR、拡張現実技術のことでありますが、利用して観光PRを行っていきたく感じての質問であります。現在岩手大学に依頼し、作成、検討していることのようにですが、進捗はどのような状況であるか伺います。

また、町民には、復元等要望する意見もありますが、多額の費用を要すると思いますので、ぜひAR技術の推進を図っていただきたいと思えます。

それから、町の重要史跡である徳丹城史跡を再度町民に認識していただくことと文化財に対する醸成を図る意味から取り組みを期待し、あわせて質問させていただきます。

3項目めは、当局と議会との業務効率を考慮して、ICT導入推進の考えについて伺います。議員の中にもタブレット導入に対して賛成、反対の意見があります。大方は賛成意見ですが、反対意見の主なものとして、町の経費負担増を懸念する声、導入が時期尚早ではないかという意見があります。しかし、ICTは、もはや世の趨勢となり、これからはIOTになる時代であります。ぜひ議会へタブレット端末の導入を考える必要からこの件について伺います。ほかにタブレットを導入したときの運用メリットと資料のカラー表示化やグラフな

ど利用して説明することにより、説明ポイントが強調できて、説明資料の理解度が増すことなどを踏まえ、あわせて2つの質問をするものです。

以上、ICTの積極的推進についての質問ですが、よろしくお願いたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 1番、赤丸秀雄議員の町のICT化推進についてのご質問にお答えいたします。

3点目の当局と議会との業務効率を考慮して、ICT導入推進の考え方についてですが、議会へのタブレット端末の導入の考えについては、事務事業の効率化を図る上でICTの導入推進を今後も進めていくべきことと認識しておりますが、タブレット端末の導入につきましては、平成28年議会定例会3月会議で昆秀一議員のご質問にお答えしているとおおり、初期導入費用、毎年発生する維持費等の費用面と資料のペーパーレス化、事務処理の効率化、スピード化等の効果面に加え、セキュリティー対策等の課題を総合的に検証しながら、今後も町議会との協議を進める考えに変わりはないところであります。

次に、議会、委員会、全協等資料をインターネット上のファイル保管サービスを利用して電子ファイルを保管、管理する、いわゆるクラウド管理のメリットについてですが、一元的にデータを管理でき、効率的運用が可能となること、時間や場所に制限されずにデータを入手できること、また紙媒体に比べて検索性が向上するため、目的の情報を調べることの省力化が図られるものと考えております。

さらに、現在パソコンやスマートフォン、タブレットなどのさまざまなデバイスが普及し、いつでも、どこでも何からでもといったネット利用の多様化が進み、議会と町、そして将来的には、住民の皆様への情報提供、収集等、コミュニケーションの機会をふやすことができると考えております。

一方、クラウド管理のみとした場合では、機器の所有の有無や操作方法の習得といった一定のハードルがあること、さらに情報機器等の利用に関し、抵抗感を持たれている方々や身体機能の障がいなどにより機器操作が難しい方なども想定され、均等に情報提供する面においてデメリットがあると認識しております。

次に、当局説明資料がカラー表示で見やすく、説明ポイントが明確化されることについてですが、資料中における重要ポイントが明確になり、記載内容の把握しやすさの向上に寄与するメリットはあるものと考えております。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 松尾教育委員長。

（教育委員長 松尾光則君 登壇）

○教育委員長（松尾光則君） 引き続き町のICT化積極推進についてのご質問にお答えいたします。

1点目の小中学校への積極活用の推進について、小学校の電子黒板を英語教育以外への積極活用推進についてですが、電子黒板については、現在は社会、理科における探求的な学習や総合的な学習における修学旅行の事前研修といった場面で使用するなど、教科書以外の生きた教材として使用しておりますので、今後も授業や学校生活のさまざまな状況において積極的に活用してまいります。

次に、学年単学級授業へのICT活用による合同事業実施の考え方についてですが、さまざまところで合同授業が行われておりますので、学校の枠を超えた合同授業の必要性、周辺機器の整備等さまざまな角度から今後研究してまいります。

次に、町内小中学校のパソコン利用状況とタブレット活用の今後の考えについてですが、パソコンを利用した学習内容については、インターネットを利用した検索活動やローマ字入力の練習、情報モラルの学習を行っており、各クラスにおいて月平均2時間程度の利用となっております。さらに、タブレット活用の今後の考え方についてですが、タブレットの導入状況は、徳田小学校及び煙山小学校の2校に、それぞれ7台ずつ配置しており、今後児童・生徒がテーマを設けて話し合いをする際に、タブレットを用いて、各グループで加筆、修正しながら考えをまとめたり、その情報を瞬時にプロジェクターで情報を共有したりすることも可能であることから、児童・生徒の興味、関心を高めながら中身の濃い事業展開が期待できるものであり、今後も情報収集しながらタブレットの活用について研究してまいります。

2点目の徳丹城史跡へのAR導入による観光PRについて、導入に向けての現時点の取り組み状況についてですが、平成27年度から岩手大学の地域課題解決プログラムを活用し、AR技術活用の検討テーマの採択を受け、同大理工学部に資料を提供しながら技術開発をお願いしております。昨年度は、AR技術の現地での適用性を検証し、徳丹城西門における表示アプリケーションの基礎部分の作成を行ったところであり、今年度は実用化を目指し、タブレットを使用した西門等のARによる仮想的再現を行う技術開発をお願いしているところであります。

次に、復元に多額の費用を要するため、AR技術推進の考えについてですが、ARは、他

の史跡においても活用事例が見られており、史跡における新しい活用方法となっており、楽しみながら気軽に史跡を楽しむことができることから、本町としても町内の児童・生徒並びに観光で徳丹城を訪れる方々に活用いただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、重要史跡である徳丹城史跡を町民に再認識、醸成推進についてですが、今までの発掘調査成果や歴史的価値についてわかりやすく周知することが第一であると考えており、昨年度作成しましたよみがえる徳丹城の3D映像などを活用し、さらには、ボランティアガイドなどの人材育成や普及事業に力を入れながら徳丹城史跡に対する町民の方々の認識を深めることができるよう鋭意努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

赤丸議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 順不同ですが、1点ずつ質問させていただきます。

まず答弁の中に合同授業の件でありました。答弁にさまざまところで合同授業が行われているとありますが、具体的にはどのようなことでしょうかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

学年に1つだけの単学級学年のほかに少人数で10人とか、1学級10人とかという場合に合同の学校の枠を超えて、ICTではありませんけれども、合同の授業を行ったり、また専門性の高い人を呼んで遠隔授業、きょうNHKのニュースでも取り上げていたと思いますけれども、そういうふうな形での授業実践が全国で行われておりますので、合同授業といっても、それぞれレベルとか、形は違うと思いますが、このごろは多く行われているものと認識しているところであります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問。

赤丸議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 合同授業を実施しているということで、私も何もICT活用にこだわりません。特に不動小学校、徳田小学校には、先ほど言ったように単学級ということでありまして、知り合いの父兄等からは、学区見直しもままならないときに何とかならないのですかねみたいな雑談をしたことがありまして、そういうことでもあれば、徳田、不動小学校

間は、バスで15分程度で移動できるような距離にもありますから、ぜひ単学級であれば、35人未満だと思いますので、ぜひバス利用によるものも含めて合同授業の実施を前向きに捉えていただきたいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

合同授業については、人数の少ない学級で役割が固定されているときに意見がなかなか交換できないとか、そういうふうなことを考えると合同授業の必要性というのは、多くあるかというふうに思います。単学級であるから合同授業ということについては、全体でなければならぬ授業というのはどういう授業かということを考えてこななければならないと思います。岩手県が置かれている現状というのは、27年に小学校で340校程度あるのですけれども、不動小学校、それから徳田小学校の人数は、下のほうから数えて220番ぐらいのところにございます。つまり岩手県ではごく普通の単学級のそういう学校になっておりますので、まだ1学級の人数が十何人ということではありませんので、役割の固定化というのは、まだ防げるのかなというふうに思います。

ただし、もっと大きな人数でさまざまなことを意見を交換し合ったり、大人数で何かに取り組まなければならない、そういうよさがある授業につきましては、今後合同で何かができるのかどうか検討させていただきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 赤丸委員。

○1番（赤丸秀雄議員） ありがとうございます。

次に、徳丹城のARの部分についてご質問します。昨年の町制施行60周年記念イベントでその3D映像、映し出されて、初めて見まして、大変すばらしいものであったと感動しております。その映像を取り込んでスマートフォンやタブレットに接続して、いかにも徳丹城跡地にその建物が復元されたような状況を仮想で映し出し、そこに人が立って写真を撮れば、その史跡の前で復元されたような状況で撮るとというのがこのARの大きな特徴であります。そういった意味から今後徳丹城を観光の一つの目玉として矢巾町で考えていくのであれば、ぜひこのARを導入して取り組んでいていただきたいなと感じております。それで作成費用とか維持費とかは、今後具現化するようですが、その辺の経費というのはどのぐらいかかるのでしょうか。

以上、お願いいたします。

○議長（廣田光男議員） 山本社会教育課長。

○社会教育課長（山本 功君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

まずこれからかかる費用でございますが、まず岩手大学への依頼につきましては、経費は無料ということでお願いをしております。そこで1点、今現在考えておりますのは、本当は映る画面が3Dだと非常にいいのはよくわかっておりますが、実はそこまでは残念ながらいけないと。経費の面もございしますが、例えていいますと、弘前城で使っておるような、あいった動かない、静止画像といいますか、そういったふうなもので今のところは考えてございます。

これからの運用につきましては、その効果といいますのは、議員ご指摘のとおりでございます。全く同意見でございますが、岩大のほうから出てきたデータ、これを使って、私ども今考えておりますのは、現在町のほうで運用しております観光アプリで街めぐ矢巾編というのがございます。こちらのほうに徳丹城のほうも掲載をして、矢巾町の観光、街路めぐ矢巾編にアクセスをすれば全部いいよというような形で運用していきたいと私どもは考えております。

ただ、実際のところ、岩大のほうのデータと街めぐ矢巾編のアプリが一致してございませぬので、岩大でつくったデータを街めぐに載せられるかどうかのところも含めまして、今年度詳細な詰めといいますか、作成のほうを詰めていきたいというのが現状でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

赤丸議員。

○1番（赤丸秀雄議員） パソコンの利用状況についてご質問させていただきます。

まず各クラスにおいて月平均2時間程度の利用となっておりますという状況であります。総務省から発表されている資料等で見ますと、今のインターネットの利用率、小学校においては61%、中学校においては80%、高校生については98%という形でインターネットを利用しているというデータが出ております。そういう中で答弁にありました月2時間、よその教科に時間がとられるのはいたし方ないにしても、この2時間の中で検索活動、ローマ字入力等学習を行っているということですが、この辺の学習状況をわかる範囲で構いませんが、子どもの反応というのは、いかがなものでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

コンピューター教室が設置されてからかなりの時間がたっております。また、家庭にもパソコンが相当数普及してきていることと思います。そのような状況から昔は使い方を教えるという形で、かなりの時間数コンピューター教室を利用することが多かったわけですが、今はスマートフォンとか、そういう形で、例えばローマ字入力とか、そういう入力については、もうほとんど小中学生については教える必要がないもの、以前はあったからコンピューター教室に連れて行って教えていたわけでございます。

そういうふうな点から、今はインターネットとなりますと、ある程度学校では縛りをかけますので、そういう調査ものよりもさまざまなプログラムというか、アプリケーションのソフトを使って、例えば問題練習をすとか、あるいはいろいろな空間図形の動くのを見るとかという、そういうふうなもので使われているので、昔から比べると時間数は少なくなってきたのかなという感じを私は受けているところであります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

赤丸議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 議会へのタブレット端末等について再質問させていただきます。

議会でタブレットを導入するというと、どうしてもコストダウンだけが効果と見られがちであります。ただ、やはり確かに一つには導入効果、ペーパーレス化による経費削減に注目されるでありますが、今現在導入している議会さんの検証結果等を確認すれば、そのほかの効果のほうが高いという導入した結果も出ております。30秒ぐらいでちょっと資料を読ませていただきます。

「効果は、紙で資料を配付することがなくなるので、紙の量を減らすことや配付の手間がなくなることでのコストダウン、資料の更新、差しかえが瞬時に行え、資料をクラウドに置くことでいつでもどこからでも資料を閲覧し、調査できることがメリットになることは容易に想像できていた」。

ここまでは我々導入に当たっても検討したところであります。「だが、アプリによっては、行政や議員が説明をする際、説明者の話の内容に合わせて、タブレットの画面を説明者と同じ物に表示させることができるので、理解度がより深まること、議員同士の連絡、議会事務局や行政からの連絡が簡単に効率的になることのほうがはるかに効果として高い」と、こういうことがあります。我々の議会活動の中でも委員会活動あります。それから、視察研修あります。そういったものが今紙ベースで共有しているものですから、どうしても1カ月たっ



ての情報だったりすることも多々あります。そういった意味でタブレットの効用をぜひ皆さんと一緒に共有をして、導入に向けた検討をしていきたいと考えておりますし、また先ほど答弁の中にセキュリティー対策のお話ありましたが、今の技術をもってすれば、もうセキュリティーについては、ほぼ完璧というような形のデータも出ております。

企業の開発情報みたいに絶対漏らしてはダメなような部分については、何重もセキュリティー対策は考えなければならぬでしょうが、議会で共有するもののデータ等であれば、今の技術で十分という内容でもありますから、ぜひ導入に向けて考えていきたいと思っております。

そこでご質問ですが、答弁の内容に3月議会での昆秀一議員の質問に答えたとありますが、それを踏まえた上で再度お聞きします。説明したとおり、メリットと今後もICTに取り組む上で、ぜひタブレットは必要と考えますので、協議をしていくという答弁内容がありましたが、一步踏み込んで当局と議会で導入に向けた検討委員会なりを設置して、導入に向けた検証をしながら前向きに取り組んでいきたいと考えますが、この辺についてはいかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

町内のコンピューターの所管をしておるという意味での企画財政課でお答えさせていただきます。

赤丸議員、最後のところにお話をいただいた導入に向けての一步踏み込んだ検討委員会なるものということにつきましては、当方といたしましては、基本的に議会からそういったお話があるとすれば、議会の総意としてもものの設置をということであれば、こちらのほうはいつでもオーケーできると思っております。

ただ1点補足をさせていただきたいのは、先ほどセキュリティーの面でのお話がありました。このタブレットでやりとりする情報の内容によりましては、通常の、いわゆる通常レベルのセキュリティーでも問題はないというところについては私も異論ございませんが、現在個人番号を扱っているということもありまして、今現在の矢巾町役場、全国そうなのですけれども、役場の中にありますコンピューターネットワークにつきましては、物理的には一本の1つの系統でつながってはおりますが、論理的に分離するとか、そういったもの、もしくは状況よりましてはハード的にも完全に分離する。甚だしくは、いわゆる個人番号とかを扱うものの基幹系といっていますけれども、基幹系のシステムと、それから通常のインターネットと接続してメール等のやりとりをしたり、ホームページを確認したりするほうの情報系

のシステムを物理的に分離するところまで求められております。ですので、例えば基幹系は、持ち出しもできないほうがいいので、普通の据え置き型のパソコンで運用し、情報系については、w i — f i でインターネットの接続できるようにしておいてノートパソコンで運用する。そしてつまりはそれは職員1人につき2台で運用するといったぐらいの甚だしいところだと、そういった対策までとっているところがあります。

ですので、仮に議会でタブレットを運用するとなった場合につきましても、役場の庁舎内につきましても、完全に既存の役場庁舎内のネットワークから分離した形での運用をせざるを得ない。これは、セキュリティーですし、個人番号を扱うということでの法律関係からもそこまでのものを求められている状況でございます。そういったセキュリティーに関しましては、我々なり、一般の感覚からさらにシビアなものを求められているという状況はご理解いただきたいと思います。その上で先ほどお話しありましたように、このタブレットで扱う情報の内容が問題がないレベルであれば、それはそれで可能なものというふうを考えられます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、第2問目の質問を許します。

赤丸議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 上下水道料金値上げについてお伺いいたします。

ことし1月4日に、本町の上下水道設備の状況説明を初めて受けました。私自身正直言って東日本大震災時も水道事業に大きな被災もなく、上下水道事業の利益率は県内トップレベルと認識していましたので、料金値上げを7月目途に説明されたときは、何事だと感じました。この何事だというと、怒っているように思いますが、驚いたということですので。また当時は、消費税率引き上げを来年4月が確定のごとく報道されていたので、なおさら強く感じた次第です。そこで以下についてお伺いします。

町民への説明時期は、いつごろを予定されているか伺います。

また、現状の設備状況と資金調達についての内容を簡潔明瞭な説明資料が町民に対して必要と考えますが、その作成状況については、どのように考えているか伺います。

値上げ後の町の上下水道事業の将来展望について伺います。このことは、今回当局で想定というか、計画しております値上げ率をもってすれば、どのようなところまで管路の更改な

り、値上げをしないでもつような状況も5年、10年スパンで考えているかと思っておりますので、その辺もあわせてお伺いします。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 上下水道料金値上げについてのご質問にお答えいたします。

1点目の町民への説明時期はいつごろを予定されているかについてですが、上下水道事業の現状と課題について、各世帯にリーフレットを配付するほか、7月中旬から町内4カ所で説明会の開催を予定しております。

2点目の現状の設備の状況と資金調達についての簡潔明確な説明資料の準備状況についてですが、上下水道施設の老朽化対策や耐震化、それに伴う財源など、町民の皆様にはわかりやすい資料を町のホームページ等を活用して公表してまいります。

3点目の値上げ後の上下水道事業の将来展望についてですが、上水道事業については、独立採算制の原則を基本に水道施設整備計画に基づき、老朽施設の更新及び耐震化を進めます。

また、岩手医科大学附属病院の開院に向けて防災拠点となる新たな配水場の建設に着手しており、さらなる安心、安全な水道事業を目指してまいります。

下水道事業の公共下水道事業については、平成30年度におおむね管渠の建設工事が完了する見込みとなっており、その後は、本格的な維持管理の時期に入ることから、平成28年3月に策定いたしました長寿命化計画に基づいて進めてまいります。

農業集落排水事業は、農業集落排水最適整備構想に基づき、矢次、下赤林処理区の公共下水道への接続を31年度を目途に進めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

赤丸議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 4月に発生した熊本地震では、インフラ設備が大打撃を受けたことをテレビ等で報道していました。その中に、特に上下水道復旧が大幅におくれたことが問題視されていました。その大きな要因に復旧員の支援があっても、管路配置図が整備されていなかった、修理工具が統一されていなかったことを大きく報道されていましたが、当町においては、その要因のことがどのような状況になっているか伺います。

○議長（廣田光男議員） 山本上下水道課長。

○上下水道課長（山本勝美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

管路に関しましては、矢巾町としましては、GISによりまず図面を作成しております、ほぼ全配水区域については完了しているところではありますが、一部古い既存の管については、現状と異なる面も見受けられるところもあります。その辺につきましては、今後管路更新計画に基づいて管路更新する際に、再度現地を確認しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

また、熊本震災におきまして、水道設備の接続に関しまして現状と違うというところがあったということをお聞きしておりますが、その辺につきましては、盛岡の上下水道局のほうで対応した話によりますと、矢巾町というか、こちらの地域と熊本では接続の工具ではなく、接続の設備が違うということをお聞きしております。鉛管とポリエチレン管をつないだり、ビニール管と鋼管をつないだり、それを一緒にできるような工具というか、設備を使っているようです。それらに関しまして現地でとまどったということで時間がかかったというふうに聞いておりますし、被災地におきましては、現地に届く、行くまでに相当の時間を要したり、資材を調達するのに時間を要しているというふうな状況を聞いております。その面から矢巾町、当町といたしましては、接続に関する、そういう資材に関しては、問題なく盛岡、岩手県内統一されておりますので、資材に関しましては、緊急時の資材も準備しておりますので、問題なく流通ができるかなというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

赤丸議員。

○1番（赤丸秀雄議員） 先ほどの答弁の中に各世帯へリーフレットを配布してお知らせする、また説明会も開催するとあります。このリーフレットの内容について質問させていただきます。まず私が先ほどお話ししたように、1月4日に設備状況の説明を受けたときは、正直、値上げするほどの逼迫感は感じませんでしたが、その後テレビ放映、5月6日ありましたし、またその以前にNHKのクローズアップ現代にも一度やったテープを見させていただきました。

そういう観点と、それから他自治体の水道事業状況を知るようになってからは、やはり水道水は、安心、安全に供給していただかなければならないという観点、今は何事だと思った部分が値上げせざるを得ない、それよりも住民の方たちにこういう設備をこのようにすれば、安心して供給できるよというような部分をきちっと認識していただくような資料をこのリーフレットでぜひ盛り込んでいただきたい。

ぜひリーフレット、どうしても細かくなります。字もぜひ14ポイント以上を書いて、誰がぱっと見ても何のことだ、そのまま、よその回覧と一緒に捨てるようなことのないような工夫もし、認識のPRに努めていただきたいと思います、その辺はいかがでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

ただいま赤丸秀雄議員のご指摘のとおりでございます、特にも上下水道については、安全、安心、もう一つは、安定化なのです。安定供給ができると、そのためには、やはりしっかりした先行投資もしていかなければならないと。そして私も赤丸議員ともうぴたっと一致するのですが、今までこのリーフレットを担当課がつくってきたのは、自分たちよがりなのです。だから、そのところはきちんと町民の皆さん方にわかりやすいような、これのそういった心の通じるリーフレットの作成をしまいたしますので、ひとつよろしく願いをいたしたいと思っております。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

赤丸議員。

○議長（廣田光男議員） 最後に1点伺います。

今回は、データを示した形の質問は控えました。あしたは同僚議員2名が詳しく質問するものと思って、そのような対応をとっていますが、最後に1点、今岩手医科大学附属病院のところに防災拠点となる新たな配水場の建設とあります。これは、東小学校の東側か、北側か、それからいつごろできる予定で着工しているのでしょうか、よろしく願います。

○議長（廣田光男議員） 山本上下水道課長。

○上下水道課長（山本勝美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

新たな配水場につきましては、東小学校、中央1号線と安庭線の交差点の北側に当たります部分に予定しております。こちらにつきましては、給水拠点というか、災害時の給水拠点となれるように医大、もしくは西部地域にも供給できるような体制にするための配水場でございます。こちらにつきましては、容量は3,200トンを用意しております。東部浄水場につきましては、今ある浄水池を使用したままで、そこから、浄水場から新たな配水場に送って、そこからポンプで給水するという形になってございます。完成の目途は平成30年を予定してございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

(「ありません、ありがとうございました」の声あり)

○議長（廣田光男議員） 1番、赤丸秀雄議員の質問を終わります。

---

○議長（廣田光男議員） 以上で本日の議事日程は、終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、明日も引き続き一般質問を行いますので、午前10時に本議場にご参集願います。  
大変ご苦労さまでございました。

午後 3時11分 散会



平成28年矢巾町議会定例会6月会議議事日程（第3号）

平成28年6月10日（金）午前10時開議

議事日程（第3号）

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	赤丸秀雄	議員	2番	水本淳一	議員
3番	廣田清実	議員	4番	高橋安子	議員
5番	齊藤正範	議員	6番	村松信一	議員
7番	昆秀一	議員	8番	藤原梅昭	議員
9番	川村農夫	議員	10番	山崎道夫	議員
11番	高橋七郎	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	藤原由巳	議員	16番	藤原義一	議員
17番	米倉清志	議員	18番	廣田光男	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造	君	副町長	伊藤清喜	君
総務課長	山本良司	君	企画財政課長	藤原道明	君
会計管理者 兼税務課長	佐藤健一	君	住民課長	浅沼仁	君
福祉・ 子ども課長	菊池由紀	君	健康長寿課長	佐々木順子	君



産業振興課長	菊池清美君	道路都市課長	菅原弘範君
農業委員会 局長	野中伸悦君	上下水道課長	山本勝美君
教育委員長	松尾光則君	教育長	越秀敏君
学務課長補佐	田村英典君	社会教育課長	山本功君
学校給食共同 調理場所長	村松徹君	農業委員会長	高橋義幸君

**職務のために出席した職員**

議会事務局長	吉田孝君	係長	藤原和久君
主事	渡部亜由美君		

---

午前10時00分 開議

○議長（廣田光男議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

---

#### 議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の日程に入ります。

---

#### 日程第1 一般質問

○議長（廣田光男議員） 日程第1、きのうに引き続き本日も一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

5番、齊藤正範議員。

第1問目の質問を許します。

（5番 齊藤正範議員 登壇）

○5番（齊藤正範議員） 議席番号5番、矢巾明進会、齊藤正範です。

1問目の質問をいたします。2011年3月11日に発生した東日本大震災は、さまざまな想定外が発生しました。第1は、地震の長期予想では、30年以内に99%の確立で発生する地震は、マグニチュード8クラスの宮城県沖地震と言われていましたが、発生はマグニチュード9クラスの東北地方、太平洋沖地震で、その巨大な津波は宮城県沖地震での想定をはるかに上回りました。

第2は、行政職員も犠牲者や被災者となり、自宅や家族を失う方が多数発生し、自治体で作成してきた地域防災計画に基づく災害対応が全くできなかったという事象が発生しました。

第3は、まさか自分が被災するとは思ってもいなく、ここまでは津波は来ない、ここまですれば大丈夫という認識が住民にあったなどが挙げられております。これまで自治体が災害対策の前例としてきた被害想定は、歴史的に発生した既往災害を参考にしてきた被害規模となっていたのではないのでしょうか。史上初めて震度7が連発した熊本地震の状況などからしても、従来の災害対策を超えた防災対策が求められている現在、当町の取り組

みについて以下伺います。

当町住民への情報伝達手段として重要な役割を果たしている J A の有線放送業務が平成 30 年 2 月に廃止となる予定であります。これにかわる手段を何か考えているか伺います。

2 点目、電源を切った状態でも自動で気象警報や緊急地震速報、避難勧告などの緊急情報が流れる防災ラジオの活用は考えないか伺います。

3 点目、災害時に介護が必要な被災者を受け入れる福祉避難所の利用者数の把握と施設の収容能力はどのようになっているのか伺いたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 5 番、齊藤正範議員の防災の取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

1 点目の J A の有線放送業務が平成 30 年 2 月で廃止となる予定であるが、これにかわる手段は何か考えているかについてですが、本町の防災を初めとする情報伝達の手段として多くの役割を担ってきた有線放送の廃止は、防災のみならずさまざまな行政情報の伝達手段として新たな構築が必要であります。有線放送にかわる手段として無線や有線などによる屋外放送により一斉に多くの町民に対し周知を行う施設の整備が挙げられます。また、現在は、多くの町民の方々がこの携帯端末を所有していることから、見える機能等を利用し、情報を配信することも有益であると考えております。

有線放送にかわる手段として防災情報のみならず平時の行政情報の伝達手段の導入を行うためにもどのようなものが適切か、カバーできる範囲、費用及び効果も含め検討を進めてまいります。

2 点目の電源を切った状態でも自動で気象警報や緊急地震速報、避難勧告などの緊急情報が流れる防災ラジオの活用は考えるかについてですが、防災ラジオは、その多くが自治体のアナログ方式の同報系防災無線の電波を受信し、電源を落としていても通電状態であれば、起動して放送を聞くことができるようにしているものであり、各放送局が発信する気象警報や緊急地震速報の電波も受信して聞くことができます。

本町には現在アナログ、デジタルとともに、同報系防災無線がないことから、防災ラジオの導入及び活用は行っていないところではありますが、今後 1 点目でお答えした有線放送にかわる手段を検討する際に、デジタル方式の同報系防災無線の導入活用も含め検討し

てまいりたいと存じます。

3点目の災害時に介護が必要な被災者を受け入れる福祉避難所の利用者数の把握と施設の収容能力はどうなっているかについてですが、災害時に支援が必要な方の人数把握のため、高齢者のみの世帯、要介護認定者、障がい者手帳所持者、難病患者等の情報をもとに定期的に把握しており、ことし3月末現在でその人数は1,282名となっております。福祉避難所につきましては、平成27年3月に町内9法人15施設と協定を締結し、使用可能人数は、合計で296名となっております。また、災害時の運用につきましては、施設の安全と受け入れ体制を確認の上、住民の避難状況や心身の状況を把握し、調整してまいります。そして、今年度は関係者間と協力した災害時を想定した移送訓練を予定しており、支援体制づくりをさらに進めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 2点質問させていただきます。

J Aいわて中央では、数年前から有線放送廃止に伴う費用を積み立てしていることからしても、廃止は予測できることであったと思うが、町はいつこの情報を知ったのかお伺いしたいと思います。

もう一点です。廃止による連絡手段の空白があってはならないと考えることから、現時点で情報手段の検討では、対応としておこなっているのではないかと思うが、時間の関係でやりたかった設備が制限されるようなことはないのかお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず最初の1点目でございますけれども、有線等の情報、やりとりの関係でございますけれども、こちら具体的にはまだ先般の総代会、5月末でございましたけれども、この部分でもまだ総代会のほうでは周知はしておらないという状況ではございます。有線、J Aのほうの関係でございますけれども、ただその中で有線放送、施設そのものの老朽化及び廃止というふうな形のものの考え方、この部分については、有線と連携を密にしております有線放送事業検討協議会幹事会、こちらの部分で今までで3回調整をさせていただいております。その中で有線放送のあり方、防災のみならず情報伝達の手段としての考え方、部分につきまして検討を行っている状況でございます、廃止という予定の部

分の状況の中で町としては動いているというのか、認識しているというふうなのがこれは現状でございます。

それから、2点目にございました廃止時期、平成30年2月というふうな形で今現在のところ農協さんのほうではこういうふうなまず予定を考えているところでございますけれども、当然防災関係でございますので、空白期間、いわゆるそれにかわる手段、またはそれを継続して町が買い取って使うのかということもあり得ますけれども、選択肢を含めまして廃止と実際変更になってやる部分の空白は、これは絶対に起こしてはいけないということで取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

それから、おくれているのかというふうなご指摘がございましたけれども、現在町長答弁のほうでもお答え申し上げましたけれども、どのようないわゆる防災手段がいいのかという形の中で、こちらのほう、内部のほうで検討というかしてございますので、こちら辺を含めまして今後当然ながら発注なりという形のもの、進んでいくわけでございますけれども、そこら辺については、先ほど申しました30年2月におくれないように対応してまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 答弁にあったように有線放送は、災害時の放送のみでなく平時の行政情報や警察、消防情報の伝達手段としても重要な役割も果たしているが、例えば同様の機能が発揮できる情報手段として考えられるシステムとしてはどんなシステムがあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

どのようなシステム整備があるのかというふうな形で、今後の対応になろうかと思えますけれども、先ほど申しましたとおり、情報伝達手段、これは確かに複数ございます。いろいろ齊藤議員のほうからも提案されている内容等、こちらもありますけれども、基本的には防災無線が一番確実かなという思いはございますけれども、これは何もまだ町の内部のほうでも決定したものではありません。いろんな形の情報伝達の手段がございます。また、各それぞれの近隣自治体によりましては、メールを活用した、いわゆる個人携帯を活用しましたメールの活用での周知ということも考えて実施しているところもございます。

し、矢中で考えている同報系、ラッパをもってした緊急放送というものについても非常に手段という形で、設備ということでもありますので、今後伝達の方法、内容といいますか、範囲とか方法、どれが一番いいのか、こちら慎重に検討させていただきまして、経費面、こちらを含めまして検討をさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 当局で考えている経費と有効手段をあわせたということは理解できますけれども、やはり先ほどから言っています昨今の災害は、非常に想定外な部分があることから、住民に素早く周知することも必要ではないかと思っております。確かに費用面も大切な検討手段ではありますが、住民が安心して暮らしていけるという、その情報伝達方法を一番優先して考えるべきではないかなと思いますけれども、その辺の考え方はどうでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

おっしゃるとおりに住民に素早く情報伝達というのが本当の基本の基本中でございます。ここの部分につきまして現在具体的にどの機能がいいか、設備がいいかという形、検討状況でございますので、そこら辺、ご提言賜りました部分含めまして前に進めさせていただきたいと存じます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 携帯端末メール機能が災害情報の伝達手段として有効であるということは、何度も説明を受け、また現在も行っておりますので、理解はしておりますが、そのメール機能だけでは、やはり住民全域にわたる情報手段としてはカバーし切れないのではないかなというように私は考えるところでありますけれども、併用しての使用ということとなるのか、まだ決めていないということでもありますけれども、このメールを中心にという考え方があるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

メール機能の発信につきましては、これはやはり持っている方、持っていない方、これ

は当然でございますので、大体小さい子どもで、ゼロ歳児とか何かちょっと別にしまして、大体うちの今の状況というか、6割ぐらいかなと。ただ、これも見る、見ない、当然でございますので、携帯については、どうも片手落ちではないですけれども、なかなか情報、伝わらない部分はあるという考え方は持っております。ただ、情報伝達の手段の一つとして、これはかなり見ている方含めまして、これは有効な手段であるというふうには捉えてございますので、防災、災害発生の部分、これは先ほど申しました無線の防災無線の考え方も含めまして、連動してというか、あわせましてこれも行っていくというふうには捉えていただければいいかなと思いますけれども、そういうふうな状況の中で災害のほう、連絡情報、連絡のほうには対応してまいりたいというふうには考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 4月14日、16日に発生した熊本地震では、福祉避難所が十分に機能しなく、熊本市では指定された176カ所のうち37カ所しか開設できませんでした。また、益城町では、5カ所全て開所できなかつたということを報道されております。当町の福祉避難所の収容できる人員なども考慮した現時点における障がい者や介護の必要な高齢者などの避難体制をどのように今の体制を補完したどのような体制で行うのかお聞きしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

まずは一時避難所、身近な避難所に避難していただくことになるか、あるいは今災害時に支援が必要な方々の台帳登録を進めておりますので、現在、3月末現在で148名登録されていますが、その方々に対しまして、平成27年度個別支援計画を整理してまいりましたので、災害の状況、種類、規模によりまして、その方々にどの地域に災害が起きているかということを想定しながら一時避難所、そしてまた福祉避難所と調整していく役割を担っていくというか、進めてまいりますので、その訓練を平成28年度に予定して進めていきますことをお答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 熊本地震での報道を見ますと、障がいを持った方々が一般避難所

に避難して車椅子で24時間生活するというような報道を目にしております。当町でも今の体制であれば、体の不自由な方や介護の必要な方が、例えば多数避難しなければならない状況に立ったときには、福祉避難所だけでは収容し切れない、この数からいっては収容し切れないと思うことから、一般の避難所においても熊本でやっていたようなベッドを導入しての避難生活とか、それから介護士や看護師を派遣によるケアとかという部分の手段は考えているのでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 菊池福祉・子ども課長。

○福祉・子ども課長（菊池由紀君） 災害の規模によると思われませんが、3.11のときも、まだそのときには、矢巾町では福祉避難所の整備をしておりませんでしたので、広域のところでもそのような体制、受け入れるところをお願いした経緯もありますが、矢巾町内の施設、そしてまた広域の避難所等の連携も必要と思いますので、そのことは町の福祉避難所の整備とともに広域の情報も連携とりながらどのような施設が用意されているかという状況も連携とりながら整備を進めてまいりますこととお答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） 私のほうから防災関連の部分でお答え申し上げたいと思います。

まず福祉避難所につきましては、福祉・子ども課長が申し上げたとおりでございます。そのほかにももし大災害で、それで間に合わなかったらというようなご質問ございましたけれども、現在矢巾町で指定している避難所、これにつきましては、ご存じのとおりやはば一くまで含めまして現在53カ所という形で指定をしているところでございます。

いざ災害が起きて要介護者、いわゆる高齢者等々含めまして、障がい者含めまして、当然ながら一般と申しますか、こちらの先ほど申しました53避難所のほうに来られる方、当然でございますので、こちらにつきましては、やはり専門部署の部分との連携、これが非常に必要になると考えてございます。単独ではなかなか相当状況がいろいろ混乱してございますので、そのときは、やはり専門の部署と申しますか、こちらの支援なり、応援なり、調整のほうは図ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 熊本地震では、避難所に避難はしているけれども、車中で生活をしているという方々がエコノミー症候群になって死亡したケースも数多く発生いたしましたし



た。当町においてもそういう傾向が出るのではないかと思いますけれども、こういう状況が出たときの対策は予測しているのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

この4月14日の平成28年熊本地震におきまして、実はこの矢巾町からも災害派遣福祉チームがチーム南昌として派遣をされて、今実はそのほかにも本県からもいろんなところからチームが行っているわけですが、私どもこういったことの検証をひとつしっかりいたしまして、先ほど私のほうでも答弁させていただいたのですが、災害時を想定した移送訓練を含めた、今お話があったエコノミー症候群から何からそういったあらゆる災害の想定されることに対応していきたいということで今いろんな検討を進めておるところでございます。私どもといたしましては、平成25年8月9日の大雨洪水の際の避難も、やはり常日ごろ、そういった想定訓練をしないことによって、いろいろな場当たりの対応もあったということもお聞きしておりますので、いずれ私ども今後そういった災害が発生したときの対応をまず総合的に対策を推進していくと。

特にも今災害時に地域の救援拠点となる公民館を初め避難所、そういったところのできれば機能を充実することを含めて総合的に対応してまいりたいということで、いずれ今地域防災組織もありますし、あとは当然消防団とか、それから広域であれば矢巾分署とか、そういったところとも連携しながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、今一つ一つ検証を重ねて、そしてそれにしっかり対応できるような対策を講じてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、第2問目の質問を許します。

○5番（齊藤正範議員） 2問目の質問をいたします。農地活用の取り組みについてお伺いいたします。

1点目は、2017年から実施される耕作放棄地の増税は、農業委員会が耕作も貸し付けもされないと判断した農地の固定資産税を1.8倍に引き上げるために平成17年1月時点での勧告状況で決まるとされていますが、当町は取り組みをどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

2点目として、農地中間管理機構が設置され、担い手への農地集約を後押ししておりま

す。耕作放棄地を整備して耕作可能な農地にして貸し出す制度もありますが、当町の現状はどのようになっているのかお伺いします。

3点目としまして、その他耕作放棄地を減らす対策は何かあるのかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 農地活用の取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

2点目の耕作放棄地の整備制度についてですが、国の制度としては、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金があり、交付対象者は、農業者、農業者等の組織する団体及び農地中間管理機構となっておりますが、本町においては、機構が本交付金を活用した事例はないところであります。

3点目のその他耕作放棄地を減らす対策についてですが、耕作放棄地になる原因としては、農業者の高齢化による後継者不足や農地の耕作条件が悪いなどの理由が考えられることから、地域の実情に精通した認定農業者、農事組合法人及び集落営農組織等、多様な主体の参画と協働による創意工夫など、きめ細やかな取り組みが必要であります。農業や地域を将来にわたって維持していくために重要な人・農地プランに基づき、後継者育成や農地の有効活用等、地域ぐるみの営農活動推進を支援するとともに、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金の活用による耕作放棄地の再生利用、多面的機能支払い制度や中山間地域直接支払い制度等による地域づくりに関する情報提供等の支援を行ってまいります。

以上、私のほうからのお答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 高橋農業委員会会長。

（農業委員会会長 高橋義幸君 登壇）

○農業委員会会長（高橋義幸君） 引き続き農地活用の取り組みについてのご質問にお答えします。

1点目の耕作放棄地への当町の取り組みについてですが、毎年農地パトロールにより農地の利用状況、調査を実施しております。その際に確認された耕作放棄地の所有者に対して利用意向調査を実施しており、そのうち農地中間管理機構への貸し付けの意思表示のあった農地については、機構に対してその旨を通知することとしております。また、耕作の再開や機構への貸し付けの意思表示のない方に対しては、今後とも引き続き意向を確認し、耕作放棄地の解消に向けて指導してまいります。

なお、農業委員会の指導に対しても意思表示がない、また意思表示したが、行動を行わない場合には、勧告を行うこととなっておりますが、本町では勧告まで行った事案はない

ところであります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 耕作放棄地の意向調査で農地中間機構に今まで貸し付けの意思表示をした件数はあるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 野中農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（野中伸悦君） ただいまのご質問にお答えいたします。

耕作放棄地の関係で中間管理機構に申し出、意向を表明したのは3件ほどございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 関連ありますか、再質問。

○5番（齊藤正範議員） 17年1月時点で耕作も貸し付けもしないと判断する事案は勧告して固定資産税が高くなるという制度が新しく始まるわけなのですけれども、答弁によると、今までそういう勧告事例はないというような答弁ではないかなというように思っておりますけれども、その辺の取り扱いはどのようになっているのでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 野中農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（野中伸悦君） ただいまのご質問にお答えいたします。

勧告につきましては、意思表示やパトロールによりまして耕作放棄地を確認した上で所有者のほうにその耕作放棄地の指導に対する意思表示の通知をいたします。それからまた、しばらくの間、大体6カ月ぐらいをめどに意見収集がないものに関して勧告ということになってございますが、その間にいろいろと指導等をこちらのほうでも行っておりますので、悪質なものでないようなものに関しては、勧告までには至っていないという形になってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 農地の違反転用が当町では平成25年度から6.9ヘクタールあり、27年度も変わらない面積となっておりますが、解消に向けた対策等、この部分は耕作放棄地のかかわりはないのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 野中農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（野中伸悦君） ただいまの質問にお答えいたします。

違反転用と耕作放棄地はちょっとまた関係的には違うのですが、実際違反転用につきましても、解消がちょっと進んでいない状況でございます。主な状況といたしましては、建築資材や廃車等の置き場となっているのが現状で所有者のほうには指導をしております。しかし、農地の復旧には、多大な経費もかかることや、あと所有者と利用者の異なるところがありまして、解消が難しい案件がほとんどの状態でございます。法的には、罰則とか、行政代執行などの法的な手段もございしますが、その権限につきましても、県知事となっております、今後県と連携を図りながら所有者のほうには指導を継続的に進めて解消に向けて取り組んでいきたいと考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 野中事務局長、違法転用ですか、違反転用ですか。

○農業委員会事務局長（野中伸悦君） 失礼いたしました。違反転用です。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 実は、昨年3月も同じような質問をさせてもらいまして、昨年3月には、この打開策として状況に応じて新しい制度にとって県へ勧告する対策を進めてまいりたいと思いますという答弁をいただいているわけなのですが、進展していないという状況を見ても、今までと同じ取り組みしかしないのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 野中農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（野中伸悦君） 前回の答弁等の変わりがないかということなのですが、全国的な傾向を見ましても、まだ実際に勧告まで至っているところというのは、非常に少ない状況でありまして、県内でも金ヶ崎の1町となっております。なかなか課税とかという形で、増税という形にも踏み込む形にもなりますので、やはりそういった罰則的なものよりも指導を行って、できれば解消のほうに進めたいと考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 徳島県の上坂町では、町が認定した耕作放棄地の再生や土壌改良に取り組む場合、町独自の補助金交付や賃借を行った場合の借り手への助成制度の運用な

どを開始し、耕作放棄地を少なくしていくという方向で進んでおりますが、当町ではそういうことは解消手段として検討しないのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 菊池産業振興課長。

○産業振興課長（菊池清美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど町長が答弁した中身で耕作放棄地の再生利用交付金を使った事例はないということで農地中間管理機構が始まった以降についてはないということでございまして、それ以前につきましては、平成23年と25年に1カ所ずつ、2.28アールほど実際には行っている事例がございます。

それから、ただいまのご質問にありましたとおりよそでは町を挙げて補助金を出したりして解消に取り組んでいるという事例があるということでございますが、当町では、今のところ耕作放棄地再生利用交付金を使ってまず再生をすると、土壌改良をしたりするところまでは国のお金を使ってやると。しかし、農地の受け手に対して助成ということは、今のところは考えてございません。

といたしますのも、国の政策で多面的機能支払い制度を交付金もございます。当町では、大体2,000ヘクタールほど加入しておりまして、その中2,600万円ほどの金額を支払っておりますが、その中で耕作放棄地を出さないということをするようになっておりまして、草刈りとか、そういうことをして場合によっては耕うんをしたりして、耕作放棄地にならないような取り組みができることになっておりますので、そういった交付金あるいは中山間地域等支払交付金が今度、今不動地区のほうで立ち上がります。実際大白沢地区で去年からやってございますけれども、これにつきましても放棄地を出さないようにする制度でございまして、こういった国の制度を活用して、今のところ耕作放棄地を出さないような方向で考えていきたいと思っておりますので、ご理解のほどをお願いいたします。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 当町の農地取得に必要な下限面積は、農林水産省令で定める基準に従って50アールとしていますが、面積要件を10アール程度に緩和して、新規就農者や移住者の呼び込みに力を入れる自治体もあることから、そういう考えはしないのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 野中農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（野中伸悦君） ただいまのご質問にお答えいたします。

新規就農につきましては、50アール以上の経営面積が必要となっております。これは、経営規模が小さいと生産性が低く、また農業経営が効率的かつ安定的に持続されるよう一定面積以上の設定をしているものでございます。

しかし、地域の実情に合わせて下限面積を農業委員会で判断して定めることができるようになりました。この下限面積の設定につきましては、その地域の平均的な耕作面積や遊休農地の状況、また担い手の状況などを判断材料としております。本町につきましては、水田が主業となっております、30アール以上の大区画の整備率も高く、担い手の集積も進んでいることから50アールということで採用しております。

この下限面積につきましては、毎年農業委員会で検討することとなっておりますので、今後今回のご提言も加味いたした上で下限面積の協議をしてみたいと考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 農業の大規模な担い手や組織では、今話された答弁のとおりとは思いますが、では例えば水田50アールと園芸ハウス10アールでは、どちらが収入があるのかという試算はしてみたのかどうかお伺いしたいと思います。

新規に算入しようとする方や移住しようという考えの方は、初めから大規模農地の取得や賃借は困難であると思います。経営する作柄によって水稲50アールよりも園芸品10アールのほうが収入が上げられる、参入しやすいという状況も考えられるのではないかな、検討するというお話を聞いて、それは農業委員会で検討することなのでしょうから検討はしてほしいのですが、それからもう一点、他の自治体では10アールの農地に空き家を活用して県外からの移住者を呼び込むという、人口増加につなげた施策もあわせた中での考え方という、そういう取り組みをしている自治体もありますので、その辺は本当に50アールあれば、安定した経営ができると農業委員会は思っているのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 最初の質問に対しては、農業委員会の会長さん、見解ありますか。

高橋農業委員会会長。

○農業委員会会長（高橋義幸君） 50アールというのは、平均的に3反歩区画が多いわけで、

収益が上がると思いますがけれども、新規収入としてそれ専業でやっていけるかとなると、大変問題があるわけです。最低限として5反歩以上ということで設定している今の基準で検討しているところであります。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 野中農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（野中伸悦君） ただいまの質問の2点目のほうにお答えいたします。

空き家対策ということで新規就農の方も町外から取り入れてはどうかということなのですけれども、農業委員会といたしましては、町全体としては空き家の対策という意味では、一つの対策と考えておりますが、農業委員会といたしましては、やっぱり農業者の安定的な経営等を考えましてこの5反歩要件ということで設定したものでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 空き家のほうは誰かいない、空き家対策は。藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 空き家対策の観点ということもでございます。そういったご意見も齊藤議員以外の方からもいろいろ話を伺うことはございます。ただ、空き家対策、いろんな側面がありますということ、以前お話したことがありますが、一つは有効活用という観点と、それから危険な空き家を何とか安全な状態に持っていくというふうな2つの観点があろうかと思えます。ただ、市街化調整区域を設定している矢巾町の状況におきますと、有効活用というのは、基本的には市街化調整区域ではなく、市街化区域のほうでは有効活用と危険空き家の対応ということ、両方考えなければいけない状況だとは思いますが、市街化調整区域の空き家につきましては、現在の法律上、売買なり、転居なりは法律的には問題はありませんが、一旦建築確認申請等は必要になるような使い方をするというふうな話になると、都市計画法上の制限が適用されるというふうな状況にございますので、新規就農者をそこに住まわせてというふうなところについての積極的にやれるかどうかというところから考えなければならぬ部分があるのかなと思ってございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

今齊藤正範議員のご質問の論点、整理してみると、3つのことかなと。まず1つは、地域農業が持続的に発展できるかと、それから稲作とか特産園芸とか、いろんな多様な経営形態、あとはもう一つは空き家対策とか、そういった地域の実情にしっかり対応できるの

かということで今後このことについては、町長部局も、それから農業委員会等も一緒になって、いわゆる総合的に検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） ただいま町長のほうから総合的に検討していくという力強い答弁があったので、安心しましたけれども、お話を聞くと、それぞれの箇所、責任分野での責任の話では、十分答弁の内容は理解できるわけでありましてけれども、では矢巾町のまちづくりを考えた上では、それぞれのそういう施策でいいかと思えば、疑問な点がありましたけれども、ただいまの町長の答弁の部分で総合的に行うという回答を得ましたので、安心いたしましたけれども、この総合的にでは検討するというセクションは企画のほうになるのかどうか、その点だけを確認いたしたいと思えます。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

そのために企画財政課政策推進室をつくらせていただいたので、そこで検討させていただきますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（廣田光男議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、第3問目に移りますがいいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 次に、第3問目の質問を許します。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 3問目の質問をいたします。

がん予防対策についてお伺いいたします。佐賀県は、中学3年生全員を対象に胃がんの主な原因とされているピロリ菌の感染検査を本人の了解を得た上で実施し、感染している生徒の除菌治療費の助成も計画しております。非常に効果のある予防対策と思えますが、当町も導入の検討を行うのかお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） がん予防対策についてのご質問にお答えをいたします。

胃がんの主な原因とされておりますピロリ菌の感染検査の実施は、非常に効果のある予



防対策と思うが、導入の検討を行わないかについてですが、ピロリ菌は、ほとんどが5歳以下の幼児期に家族などから感染し、長い時間をかけて徐々に慢性胃炎から胃潰瘍または胃がんに進む場合もあり、若い世代に除菌することは、将来の胃がんや胃炎等の予防ができ、さらに将来の自分の子どもへの感染を防ぐ効果があるとされております。しかし、全国で中学生ピロリ菌対策事業を導入しております自治体はわずかであり、平成28年1月末現在、17自治体で県内においては実施市町村がない状況であります。本町においては、岩手医科大学、岩手東北メディカルメガバンク機構において20歳以上の成人を対象にピロリ菌血液検査を含めた健康調査を行っていることから、中学生に対するピロリ菌対策事業の導入について助言をいただくとともに、検査実施機関や医師会等からの情報収集に努め、町教育委員会が実施しております児童・生徒定期健康診断と合わせた取り組みを連携し、検討してまいりたいと思います。

なお、検査後の除菌治療についても医師の管理下の予防医療として医師会等との協議が必要となることから、除菌治療費の助成につきましても検査の導入とあわせて検討してまいる所存であります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 答弁いただきました。それで情報収集を行った上で検診に含めるかどうか検討していくという部分でありますけれども、これは前向きに検討するという検討なのか、それともそのことが体に影響がないのかどうかという情報収集なのか、そこだけ確認したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

齊藤正範議員の今のご質問、これは両方でございます。それで今小さいときのピロリ菌の除菌が果たして医学的な見地からどうかということもいろいろ議論のあるところなそうございまして、私どもやはりこれには慎重に、その意味でいろんな情報を、医大のメガバンクでは、先ほどご答弁申し上げたとおり、実際20歳以上の方々が健診を受けたりなんかしているのですが、その辺の情報をしっかり収集、把握して、それから検討してまいりたいということでもどちらでもあるということでご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

齊藤正範議員。

○5番（齊藤正範議員） 中学生ということでちょっと質問したわけなのですけれども、例えば若年層で検査に問題があるとすれば、年齢を上げた年代でも検査の考え方は、町が主体となった検査の考え方は検討するのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

そのことも含めて、それから小さいとき、または今お話し申し上げた医大では20歳以上とか、それからいろんな取り組みとしては、5歳刻みにしてやるとか、いろんな考え方があると思うのです。だからその辺のところ、私どももそういった専門的な分野については、医大あたりからもしっかりご指導、または医師会からもご指導をいただいて検討してまいるといってご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 以上で5番、齊藤正範議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。

再開を11時10分とします。

午前10時59分 休憩

-----  
午前11時10分 再開

○議長（廣田光男議員） 再開をいたします。

次に、14番、小川文子議員。

第1問目の質問を許します。

（14番 小川文子議員 登壇）

○14番（小川文子議員） 14番、小川文子でございます。日本共産党です。

それでは、1問目の質問を始めます。1問目は、今後の上下水道対策についてお伺いをいたします。

本町の水道は、昭和41年から開始され、49年に本格的に第二次拡張工事が進められています。その中で本町は上下水道ともに九十数パーセントの普及率を誇り、県下トップレベルでございます。また、水道の有収率92%、こちらも県下トップでございます。上下水道の利益率、これは上水道、県下の平均が117.8に対して本町は146%、そして下水に対しては、県下

106%に対して本町は125.5%と、こちらも収益率はトップでございます。以上のことから、本町は水道の普及の時期としては、比較的遅いものの、普及率はトップであり、そしてまた収益率もトップであるということから、非常に優秀な成績をおさめてこられたと思います。また、東日本大震災でも震度6弱という強震にも耐えて、大きな混乱を招かなかったという点でも大変評価ができるものと私は考えております。そういう中で今後の対策を伺いたいと考えます。

1番目としては、漏水の主な原因が硬質塩化ビニル管の破損にあるということから、町内における硬質ビニール管の施工地域と改修計画について伺います。

2番としては、上下水道の耐震化の計画について伺います。

3番としては、医大が平成31年に病院を開院し、医大としては1日1,000トンの水の供給が見込まれるわけですが、県の療育センター及び支援学校が医大の敷地の中に併設される計画でありますことから、これらの給水計画についてお伺いをします。

4番目に、検針表の裏面に以前は広告が出ておりました。これは副町長が上下水道課長のころに始められたと聞いておりますが、年間600万円ほどの収入を得ておりましたことから、これらの復活ができないかということをお伺いします。

5番目としては、今後の水源の確保について伺います。

6番目として、町当局から1月4日に水道料金6%、そして下水道料金15%値上げを7月にやりたいという案が出されたことから、これを値上げした場合の町民及び企業への影響をどう捉えているのかについてお伺いをいたします。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 14番、小川文子議員の今後の上下水道対策についてのご質問にお答えをいたします。

1点目の硬質ビニル管の施工地域と改修計画についてですが、昭和49年度から始まりました第二次拡張事業において、主に西部地域での配水管に使用されており、更新事業費ベースで更新対象管路の約70%を占めております。このような状況でありますことから、水道施設整備計画に基づき、更新の優先順位を定めた上で改修を進めてまいります。

2点目の上下水道の耐震化の計画についてですが、上水道の施設については、建物や配水池、電気計装類等の施設全般の約30%以上が法定耐用年数を超えている状態にあることから、

特にも東部系については、新たな配水場の施設整備を進めながらあわせて東部浄水場の耐震化を含めた施設整備を進める計画であります。管渠については、管路更新に合わせて耐震化を進める計画であります。また、下水道については、公共下水道事業は、長寿命化計画により、集落排水事業を機能強化診断により整備を進める計画であります。

3点目の県療育センター及び支援学校の給水計画についてですが、現在の計画では、岩手県療育センターの一日最大給水量は、約80立方メートル、支援学校は約43立方メートル、合わせて合計で一日最大給水量は、約123立方メートルの計画となっております。

4点目の検針表裏面の広告復活についてですが、裏面広告については、平成23年10月から検針機器の更新に伴い、検針表のカラー広告印刷ができなくなったため、企業広告としての価値が下がり、企業からの応募がありませんが、今後もさまざまな工夫をしながら広告の復活に努力してまいります。

5点目の今後の水源確保についてですが、将来の水需要に対応するためにも新規水源の確保と、安定水源が必要とされており、東部系では深井戸による2カ所の水源調査を実施し、水源確保を行うとともに、西部系では井戸内の崩落の恐れがある老朽化した井戸の隣に再度ボーリングを行い、安定供給の確保に努めております。また、矢巾温泉の旧源泉の活用については、認可の手続を進めておるところであります。

6点目の水道料金6%、下水道15%を値上げした場合の町民の皆様方、そして企業への影響をどのように捉えているかについてですが、今回の料金改定は、水道料金については、老朽管、施設の計画的な更新を実施することで断水や水質の問題といったリスクを回避し、安心、安全な水道水の供給を持続できるように行うものであります。

また、総務省では、下水道使用料について下水道事業の安定した財政基盤の構築のため1カ月20立方メートル当たり3,000円の適正な料金水準を確保するように指導をされております。料金の値上げにより水道料金は家庭用で20立方メートル当たり151円の3.7%、営業用では50立方メートル当たり2,732円の20.2%、下水道使用料は、家庭用で20立方メートル当たり431円の16.1%、営業用で50立方メートル当たり1,301円の17.8%の負担増となりますが、上下水道は、町民の皆様方、そして企業とも生活、事業活動をする上で必要不可欠なものであります。上下水道事業が将来にわたり持続的に運営するためにもご理解を賜りたいと存じます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） まず再質問を1点ずつお伺いをしたいと思います。

塩化ビニル管は、漏水の危険が高いということで今後8年間で平成35年までに改修していくとしますと、約19億8,000万円かかりまして、1年間の投資は、約2億5,000万円になります。平成26年度の水道決算では、定期預金が約4億3,000万円、それから預金が3億円、投資有価証券が3億円、合計約10億円以上があるわけですので、まずこれを切り崩すことが先ではないかと一般的には考えますが、それを考えているのかどうか伺います。

○議長（廣田光男議員） 山本上下水道課長。

○上下水道課長（山本勝美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

平成26年度の定期預金4億3,000万円、預金が3億円、有価証券につきましても3億円、合わせて10億円ということになってございますが、27年度に老朽管の更新事業を行っております、その際に配水場の調査及びそれに伴う費用といたしまして2億8,000万円、老朽管の更新も行いながら、その費用に費やしてございます。27年度の資金の残高が4億円まで落ちてございます。ただし、それは有価証券は残ってございますが、これを28年度で配水管の整備も行うことから、その分の有価証券を残したまま1億円ほどしか残らない状況になりますので、今後その分に関しましては、利益を今後起債等にかえまして事業を進めてまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 本町の優秀なそういう成績と同時にテレビ報道では、本町の耐震化が、水道の耐震化がおくれていると7.5%だということで報道されておりますけれども、耐震化の中にいわゆるダクタイルのつなぎ点が耐震性を持っているものは非常にまず耐震性にすぐれているわけですが、阪神・淡路大震災のときに大阪市でまとめた報告として、ダクタイル鋳鉄管そのものがいわゆる鋳鉄管に比べて耐震性があったということが報告されています。中では、鋳鉄管の破損が0.164%であったのに対してダクタイル鋳鉄管は0.009%であったと。いわゆる6%部分に当たるわけですが。つなぎ手に耐震を施したものの、その破損はゼロであったということでございまして、本町は、平成49年からダクタイル鋳鉄管を使用していて、今ではほとんどがダクタイルで賄われているという状況からして、耐震性のつなぎ手では確かにおくれているけれども、全体を考えた場合に、耐震度にそこまでま

ず悪いわけではないのかと私は考えますが、その点について次にお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 山本上下水道課長。

○上下水道課長（山本勝美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ダクタイル鑄鉄管につきましては、A型とK型という接ぎ手の部分で異なるものがあります。以前、49年当時使われていた二次拡張の時代には、A型という今使われていないつばとかゴムの接着面積が少ないものが増えてございます。その延長が矢巾町では、まだ残ってございまして、その部分に関しましては、破損の原因となる部分が今回の、今回というか、地震に対しましては破損がございませんでした。それよりは塩ビ管が今破損が多くなっております。年間1件ほどではあります、6件発生しているところです。そういうところから塩ビ管を中心に耐震化を進めながら老朽管の更新を図っているところでございまして、ダクタイルに関しましては、接ぎ手の部分のA型というか、耐震適合管、K型といたしますが、それにつきましては、石綿管の更新時期に既に改修されてございますので、40%以上の配水本管に対しましては、そのような適合管になっているところを説明させていただきます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） それでは、水道料金6%、下水道15%値上げをした場合、それぞれ全町では、どれくらいの収入となるのかについて概算をお聞きします。

○議長（廣田光男議員） 山本上下水道課長。

○上下水道課長（山本勝美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

収益といたしましては1億5,000万円ほどの収益が今見込まれてございます。その分の収益の増に対しまして1.6%、水道に関しましては1.6%の収益を求めているところでございます。料金の値上げに関しましては、まずもって今の有収、料金の収入、料金の収入に対しまして6%の値上げを考えているところでございまして、それを料金体系別に分けまして、料金を設定しているところです。家庭用につきましては、全体の75%が家庭用となっております。それに対しまして料金の値上げを6%とするところではございますが、6%に対しましては、平準化して料金を設定するものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） ちょっと違う。ちょっと精査して。今ちょっと精査させますから、

他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 突然このような数字をちょっと聞いて、あらかじめ聞いておけばよかったですけれども、ちょっとそのときは申しわけございません。

あと将来展望といたしまして、どこの自治体でも人口減が大きな原因でございまして、そして広い面積を持っているために、いわゆる管路も長いと、そういうことで今全国の自治体で上下水道のインフラの老朽化が大きな問題となっておりますけれども、幸い本町は、人口密度が県内で1位、そして面積も狭いということで、しかも平たんな地が多いということで、山間地ですと、加圧してポンプで水を揚げ、そして下げるときは減圧してポンプで送らなければいけないという、いわゆる電気料がかかるわけですが、本町の場合に平たん地であることから、そういう加圧、減圧の必要がないと、少ないということもあって、ある意味大変効率的な運営ができる条件にあるということを私は思います。そして人口減の中ではありますが、最近では2万7,600人と微増して人口がふえている状況もあります。そして平成31年には、現在の水の一日の供給量というのは、1日1万トンでございまして、平成31年にはプラス医大が1,000トン見込まれておりまして、そして先ほどの県療育センターが130ぐらいとしますと、約、平成31年の段階では、合わせまして1万1,624トンの水の増加が見込まれているわけですが、他町村に比べると、はるかに有利な条件にあると考えられますけれども、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 山本上下水道課長。

○上下水道課長（山本勝美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

矢巾町は、有利というふうに申しましたが、矢巾町、水源が乏しくなっております。まづもって東部につきましては、浅井戸で加圧で送っております。そのエネルギーは電気でございます。東部地域は、矢巾町の駅前を中心に東北本線まで送水してございます。西部地区につきましては、深井戸を掘りまして、それも一度煙山ダム付近に配水場がございまして、浄水場がございまして、そこから自然流下では流れるわけですが、深井戸から掘り上げた浄水場までの管は、ポンプで送られていることで電気料金がかかってございます。なので原価的には、他市町村から比べると原価は高くなっているところでございます。

ただ、経営努力によりましてこの給水料金で収益は出ているわけですが、管路に関しましては、既にもう老朽化した部分がありますので、その更新に費用がかかります。その分に今回更新費用としてその利益を充当したいというふうに考えてございますので、よろ

しくお願いしたいと思います。

精査分につきましては、後刻報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 本町は地下水を水源としているために原価が高いという説明でございました。そのことについて、矢巾温泉の源泉が今使えるかどうかの調査をしているということで、源泉は、この間の8.9の豪雨でも壊れないでまず耐えたというところもございました。そして源泉は、温泉にもなるけれども、飲料水にもなるということで大変おいしい水になり得るということもあるし、いわゆる高いところにあるので自然流下ができるという利点もあるかと思います。また、本町には秋津神社の水もあって、こちらも大変湧水量も多い源泉といたしますか、水源となっていることから、今後は井戸を掘るだけでなく、いわゆる矢巾温泉水、それから秋津神社等の水の利用も考えていく方向にできないかについてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

まず矢巾温泉の旧源泉については、今いろいろ対応させていただいて、できれば安定供給できるように対応してまいりたいと。

それから、秋津神社は、私の地元でございまして、これは不動西部水利組合があって、水利権の問題があって、これはいわゆる上水道に使うということになれば、水利権の問題が発生いたしますので、本当は私もときどき心身とも浄めるために秋津神社にはしょっちゅう行っておりますが、その中、秋津神社のお水としてあれしてもいいくらい、本当においしい水なのですが、そういった水利権の問題との兼ね合いがあるので、これはちょっと前向きに検討はできかねると思いますので、ただご意見としては承っておきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

○14番（小川文子議員） 私は、3月議会でも老朽管の改修は必要であると。安心、安全のために必要であると、そういう立場でございしますが、値上げをする前にやるべきことがあるということをお話をさせていただきました。その前、第一がやっぱり老朽管の対策をしっかりと町民に示すということ、その理解を得るということです。第2としては、今経費の節減ができないかということです。先ほどの検針票の裏に広告を出すというのも、これは経費節減



の意味でお聞きをいたしました。

もう一つお聞きしたいのは、これもちょっと前もって言わなかったのですが、例えば盛岡市では、水道の検針を2カ月に1回にしています。本町は毎月やっておりますが、これを2カ月に1回にした場合の人件費や事務量の軽減はあるのかどうかについてお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 山本上下水道課長。

○上下水道課長（山本勝美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

検針につきましては、矢巾町では1カ月に1回やっております。検針の費用につきましては1,200万円ほどの費用がかかってございます。それを半減することはできますが、町民のサービスとして、どうしても漏水の対応に苦慮しているところです。毎月の検針のうち数パーセント、100件ほど再確認が必要な時期もございます。そのような場合に料金トラブルが発生しますので、どうしてもそれを回避するためには毎月検針が有効と考えてございます。一度に2カ月分の料金の徴収をすることによって、やっぱりお客さまは戸惑いを感じます。こんなになぜ使用料がふえているのだと。その対応につきましては、職員がみずから行って、嘱託員もおりますが、行って確認をしているところです。そのような状況から、これを民間委託したような場合には、また確立されたものにならなくなってしまいまして、サービスの低下を招くことになろうかと思えます。その点では2カ月に1回の検針よりは、毎月の検針で正しい水準の料金の使用ということで確認させていただいて料金を徴収しているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 先ほど町民企業の影響について伺いました。安倍政権は、消費税の10%の値上げを2年半延期するという判断を示したわけですが、この根底にはアベノミクスが地方経済に大きな被害を及ぼしているという実態があるかと思えます。本町も例外ではなく、やはりスーパー等に行ってもお客さんの数はまばら、これは全国的に見てもコンビニは売り上げを上げているけれども、スーパー等は下がっているという現実もございます。お店に行っても、なかなか飲食店等でも苦戦をしている状況にあります。今回の値上げが微々たるものといえ、微々たるものかもしれませんが、いわゆる水道というのは、あらゆるものに影響を及ぼすことから、いわゆる消費税的な意味合いがあると私は考えます。町民が今でさえなるべく必要なものしか買わない、消費を控えている今の現状の中でその水道料金の

値上げをすることによってさらに消費に歯どめがかかり、そしてまたいわゆる節約志向に、もちろんそれは当然のことですが、そういうふうな努力を重ねることによって町内の経済が停滞するのではないか、そこもしっかりと考えなければならない点だと思って、今の状況、経済状況が悪い時にあえて値上げするよりもむしろ平成12年から借金をしていないという、そういう現実がございますから、この際は、先ほどの上下水道課長のお話もあるように、やはり借金をして、その中でしっかりと次の計画を考えていく、そういう時期ではないかと思えますけれども、その点についてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

先ほど以来から小川文子議員から、例えば老朽管の更新、これに対する説明責任をしっかりと果たしていくべきではないかとか、それからいわゆる有料広告など、そういったものを通して経費の節減を図るべきだと。それから、先ほど山本課長から答弁させていただいたのですが、検針も盛岡市では2カ月に1回、矢巾町では毎月検針をさせていただくと。これはやはり実際利用されている方々に対するの漏水とか、また漏水以外にも町の水道に対して何か変わったことがないか、異変とか、そういうことで今やらさせていただいているのですが、ただいまご指摘いただいたこと、一つ一つもう一度検証しながら、そしてやはり何と云っても、今私ども例えば今岩手医科大学にいろんな道路ネットワークで命の道ということで、いわゆる水道水はまさに命の水なわけがございます。これに対して安全、安心、そして安定的に供給できる、もう小川文子議員のおっしゃるとおりで、私もできればそういうふうにしたいのですが、やはり私ども現役世代が後の世代に、将来の世代に借金を残すようなことではなく、今負担できるのであれば、きちっと負担をしてやっていくということが私はその意味では、今先送りをしないで今取り組みをさせていただきたい。

それでこれは無駄な投資ではございませんので、あくまでも熊本地震とか、そういったこと、震度6弱では耐えたのではないかと、平成23年の3月11日の震度6弱。ただこれからは、予測できない事態、こういうふうなものはもう考えられるわけがございますので、そういった私どもが不測の事態にも対応できる体制を整備していきたいということで、本当に断腸の思いをお願いをしていかなければならないということをご理解いただきたいということと、そしてもう一つお願いしておきたいのは、今やらなければ、またここで先送りしたら、私は取り返しのつかないことになるのではないのかと。もう今が最後のチャンスではないのかと。ということで私も小川文子議員と同じく、思っていることはぴたっと一致するのですが、今やら

なければ、もう最後のチャンスです。そこをひとつご理解いただきたいということと、あとはいろんな計画を今まで上下水道でも策定をさせていただいて進めてきたのですが、今いろんなお金があるのではないかとということですが、今老朽管の更新なんかでは、毎年もう2億5,000万円からもっとそれ以上3億円近くまでかかるのではないかとということでそういったことをひとつご理解いただきながら進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問、はい。

○14番（小川文子議員） それぞれがそれぞれの努力を果たすということがまず大事ですが、議会としては、こういう恒久インフラ、老朽化したインフラは、1町だけで解決できるものでないとして議会発議で国に意見書を上げています。その老朽管の財政支援を国がしっかりとやるように、そしてこれは県にも上げております。議会としても頑張っているところでございます。やはりそれぞれが今できる最大限のことをやって、それでも足りない場合には、それはしょうがないでしょうけれども、はっきり言って町のそういう努力が見えないということが町民の声にありますので、高橋町長には大変町民が期待をしている。その中で値上げというのがぼんと出てきたと、そういういわゆる説明責任が余り果たされていないという、そういう声もありますので、そこはしっかりと果たしていただきたいと、そういうふうと考えて終わります。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長、見解をどうぞ。

○町長（高橋昌造君） 今ご指摘のとおりでございまして、議会の皆さん方とも一緒になって、いずれ今回の長寿命化計画で、もうできれば国なり、県のいわゆる更新するためのいい助成制度がないか、またこの間も町議会のほうからもそういった要望も出していただいたので、ここは一体となって取り組んでまいりたいし、それから私どももこれからそういう町民の皆さんお一人お一人にご負担をかけることとございまして、間違っても、また一つ私どもが取り返しのつかないこと、そういったことのないように慎重に、かつ、そして不断の努力をして、最大限町民の皆さんに寄り添う形で上下水道事業に取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（廣田光男議員） よろしいですね。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 次に、第2問目の質問を許します。

○14番（小川文子議員） それでは、2問目に移らせていただきます。

2 問目は、駅前複合施設やはば一くと駅周辺のまちづくりについて町長にお伺いをいたします。

1 番、やはば一くの光熱水費が約3.4倍に増加した理由と内訳についてお伺いします。

2 番、特別目的会社矢幅駅前開発株式会社の運営費の内訳についてお伺いします。

3 番、指定管理料1億760万円の内訳についてお伺いいたします。

4 番、維持管理費が1億5,500万円と約1.5倍になったことから、総額107億円をどう保持するのかについてお伺いします。

5 番、隣接町有地への商業施設の建設の計画について伺います。

6 番、駅舎内の区画整理事業所跡をチャレンジショップ、これは若い人たちがなかなかすぐお店が持てないという方に低価格でお店を提供して、2年間ぐらいのところで実験をしていただく。そしてその後自立をしていくというシステムでございます。そういうチャレンジショップにできないかについてお伺いします。

7 番、公園の安全対策として道路側の柵と防犯カメラの設置ができないかについてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） やはば一くと駅周辺のまちづくりについてのご質問にお答えをいたします。

1 点目のやはば一くの光熱水費が約3.4倍に増加した理由と内訳についてですが、やはば一くに係る光熱水費については、今年度の当初予算で2,416万5,000円計上しており、そのうち電気料が2,312万8,000円、上下水道料が103万7,000円となっております。平成26年議会定例会12月会議で小川議員からの一般質問において答弁した時点では、電気設備等の決まっていない部分が多く、光熱水費はさまざまな施設を参考にしておりましたが、今年度の当初予算の電気料は、施設内の電気設備の消費電力量と想定した使用率により算出したものであります。開館以降の状況から電気料が月約70万円、上下水道料が月約4万円となっており、現時点では年間の光熱水費は需要のふえる冷暖房なども加えて1,000万円程度と見込んでおりますが、なお節電に努めて経費削減に取り組んでまいりたいと考えております。

2 点目の特別目的会社、矢幅駅前開発株式会社の運営費の内訳についてですが、矢幅駅地区整備等業務の遂行のため、矢幅駅前開発株式会社の存続に必要な経費として2,462万4,000円を計上しているものであり、その内訳は、事務費756万円、融資関連費用216万円、会計監査費用129万6,000円、公租公課432万円、管理費604万8,000円、管理諸費324万円であり

ます。

3点目の指定管理料1億760万円の内訳についてですが、今年度の指定管理料は、1億727万9,640円で矢幅駅前開発株式会社と協定を締結しており、その内訳は、矢巾町活動交流センター維持管理費が2,264万2,200円、ねむの木公園の植栽、上堰水路の管理費が133万2,720円、地域交流センター運営費は2,864万4,840円、図書センター運営費が2,261万6,280円、子育て世代活動支援センター運営費が3,204万3,600円となっております。

4点目の維持管理費1億5,500万円と1.5倍になったことから総額107億円をどう保持するかについてですが、維持管理に係る費用のうち矢幅駅前開発株式会社との契約は、光熱水費を含まない指定管理料と矢幅駅前開発株式会社の運営費の約1億3,190万円が対象となっておりますが、この指定管理料や運営費が今後継続され、未施工箇所の補償費や工事費を含めたとしても債務負担行為の限度額である107億5,000万円については保持できるものと考えております。

5点目の隣接町有地への商業施設の建設計画についてですが、11番、高橋七郎議員の3問目で答弁したとおり、屋台村に続く新商業集積事業としてやはば一く東側の町有地に商工会が平成28年10月本設計、平成29年8月着工、平成30年4月オープン予定で日中営業のカフェ、小売業、サービス業を中心とした共同店舗の建設を予定しているとお聞きをしております。

6点目の駅舎内の区画整理事務所跡をチャレンジショップにできないかについてですが、昨年度までの区画整理事務所跡については、多目的ホールとしての利用のほか、地域資源を生かした農商工連携への取り組みやご提案をいただいたチャレンジショップとしての利用も含めて今後駅前地区の活性化につながる利用方法を検討してまいります。

7点目の公園の安全対策としての道路側の柵と防犯カメラの設置についてですが、まず道路側の柵についてですが、ねむの木公園の県道側に接している広場との境につきましては、公園の利用促進を図るため、開放的な施設となるよう計画し、道路への飛び出しの安全対策には、植樹帯を設けることで対応したところではありますが、利用状況を確認しながら必要に応じて柵の設置を検討してまいります。

また、防犯カメラの設置についてですが、ねむの木公園は、周辺からの見通しが確保され、歩行者の通行量も多い県道にも接しており、多くの方にも目につく状況であることから、防犯カメラの設置につきましては、現在のところ考えておらないところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

小川議員。

○14番（小川文子議員）　まず1点目の再質問は、光熱水費が当初見込んでいたよりも少なく済みそうではありますが、あそこには太陽光発電が設置してございます。一般的には8%程度の節電効果があると言われてはいますが、この節電効果は、どの程度に今見込んでいるのかお聞きします。

○議長（廣田光男議員）　菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君）　ただいまのご質問にお答えをいたします。

確かにあそこの施設のところには太陽光発電を設置しておりまして、現在もこういった天気の日には、発電をして施設の電気料に充当させていただいております。まだ2カ月程度のところでございますので、実際どの程度かかっているかという部分に関しましては、まだ実際調査というのはしておりませんが、いずれ議員さんおっしゃるとおり8%程度は確保できるのかなということで予測はしておりますが、いずれ今後そういった部分も調査して、その数値的な部分も確認をしてみたいなと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員）　再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　それでは、先ほどの矢巾駅前開発株式会社の運営費についての確認でございますが、公租公課400万円ほどございますけれども、これは普通であれば、公共施設には税金は発生しないわけですが、この特別目的会社矢巾開発株式会社が運営することによって法人税が発生する、この法人税なのかどうかを確認をいたします。

また、もう一つは、融資関係で二百何万円ということですが、これは矢巾開発株式会社が岩手銀行ほかから協調融資で56億円の融資を受けていますが、それらの金利が約1%と聞いていますけれども、この1%部分なのかについて、これあわせてお聞きをいたします。

○議長（廣田光男議員）　菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

1点目の公租公課につきましては、議員さん仰せのとおり法人税等の税金と、それから保険料でございます。その金額でございます。それから、銀行融資関連につきましては、その銀行に係る業務の融資関連費用でございますので、今お話のありました部分も含めての費用ということでご理解をいただければと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 小川文子議員。

○14番（小川文子議員） それでは、矢巾駅前開発株式会社、特別目的会社のいわゆる運営費とかが高いわけですが、事務所はどこにあって、人員は何人くらいいるのかについてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） まず1点目の事務所でございますが、いずれ区画整理地内の近隣で南矢幅のところでございます。人員は、現在のところ3人程度ということで、ちょっと私も確認をしておりますが、3人程度はいるかと思っておりますけれども、そのような状況の中で維持管理といいますか、その事務を賄っているという状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますね。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） この運営費というのが大変高いわけございまして、これを契約なのでこっちから一方的にというわけにはいかないでしょうけれども、少しでもこれを下げていくという努力は必要かと思っております。事務所を抱えているのであれば、それをやばーくの中に移転していただくとか、そこら辺の提案はできるのではないかと思うので、なるべく節減といいますか、経費を少なくする方向で管理運営費をまずやっていきたいと思っておりますけれども、そういう話し合いをやることはできるかどうかについてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

確かに経費節減といいますのは、後々の負担のほうにも影響してまいりますので、それは検討をするということになるかと思っておりますが、今回の指定管理につきましては、一応5年間という形の中で進めさせていただいております。5年後に改めて5年間の設定の協議をということになりますので、いずれその変更する際の部分におきましては、そういった部分を含めて今後協議をしてまいりたいなということで考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 指定管理料として約1億700万円ほどございまして、そのうち約6,900万円が人件費という内訳はございますが、残りは主なものは何かについてお伺いをいた

します。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

今お話のとおり人件費が主なものでございますが、例えば維持管理につきましても、そのほかにつきましても、図書室の移転によります業務の増による、例えば図書とか、その購入部分も含めておりますし、あとは消費税も若干、今回は延びましたけれども、5%から当初8%になっておりましたので、そういった部分の増の部分。あるいは、駐車場につきましても、やはば一く等の専用のほうの駐車場に変わりましたので、そういった関係の変更に係る対応した部分とかにつきましても、済みません、大変失礼しました。

あとは大きいところでは、やっぱり図書の移転にかかる、そういった費用の部分が大きいところがございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） できた以上は、今後は安全に有効に活用されていくことが大事と考えております。その利用の上に、いわゆる公共の施設であれば、障がい者に対する減免措置というものも当然考えていかなければならないでしょうし、今後そういう減免の規定というものを考える予定があるのかについてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

運営会社のほうの減免という形ですか。

○14番（小川文子議員） どちらでもいいかと思いますが、その減免制度を町がやるのか、あるいは指定管理のほうでやるのか、そこら辺も含めてお願いします。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） 大変失礼をいたしました。

減免制度につきましても、やはば一くにつきましても、町のほうの条例で減免の制度を設けておきまして、一応大きなところは町が主催、あるいは共催をする場合は減免をいたします。あるいは障がい関係とか、そういった方々の利用については、減免しますというふうなことで減免を決めておりますので、そういったところに基づいてやはば一くのそちらのほう指定管理のほうで対応しておりますが、特に幾らか疑問といたしますか、ちょっとどちらにも



とれそうな部分に関しましては、うちのほうと相談しながら進めさせていただいているという状況でございます。

なお、ここ2カ月の間を見ますと、若干例えば利用していただきたいというところで町長も答弁しておりますとおり、何件か町で活用させていただいたとか、あるいは地域のほうでもそういった関係で活用した中での減免という部分を若干ございますので、いずれまず今年度につきましては、できるだけ多くの方に来ていただきたいというところもございますので、ぜひそのPRしながら減免となりますと、負担も生じることはそのとおりではございますけれども、いずれ使っていただくというのもまず出来てからのスタートにとっては大切なのかなということで、そういうことでこれからも当面はそういう形で進めていきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

小川文子議員。

○14番（小川文子議員） やはば一くの東側に商工会が商業集積施設をまず30年オープンということでございますが、どれくらいの面積なのか、あるいは地代の賃貸、町とどのような協議になっているかについてお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） ただいまのご質問にお答えをいたしたいと思っております。あそのやはば一くの東側につきましては、約2,000平米の面積ございまして、今の予定ですと1,000平米部分はその集積分の用地として予定しておりまして、残りは駐車場ということで考えております。

地代につきましては、まだ協議と申しますか、そこまではいっておりませんで、いずれこれからどのような金額になるかというのは、これから協議というような形で考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、第3問目の質問を許します。

○14番（小川文子議員） それでは、第3問目の質問を伺います。

第3問目は、子どもの医療費助成についてでございます。町長は、子どもの医療費助成を大変進めてこられております。現在は、小学校6年生卒業まで入院、そして通院とも助成の対象になっているところでございます。しかし、同じ義務教育の責任を持つ中学生に対して

早期に助成の実現をしていただきたい。そのことについてお伺いをいたします。

また、一部負担が今あるわけですがけれども、この一部負担なしにできないかということと現物給付をまず求める町民の声が多いですので、その展望についてもお伺いをしたいと思います。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 子どもの医療費助成についてのご質問にお答えをいたします。

子どもの医療費助成を中学校卒業まで早期に拡充できないかについてですが、本町の子どもの医療費助成につきましては、本年4月診療分から小学校卒業までの児童に係る外来分も町単独事業として対象を拡大したところであります。さらに、中学校卒業までの拡充については、1,000万円程度の財源を要すると見込まれることから、今後の給付の動向を見きわめながらできるだけ早期に拡充に向けて検討してまいります。

次に、一部負担なしの現物給付はどうかについてですが、一部負担金の無料化に関しては、対象拡大とあわせて検討してまいります。

なお、現物給付につきましては、ことし8月診療分から就学前の子どもさんたちを初め妊産婦についても岩手県内統一現物給付を実施いたします。

さらなる現物給付対象者の拡大につきましては、引き続き県に要望してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

○14番（小川文子議員） 大変前向きな答弁をいただきました。そして就学前と妊産婦については、8月から現物給付になるという答弁をいただきまして、大変朗報だと思います。本町の中学生、去年のいじめ問題も含めて、今中学生を取り巻く環境というのが大変まだまだ厳しい状況があるなど考えております。入学式にも参列をいたしましたけれども、全体としてまだ明るいというふうな兆しにはなっていないかのように見受けられた状況でございます。そのような中で、ことしこそは中学生に光を当ててほしい、そういう点で8月にその現物給付が一部支給されるのとあわせて中学校卒業までの通院ないし入院に限りでも8月から今の中学3年生が卒業する前にできないかについて再度お伺いをしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

まず基本的には、子ども医療費助成については、市町村間、県内の市町村間で格差があっ

てはならないのです。だからこれは早く中学生までは子ども医療費を拡充していきたいというのは、もうそのとおりなので、ただ私もいろいろ調べさせていただいて、私ども町長、いわゆる一般会計の扶助費の流れを過去5年間ちょっと調べてみたのですが、やはりここに来て大体26年度から、まだ27年度は決算額ではないのですが、今の出納閉鎖したところの状況で見ると、およそ1億9,000万円、扶助費がふえておるわけです。前年度対比で10%を超える伸び率、それでこのところも含めていずれ私どもこれは町村会でも今話題になっているのは、やはり国にこういった扶助費の割合がふえているということをもう少し基礎自治体の市町村が非常に苦しい立場にあるというふうなことも含めて、いずれこれから国にも要望していかなければならないなと思っております。そうした状況をしっかり総合的に勘案しながら中学生までの子どもの医療費助成は考えてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 以上で14番、小川文子議員の質問を終わります。

ここで昼食のため休憩に入ります。

再開を午後1時とします。

午後 0時11分 休憩

-----  
午後 1時00分 再開

○議長（廣田光男議員） 再開をいたします。

先ほど小川文子議員に答弁を保留しておりましたことについて、山本上下水道課長から補足説明がありますので、これを許します。

山本上下水道課長。

○上下水道課長（山本勝美君） 1問目の水道、下水道料金に対します総額に対してのご説明ですが、平成26年度の決算をもとにそれぞれの総額に対して値上げするものでございまして、水道料金につきましては、総額の6億2,800万円に対しまして6%の3,768万円が増となるものです。

下水道事業につきましては、3億5,800万円の料金収入、使用料収入がございまして、その15%の5,370万円が料金の値上げ分となるものでございます。総額で上下水道全部で9,138万円になってございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） それでは次に、10番、山崎道夫議員。

第1問目の質問を許します。

（10番 山崎道夫議員 登壇）

○10番（山崎道夫議員） 議席番号10番、山崎道夫でございます。

質問の第1項目めでございます。岩手医科大学附属病院の総合移転を3年後に控え、広域的幹線道路の整備が課題となっておりますが、同時に日常における生活道として利用している町道の整備を望む声が強いことから、それを踏まえ、以下質問いたします。

1つ目でございますが、現在町内に計画されている幹線道路の整備計画の見通しについて明らかにされたい。

2つ目でございます。計画されている幹線道路について、国の補助事業である社会資本整備総合交付金を活用できる路線はあるのか。

3つ目でございます。幅員が狭く、緊急車両などの交通確保が難しい路線の数と整備計画を示されたい。

4つ目でございます。生活道路の整備について、各地域から出されている整備要望路線の数と整備計画を明らかにされたい。

5つ目でございます。町道矢次線の整備完成が大幅におくれているが、今後の工事計画の見通しを示されたい。

6つ目でございます。歩道のない通学路の整備計画を明らかにされたい。特に町道三堤18号線については、歩道の設置が急務と考えますが、見解を示されたい。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 10番、山崎道夫議員の道路整備計画の推進についてのご質問にお答えいたします。

1点目の幹線道路の整備計画の見通しについてですが、片側1車線に歩道を設置するような幹線道路の計画は、矢巾スマートインターチェンジ周辺の町道安庭線、堤川目線並びに宮田線からなるアクセス道路と岩手医科大学附属病院に隣接する町道中央1号線、さらに国道4号と不來方高校付近の県道不動矢巾停車場線を連結する町道田浦線の計画を進めているところであります。矢巾スマートインターチェンジ周辺のアクセス道路については、現在地元

地権者に道路計画をお示ししている段階で今年度から一部工事に着手したいと考えているところであり、スマートインターチェンジの供用開始までに主要な交差点部を中心に整備を進める予定としております。

町道中央1号線については、現在詳細設計を進めているところであり、岩手医科大学附属病院の平成31年5月の開院までに整備を完了する予定としております。町道田浦線については、徳田第1、第2地区基盤整備事業により創設換地としている箇所もありますが、今後岩手医科大学附属病院の移転に関連して交通動態の変化が予想されることから、その時点での社会情勢に合わせ整備計画を検討することとしております。

また、都市計画道路については、矢幅駅周辺の土地区画整理事業の完工や矢巾スマートインターチェンジ設置、岩手医科大学附属病院の移転など、盛岡広域都市計画の土地利用の変化に即した将来道路網の見直しが必要な時期になってきているところと考えております。今後矢巾町都市計画マスタープランとの整合を図りながら適切な都市計画道路の配置を検討してまいります。

2点目の社会資本整備総合交付金を活用できる路線はあるのかについてですが、ストック効果の高い主要な幹線道路でありますので、社会資本総合整備計画に盛り込むことにより、1点目でお答えいたしました路線全てを社会資本総合整備交付金事業を活用する計画で進める予定としております。

3点目の幅員が狭く、緊急車両などの交通確保が難しい路線の数と整備計画についてですが、平成27年度末で幅員が2メートル未満の路線数が257路線であり、このうち生活道路として利用し、地域から道路拡幅の要望が出されている路線数が28路線となっております。この28路線の整備計画については、第7次総合計画で整備を促進するとともに、自治会で施工する協働の道づくり整備事業においても整備が促進できるよう予算の確保に努めてまいりたいと考えております。

4点目の生活道路の各地域から出されている整備要望路線の数と整備計画についてですが、整備要望路線数は、平成27年度末で134路線あり、そのうち69路線が完了し、約53%の整備率となっております。そのほか継続中が22路線、未着工が43路線となっております。今後の整備計画については、第7次総合計画で整備を促進するとともに、自治会で施工する協働の道づくり整備事業の予算確保に努めてまいります。

なお、今後各自治会から要望が出されております路線について、整備手法や施工方法などの再調査を行い、整備率の向上に努めてまいりたいと考えております。

5点目の町道矢次線の整備完成が大幅におくれているが、今後の工事計画の見通しについてですが、残区間600メートルにつきまして1名の地権者との用地交渉が不調であることから未施工となっており、現在に至っております。今後の見通しにつきましては、用地交渉を継続するとともに、残区間について事業の進捗を図るため今年度から工事着手する予定としております。

6点目の歩道のない通学路の整備計画を明らかに、特にも町道三堤18号線については、歩道の設置が急務と考えるが、見解を示されたいについてですが、全ての通学路において歩道スペースを確保することは、当然難しい状況であります。車両の交通量が少なく、児童・生徒の通行が確保されることなどから、町の通学路を指定しているものであります。その中でも車両の交通が多い区間については、歩道設置を施行しているところであります。現在交通安全施設整備事業として町道白北線や藤沢9号線など整備を進めておりますが、今後も町教育委員会や関係機関と連携を図り、整備を進めてまいりたいと考えております。

また、町道三堤18号線については、下海老沼橋の架け替えに伴い、工事期間の通過交通車両が増加する可能性があり、通学児童の安全を確保するためには、歩道の設置が有効であることはご指摘のとおりでございますが、同橋の竣工が本年度末であることから、事業期間を勘案いたしますと、ソフト面の対応により児童の安全確保の方策を講ずることが最善であると考えておりますことから、現段階での整備は考えておらないところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 2点ほどずつ再質問させていただきたいと思っております。まず1つには、幹線道路の整備についてでございますが、スマートインター周辺のアクセス道路の整備については、これは町道安庭線あるいは堤川目線について、特にはこの2路線については、今年度から工事着手する予定ということだろうというふうに思っておりますが、その医大附属病院の開業までは、31年ですので、あと3年を切ったわけでございますが、特に国道4号線とのアクセスの関係で宮田線の整備がこれも早急にやらなければならないというふうに私は思うのですが、この中にも、答弁の中にも宮田線の整備というのが出ていますが、この路線についての整備計画について、今段階で具体的なものがあるかどうかお聞きをしたいと思っておりますし、あればその部分を示されたいと思っております。

それから、社会資本整備総合計画に盛り込む路線、これについては、1点目で示された路

線以外には考えておらないのか、これについてお聞きをしたいと思います。例えば下矢次地区において、既に用地確保等がされておる部分もございますし、今後矢次地区の基盤整備事業も計画されておりますが、その点を勘案すると、都市計画道路であります高田煙山線は、今後どうなっていくのか、その整備計画についてもお聞きをしたいと思いますし、さらには土橋白沢線、西仙北北川線、それから藤沢海老沼線などの整備計画については、この社会資本整備総合計画に盛り込まない考えなのか、その辺についてお聞かせを願いたいと思います。

以上、まず2点について再質問させていただきます。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） それでは、ただいまのご質問にお答えをいたしたいと思いません。

まず1点目の宮田線の整備計画について具体的な計画があるかということでございますが、今回先ほど町長答弁いたしました部分につきましては、前の議会でもお話しているとおりスマートインターチェンジの周辺整備関連ということで広宮沢の区画整理のところから東のほうに来まして、インターのところまで来る、その部分だけでございます。以前川村議員さんにもお話しているとおり、確かに宮田線の部分については、いずれは整備は必要かなということではございますが、まずはスマートインターチェンジ等と医大関連の場所も含めて、そっちのほうを整備を進めるという上でそちらを優先したいということから、現時点では、それ以外の宮田線の整備計画については考えていないという段階でございます。

それから、2点目の高田煙山線あるいは土橋白沢線等の都市計画道路につきましては、いずれにしても社会資本整備交付金の対象にはなり得ますが、その計画については、その整備計画に乗せますと5年以内でいわゆる着手なり完成をとというような限定なものがございまして、実際やる段階でそういった計画に乗せていくということになります。現時点では、先ほども答弁したとおり、まずは優先する部分が町長答弁でもございましたように、医大関連スマートインターチェンジ周辺関連が最優先ということで考えておりましたので、そちらの状況ができ次第、別な部分については検討していきたいということで現在は考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） それでは、その宮田線については、必要性は十分にあるということ

は認識しているようですが、4号線から医大の附属病院にいわゆるスムーズに車両が行き来できる、その部分での路線はどのような考えを持っているのか。恐らく停車場、矢幅駅まで上がってくる道路というのは当然あるわけですが、そのほかにも4号線から入ってくるのは限られているわけですので、その点についてのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） それでは、ただいまのご質問にお答えをいたします。

山崎議員さんおっしゃるとおり医大等が開設しますと、やはり道路の交通といいますか、結構な台数が通るのではないかとということで予想をしております。現時点では、今お話のあったとおり県道とか、そういったところがメインで通過路線という形になっておりますが、将来的には、町といたしましては、高田煙山線あるいは田浦線につきましては、東西の路線としては、やはり必要になってくるのではないかとということで先ほど町長答弁にもありましたとおり、いずれは全体の交通の状況も踏まえて検討していかなければならないということから、今後どのような形でいつの時期にやるかという部分について検討してまいりたいということで現時点では、まだ詳細な内容については、まだ現段階では作成していないというところでご理解をいただければと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） それでは、1点だけお伺いしますが、平成31年5月ですので、もう既に、先ほども言いましたが、3年を切っている状況ですが、今後の検討課題にはなるわけですけれども、やっぱり矢巾町に相当な県内から、あるいは県外からも医大の病院に来る方が多くなるのは間違いないわけですが、それをやっぱり遅滞なくといいますか、安全に、しかもわかりやすく往来してもらおうというのが、やっぱり矢巾町とすれば大きな課題だと思うのです。したがって、7次総の前期計画でその辺の計画というのは、立てられるものなのか、その辺の見通しというのはどうなのでしょう。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

今岩手医科大学が今のところ31年5月の移転予定ということで、今一番問題なのは、矢巾スマートインターチェンジを中心にした道路のネットワークです。特にも今盛岡市と協議を進めておるのですが、この盛岡西バイパスの延伸、これをどのような形で、いろいろな考え



方はあるのです。今県道不動盛岡線につなぐ方法もあれば、医大の前のところの中央1号線につなぐ、いろいろな考え方があるのですが、いずれ今このことについて、あと矢巾の場合は、南北の道路はあるのですが、東西の道路、今道路都市課長も答弁したように、高田煙山線、田浦線あるいは土橋白沢線、もう土橋白沢線になんかは用地空けまでしているわけです。だからこのネットワークについて、いずれ第7次の総合計画はもちろんのこと、今後社会資本整備交付金を利活用して、ただ今問題なのは、社会資本整備交付金というのが使い勝手がいいということで、早く言えば、余りいい表現ではないのですが、市町村間での分捕り合戦みたいな、今また防災安全交付金とか、いろいろありますので、そういうメニューを助成のメニュー、助成事業をあれしながらいずれ考えていかなければならないということで。いずれ私先ほどお答えしたとおり、都市計画マスタープランとの整合性も図りながら、それから盛岡市との連携ですね。これはあと県民医療ですから、もうこれは命の道であって、県民の皆さんの道でもあるので、今後この辺のところは、国、県でも働きかけをして進めていきたいということで今いろいろ協議会とか期成同盟会、そういうふうなものも盛岡市と一緒に考えていきたいということで今進めておるところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） まさに今次の質問で聞こうとしていた盛岡市との協議の関係、特に西バイパスの延長は、いま町長がもういち早く私の質問を察知して、もう答えてくれたということで、何か非常にやりづらい部分もありますが、それだけ町長は道路網はもちろんです。矢巾町の今後の展望については、しっかりと捉えているということで非常に安心はしました。3問目にそれをやろうとしましたが、これを変えます。

幅員の狭い、緊急車輛が非常に交通のスムーズにいかない道路が町内に、これも答弁でございますが、28路線あるということで答弁をいただきました。この幅員2メートル未満の道路ですので、大変生活道路とすれば、本当に不便を来して、しかも安心できない、安全な、いわゆる快適な生活とはほど遠い状況で恐らく毎日その道路を使っているだろうというふうに思いますが、その幅員2メートル未満の道路の今後の対応策といたしますか、例えば火災などの緊急時における対応策はどのように考えているのか、まずこれが大きな問題でございますけれども、さらには協働の道づくりで整備をしたいという答弁でございましたが、2メートル未満の狭隘な道路を協働の道づくりというのは、非常に困難が伴うのではないかと

うのです。恐らく2メートルではだめでしょうから、車輛1台通るということは、3メートル以上の道路にしなければ、かなり厳しいわけですが、そういうふうな観点からいきますと、協働の道づくりでつくるといのは、極めて難しいだろうというふうに見ますが、その辺の考え方。

それから、町道の拡幅とか改善は、先ほどの答弁でございましたが、134路線に対して69路線が完了していると、いわゆる53%だと言っていますが、これはもちろん整備を進めていってもらわなければならないわけですが、町民の言葉を借りると、なかなか見えないということが道路整備が進まないのではないかという話が必ず出るのですが、私はむしろ現段階では、28路線の狭隘な幅員の狭い緊急車輛が通れないような道路の改良をまず本当に早くやるべきだというふうに思うのです。22年6月に私も同じような質問をしています、それから余り改良されていないというのは実感として持っていますので、例えば5年間で生活に支障を来すような、あるいは防災上も問題があるような道路の改良はどの程度やられているのか。それから、先ほど言った協働の道づくりで本当にやろうとしているのか、その辺についてお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） それでは、いっぱいご質問いただきましたので、お答えをしたいと思います。

まず1点目の火災等への狭隘な道路への対策はということでございます。実際のところ、やはり道路をつくる際は、拡幅する場合は、やっぱり設計を組んで、そして用地をお世話になって、そして工事ということでありまして、やっぱり当然長いスパンでの期間がかかるというのは、ご承知のとおりでございます。ということでなかなか確かに火災に対応するための道路整備を早急にしなければならないという部分については、うちのほうとしても理解はしているわけでございますが、すぐすぐというのは、実際のところはなかなか難しいというところが実態でございます。

しかしながら、そうはいつでも、後のほうにも質問にもありますけれども、そういった路線を1本でも少なくするためには、やっぱりやっていかなければならないという気持ちではありますので、そういった部分については、いずれできるだけ早くやっていければなという気持ちでこれからも対応してまいりたいなということでご理解いただければと思います。

それから、確かに協働の道づくり事業で2メートル未満につきましては、現道舗装ということになりますと、結局幅員がもともとないところに舗装のみという形になりますので、そ

ういった部分につきましても、実際のところは困難なところだと思います。ですので、例えばそういった部分につきましても、待避所の部分についてはつくとか、そういった部分を踏まえながら協働の道づくり事業になるのか、あるいは生活路線の一部改修になるのかという部分も、それこそ地元の皆さん方といろいろご相談しながら進めていければなということで先ほど町長答弁にありましたとおり、今年度そういった現道路線でも対応できそうな部分も含めて地元の意見も聞きながら、そういった割り振りをしながら一本でも多くできるように頑張っていきたいなということで考えておりますので、こちらもご理解いただければと思います。

それから、先ほど言いました28路線の改良の分、これにつきましても、やはり今お話ししたとおり地域のほうでは、一応改良して幅員を拡幅してというのが一番の願いだとは思いますが、やはり全部の路線を一気にというのは、なかなか難しいというのが先ほど来お話ししているとおりでございますので、こういった部分につきましても、例えばそういった協働の道づくりあるいはうちのほうで手をかける生活路線の整備ということで併用しながら先ほど言いましたように、地元さんとも協議しながら、いずれこれらについては早急に考えていきたいなということでご理解いただきたいと思っております。

それから、5年間でということですが、実際のところ予算的にはなかなか大きな金額というのは確保できていないというのが実態でございますので、大体1年間で1路線、2路線程度ぐらいに、あとは協働の道づくりでも1路線、もしくは2路線程度というのが実態でございます。ですが、いずれ先ほど言った重要路線等々もございしますが、生活路線というのもやっぱり大切な道路でございますので、こういったものも並行して、何回もなかなか前に進められるような答弁できればいいわけですが、そういったものも含めながら担当課としては考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上、簡単ではありますが、答弁にかえさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 優先順位が当然あるのでしょうけれども、この狭隘な道路の改善は、力を入れるということがやっぱり求められているだろうというふうに思います。当然幹線道路については、これは交通量も多いわけですので、そこには当然力を入れていくことですし、入れているわけですが、毎日生活している人たちにとってみれば、本当に切実な思いでいるだろうというふうに思います。

私のところも地区内に1路線あるのですが、たまたまシイタケ農家が2軒あります。ほだ木を運び入れられる道路でありませので、かなり離れたところにほだ木をおろしてもらって、今は県北から来ているようですが、それをさらにまた自分たちで小さい車に積んで持ってきているというのが実態です。やっぱりそういった意味では、生活全般、そしてそういう、いわゆる仕事をしていく、産業にかかわっての部分も不便を来しているという状況でございますので、そういうふうなところをしっかりと精査するというのですか、見ながら、できるだけその希望に沿うような形で進めてもらいたいと思いますが、そこで協働の道づくり、毎年進められていますが、施工後のオーバーレイ等で手直しもしているのでしょうか、何路線でどの程度のメーター数やられたのか。それで今年度はどこか具体的に計画あるのかお聞きをしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） ただいまのご質問にお答えいたしたいと思います。

現在まで協働の道づくり、ちょっと路線数は資料を持ち合わせておりませんが、今まで五、六年くらいやりまして十二、三路線だと記憶しておりましたけれども、やられております。実際のところ、協働の道づくり事業でオーバーレイした部分は、今のところはございませんが、やはり年数たってきて、かなり傷んできているというのも実態でございますので、これらにつきましても、いずれ状況、その路線を見ながら、やっぱり必要な部分については、その部分の補修になるかもしれませんけれども、そういった分は今後現地を見ながら、予算を見ながら進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） それでは、視点を変えて、この歩道のない通学路の整備についてお伺いをしたいと思います。町内の小中学校における通学路の中で歩道のない路線はどのぐらいあるのか。また、整備計画がある路線はどのぐらいあるのか、まず1点お聞きしたいと思いますし、それから質問した町道三堤18号線、これは煙山小学校の通学路になっているのですが、新田1区、2区、それから南矢幅1区から6区までの児童・生徒360人が通学しているのですが、そのうち町道三堤18号線は、前に学校からも聞いたし、それから学務課から資料ももらいましたし、私も毎日家の前ですので、100メートルぐらい離れていますが、見ていることによって何人ぐらい歩いているのかというのは、大体つかんではきましたが、360人の新

田、南矢幅地区からの通学者の約4分の1強、90人から100人ぐらいは毎日通学しているのです。ここは、幅員が2.5メートルぐらいしかなくて、実際車はすれ違えない路線です。毎日朝、特に朝ですが、時間帯は7時から8時ぐらいの1時間内で大体通学の生徒は小学校に行ってしまうのですが、かなりやっぱり自動車も通るのです。子どもたちですので、道路いっぱい広がって歩いていますので、ドライバーが相当注意をしながら通行しているというふうなことがほとんど毎日見受けられる状況ですので、やっぱり子どもたちが本当に安心して、全く歩行者だけ通れるような道路であればいいのですが、そうではないわけですので、特に冬期間は、もうふぶく状況もありますし、それから雪の中を通学しているわけですので、やっぱり車は非常に危険だというふうに思っています。したがって、ここについては、ソフト面での対応で安全確保をしたいということですが、ちょっとソフト面の対応策も聞かなければならないのですが、どのように安全確保をする考えなのか。

一旦事故が起きると、必ず責任問題になってくるわけですが、歩道のない通学路を何十年も通学させてきたというのは、必ずその際には、厳しく問われると思いますので、やっぱり町の責任ばかりでなく、大人としての責任もありますので、そういった点で検討してもらえないのかと、歩道整備について。用地は十分確保できるわけですので、極端にそんな広い歩道でなくてもいいわけです。したがって、そういった部分で安全で安心して通える通学路にするべきだというふうに私は強く思っていますので、その辺についての考えをもう一回お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたしたいと思います。

2つあったかと思いますが、1つ目の歩道のついていない通学路の路線、メーター数はということでございますが、歩道につきましては、通学路という観点で調査はしていませんが、道路台帳上の部分でございますが、大体町内で町道路線は、約688キロございます。そのうち、これは1級、2級町道、その他町道全部ひっくるめてでございますが、そのうち大体2割ぐらいは歩道がついている状況でございますので、逆に言えば8割は歩道がついていないという状況でございます。

そして2点目の安全確保の考えということで確かに例えば三堤18号線につきましては、通学路に指定されておまして、なおかつ幅員も大体車1台通るのがやっとという状況は、そのとおりでございます。先ほど町長答弁にお話ししたのは、下海老沼線の関係で、恐らくその迂回路として通る可能性があるのかなという観点でご答弁させていただいておりますが、

先ほど言いましたように、下海老沼線につきましては、一応今年度中には架け替えを終了するというので、そういった答弁にさせていただいております。それでソフト面での対応といたすのは、例えばその時期については、通学路を例えばちょっと変更といたしますか、そこをできるだけ通らないようにとか、そういった対応ができないかということでお話をさせていただきましたが、その三堤18号線、確かに道路の拡幅については、周辺が農地ですから可能性はあると思います。ただ、町とすれば、できれば三堤線ということで下海老沼橋のかかっている路線には西側に狭いですが、歩道がございまして、そちらのほうも結構通学路として通行しております。今回の仮橋についても歩道は設置する予定にしておりますし、あとは時間帯、いわゆる通学の時間帯については、工事はできるだけしないということで申し合わせをしたいと考えておまして、子どもさんがまず通学が終わった後というような形とか、そういった時間帯の関係とかは申し合わせをしていきたいということで考えております。

それであともう一つは、あその周辺につきましては、圃場整備のお話もありますので、その圃場整備の中で用地を確保しながら、下海老沼橋の東側のほうにも歩道をつけたいということで橋については、その分を加味して設計をお願いしているところでございますので、そういったことを考えますと、確かに三堤18号線など、そういった小さい路線の工事も大切ではあると思いますが、両方一緒にというのはなかなか難しいですので、できればそういったうちのほうでは大きなほうの下海老沼橋の路線のほうを考えていきたいというところで若干時間はかかりますけれども、そちらのほうを優先した形の中で進めていければなということで考えておりますので、ご理解いただければなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） その点については、非常に前向きな答弁ですので、いわゆる三堤線だろうというふうに思いますが、下海老沼、いわゆる旧アイワからくみあい鉄建の間だろうと思いますが、片側しかないですので、東側に歩道をつけて整備をしたいというのは、これは今大きな前進でございます。その点については、非常に評価をしたいと思いますが、先ほど言った三堤18号線は、これから子どもさんが減るというような話も中にはありますが、しかし現実には100名の生徒がやっぱり毎日使っているわけです。逆に下海老沼のほうに回れということ自体、かなり小学生ですので、通いなれた道路でないところを通ることにな

ると、またまた別な問題も発生しますので、恐らくこの道路は、相当昔からもありますが、煙山小学校ももう150年ぐらいになっていると思います。あの道路というのは、その当時はどうか分かりませんが、恐らくあそこに家があるのを見ると、あそこをずっと通っていたのだらうというふうに思うのです。そうすると、そういうふうな使いやすい道、通学には非常に便利だということで指定をしているわけですので、やっぱりこの安全対策というのは、本当は早急に考えなければならぬのです。

例えば7時から8時まで車の通行規制をかけるとか、いろんな方法をやって、検討していくといえますか、その手だてを講じていく、その努力をしないと、やっぱりちょっと片手落ちではないかというふうに思いますし、納得してくれという話にならないだらうというふうに思いますので、そういった点もやっぱり考えながら努力をするということを検討材料としてもらう部分と、それから早急にそういった安全対策のための規制なども考えていくということもあわせてやっぱり考えるべきではないかというふうに思うのですが、その辺についての考えはどうでしょうか。

○議長（廣田光男議員） はい、高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

実は、交通安全対策協議会とか、いろんなところでも通学路については、協議をしておるところでございまして、いずれこのことにつきましては、私どもはもちろんのこと、教育委員会、そして学校ともよく協議をしながら、それで先ほど課長がソフト対策と、私そのソフト対策というのは、今山崎道夫議員からご指摘のあった、よく言われるスクールゾーンとか、そういう答弁をするのかなと思って耳を澄ませてきいておったところ、もうできないとか、いろいろ理由づけをしてあれなのですが、いずれ通学路というのは、安全でなければならぬわけでございますので、いずれ喫緊にまず私どものほうとしては、交通安全対策協議会でもいろいろ議論しているところでございますので、学校、教育委員会、そして私らで協議をしますまず対策を講じてまいると。いずれこのことについては、地域の皆さんからもいろいろご提案をいただいているわけでございますので、前向きに検討してまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） それでは、最後になりますが、矢次線の整備について再質問させていただきます。平成16年から工事に着手して、当初の計画は平成19年に完工するという計画

だったというふうに記憶していますが、現在は北中からあそこ300メートルぐらいいったところでストップしています。非常に使い勝手が悪い道路になっています。せっかくあれだけの改良工事をやって、使い勝手が悪い、利用者が非常に不便だと思えるような道路をこの間ずっとそのままにしているわけですが、このできない理由については承知をしておりますので、それ以上は言いませんが、今回の質問で一部工事を着手したいという前向きな答弁がございました。今までは、全く手がつかなくて、地元の地権者では、もう本当に必要だということを理解して、土地の売買に応じて、その土地を提供している人がいるわけですが、その方たちからも役場本当にやる気あるのかという話もされています。やっぱりそこは反省をしてもらって、当然地権者との話し合いは進められていると思いますし、これからも前向きにやっていくとは思いますが、ぜひこの一部工事着手というのを引き続き、今回はどの程度やるか聞かなければならないのですが、じわじわとでもいいですから、やっぱりやってもらって、地権者、土地を提供した地権者がようやく展望が開けてきたなというのをぜひ示していただきたいというふうに思います。したがって、今度の一部着手というのは、どの程度の工事なのかまずお聞きしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） それでは、ただいまのご質問にお答えをいたします。

矢次線につきましては、議員さんお話のとおりでございます。一応あそこの部分については、社会資本総合交付金等々を活用してやっていきたいということで考えている路線でございます。現在前段でお話しました例えばスマートインターチェンジ関連とか、中央1号線関連とか、そういった部分との兼ね合いもございますし、あとは要望した金額よりもやっぱり内示額が若干少ないということもございますので、今のところ幾らぐらいできるかというのは、その内容、その状況を見ながらということではございます。500万円ぐらいになるのか、1,000万円になるのか、あるいは2,000万円になるのかというのは、今現段階ではちょっと実際のところは申し上げられませんが、いずれは幾らかでもスタートできるようにということで先ほど町長答弁でお話したとおり考えてございます。

やはりうちのほうにも議員さんお話のとおり、やっぱり地域のほうからも早くやってくれというふうなお話もされている部分もございますので、そういったことも加味しながら、やっぱり地域の皆さんの感情も考えて、できれば少しずつでもスタートしていきたいなということで考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上、お答えといたします。



○議長（廣田光男議員） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、第2問目の質問を許します。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） それでは、2問目の質問をいたします。

水道、下水道事業の現状と今後の取り組みについて質問をいたします。平成24年末時点で既に31%の資産が法定耐用年数を超過し、老朽化が急激に進む中、抜本的な処置を講じなければ、近い将来深刻な問題が生じる状況にあるにもかかわらず、議会や町民に対し、現状を認識してもらうための情報提供をあえてしてこなかったのは、どういう考えなのか、まず1点目お伺いをしたいと思います。

2点目でございます。水道管の耐震化率は、全国22.5%、岩手県が20.7%、矢巾町が7.5%と、かなり開きがあるが、その差の大きな要因は何か。また、震度6強の地震に耐えられる割合である耐震適合率は全国36%、岩手県46%となっているが、本町はどの程度なのか。

3点目でございます。耐震適合率について、国は2022年度末までに50%以上にする目標を示しておりますが、本町は、その時点までにどの程度まで引き上げる計画なのか明らかにされたいと思います。

4点目でございます。水道管の更新計画では、平成35年までに約22キロを更新する計画とありますが、計画どおり施工すれば、VP管の更新は完了するのか。また、総延長265キロメートルのうち鑄鉄管等への更新は、現在どのくらいになっているのか明らかにしていただきたいと思います。

5点目でございますが、漏水は過去5年間で69件発生しているとのことですが、水道管の破裂事故は、今までにあったのかお聞きをいたします。

次に、下水道事業についてでございます。1点目、平成25年に高田地区で発生した老朽管破損における経過年数と管の種類は何か。また、同じような条件下にある箇所があるとするれば、その箇所数と延長を示されたい。

2点目でございます。コンクリート管や陶管の耐用年数と、それぞれの布設延長はどの程度か。また、老朽管の更新計画と完了はいつごろになるのか。長寿命計画についても示されたいと思います。

3点目でございます。農業集落排水の公共下水道への接続はいつごろの見通しなのか明らかにされたいと思います。

共通事項として、1点目、第7次総合計画の人口推移の見通しを平成25年度の8%減を見込み、2万4,861人になっているが、安全性の原則とはいえ、3万人の人口指標を掲げ、その実現を目指し取り組んでいるときに、あえて8%減と示すのは、使用料収入の大幅減を強調するための手段として使ったと受けとめざるを得ません。7次総との人口指標との整合性をどう捉えているのか明らかにしていただきたいと思います。

2点目でございます。上下水道事業は、生活の生命線である。広い範囲に及ぶ水道、下水道網の維持が大変なのは明らかであるが、特に使用料の改定は、住民の理解を得ることが大切であり、その意味では、行政の啓発能力が強く求められると思う。したがって、今後どのような啓発活動を行う考えなのか示されたい。

3点目、住民とのコンセンサスをとる方法の一つとして、一昨年NHKで放送したクローズアップ現代等のビデオを大いに活用すべきと思うがどうか。

4点目、農業用水用に設置する水道メーターは、8年ごとに更新しなければならないため、農家の負担が大きいが、料金改定を行う場合、半額補助制度を創設してはどうか。

5点目、生活困窮者に対し、水道料金の減免措置を考えるべきではないか。

以上でございます。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 水道、下水道事業の現状と今後の取り組みについてのご質問にお答えをいたします。

水道事業について、1点目の平成24年末時点で水道施設の老朽化が急激に進む中、抜本的な処置を講じなければならない、近い将来深刻な問題が生ずる状況にもかかわらず、議会や町民の皆さんに対し、現状を認識してもらうための情報提供をあえてしてこなかったのは、どういう考えからかについてですが、平成20年に国では、水道を取り巻く環境の変化に対応するため、水道ビジョンの改定を実施し、50年後、100年後の将来像を見据えた水道の理想像を明示するとともに、取り組みの方向性や、その実現方策、関係者の役割分担を提示しており、その実現に向けて水道事業者に対し、それぞれの事業ビジョンを策定することを求めているところであります。

本町では、平成24年8月に「大好き！水」を基本理念として矢巾町水道事業ビジョンを策定し、安心、安定、持続、住民参加及び広域連携の5つの政策の実現に向けて取り組んでいるところであり、住民参加の実現のため、公募方式による水道サポーターとしての住民参加と住民を無作為抽出して議論をする討議方法などにより、水道に対する認識を高め、今後の

整備計画にも参加していただいているところでもあります。また、議会においては、平成26年度矢巾町水道事業会計決算審査意見書で将来的な給水人口の減少、災害に強い施設の整備や老朽化施設の更新など、長期的な視点に立った施設の構築計画や経営戦略に取り組みられるよう望むとの意見をいただき、施設整備のあり方として、平成27年3月に水道施設整備計画を策定したところであり、老朽施設の更新及び耐震化について計画に基づき進めているところでもあります。

2点目の本町の水道管の耐震化率についてですが、矢巾町の耐震化率が低い要因についてご質問にあった数値は、配水管の中でも特に重要とされる基幹管路の耐震化率を示したものであると思いますが、本町では給水区域が比較的コンパクトであるため、基幹回路を口径150メートル以上としております。

したがいまして、配水管全体の4割程度に当たる84.5キロメートルが基幹管路となり、他事業体に比べて非常に多い割合となっております。このことから耐震管への布設替工事を行っても、なかなか数値として反映されないことが耐震化率の低い要因であると考えております。

3点目の耐震適合率を2022年末までにどの程度までに引き上げる計画についてですが、本町の2015年度における耐震適合率は40.3%となっております。老朽管の更新は、破損率の高い硬質塩化ビニル管の更新を優先すべきと考えており、2020年度までに全体の20.6キロメートルのうち基幹管路の更新は4.2キロメートルで耐震適合率は45.3%となる見込みであります。

4点目の水道管の更新計画では、平成35年度までに計画どおり施工すれば、硬質塩化ビニル管の更新は完了するののかについてですが、口径が75ミリ以上の一般的に配水管と言われる管路については、平成35年までに全ての更新が完了する計画となっております。50ミリメートル以下の給水管については、平成36年以降も残りますが、硬質塩化ビニル管以外の配水管の更新に合わせ順次更新を行ってまいりたいと考えております。また、総延長265キロメートルのうち铸铁管等への更新は現在どのくらいになっているのかについてですが、全管路に対する耐震適合管の延長は、82キロメートルとなっております。

5点目の過去5年間で水道管の破裂事故はあったかについてですが、69件の事故のうち口径75ミリメートル以上で7件の破裂事故が発生し、いずれも硬質塩化ビニル管の経年劣化が起因したものであります。

次に、下水道事業について、1点目の平成25年に高田地区で発生した老朽管破損における

経過年数と管の種類についてですが、破損した管渠は、平成4年布設で23年を経過し、管種はコンクリート製ヒューム管であり、直径は250ミリメートルであります。また、同じような条件下にある箇所数と延長についてですが、コンクリート製ヒューム管の腐食が想定される箇所として13スパン、延長は約360メートルであり、そのうち管の更生により補強した管渠は、約90メートルであります。

2点目のコンクリート管や陶管の耐用年数と、それぞれの布設延長はどの程度かについてですが、地方公営企業法施行規則において、それぞれ50年となっております。平成27年度末におけるコンクリート製ヒューム管の布設延長は、約3万2,400メートル、陶管の布設延長は、約360メートルであります。

次に、老朽管の更新計画と長寿命化計画についてですが、平成27年度に事業期間を平成28年度から平成32年度とする矢巾町公共下水道管路長寿命化計画を策定しております。下水道法における維持修繕基準では、腐食する恐れが大きい箇所の排水施設の点検を5年に1回以上行うこととされております。なお、平成33年以降の老朽管更新となる長寿命化計画については、平成32年度に策定する予定であります。

3点目の農業集落排水の公共下水道への接続はいつごろの見通しかについてですが、平成27年度に矢巾町農業集落排水施設最適整備構想を策定しており、現有の5処理区は、公共下水道への接続が有利との判定となっております。そのうち施設劣化が進行している矢次処理区及び、公共下水道への接続が比較的容易な下赤林処理区の優先順位が高いと判定されており、時期については、平成31年度を目途として進めております。それ以外の間野々、矢巾西郷、不動処理区については、矢次、下赤林処理区の公共下水道接続の完了後に再検討する予定であります。

次に、共通事項について、1点目の7次総の人口指標との整合性をどう捉えているかについてですが、地方公営企業法第21条において、水道料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ能率的な経営のもとにおける適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な経営を確保することができるものでなければならないものとされております。

したがいまして、将来人口の推計に当たっては、第7次総の人口指標も考慮しましたが、コーホート要因法に基づき推計したものであります。

2点目の住民の理解を得るためにどのような啓発活動を行うかについてでございますが、1番、赤丸秀雄議員のご質問にお答えいたしたとおり、水道施設の老朽化対策や地震に備えた耐震化など、住民の皆さんにわかりやすい資料を現在作成中であり、町のホームページ等

を活用し、公表してまいります。

3点目の住民とのコンセンサスをとる方法の一つとしてNHKで放送したビデオ等を活用すべきについてですが、提言がありましたとおりに説明会等で活用してまいりたいと考えております。

4点目の農業用水用に設置する水道メーターの更新に伴う農家の負担に対する半額補助制度の創設についてですが、現在、農業者用の減算メーターを設置している件数は18件となっております。下水道に接続する汚水量は、水道の使用料と同量とみなすという原則がありますことから、個人の希望により設置している減算メーターの更新に対する補助は考えておらないところであります。

5点目の生活困窮者に対し、水道料金の減免措置を考えるべきではないかについてですが、水道料金を特定の使用者だけ減免することは、公正性を欠くこととなります。生活困窮者に対する他の支援措置として、岩手県社会福祉協議会では、いわて・安心サポート事業として電気、ガス、水道の公共料金や家賃などの経済的支援を行っていることから、本町での減免措置については、考えておらないところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 水道、下水道に関する一般質問は、昨日の赤丸秀雄議員、そして今日の小川文子議員、そして私は3番目で同じような水道の、あるいは下水道の問題点についてお聞きをしておりますが、町長が先ほどお話したとおりに、今やらなければ何としてもだめだと、今が最後のチャンスだという話でございました。それを聞いて、何となく質問するのがちょっと難しくなってきたのですが、町長の気持ちもわかります。命の水、まさにそのとおりだと思います。この間、北海道で小学校3年生でしたか、1週間水だけ飲んで生き延びたと、そういうふうなことで水というのは、やっぱり人間が生きていくためには絶対欠かせないものだということは、これはどんな人でも理解はしているだろうというふうに思います。

しかし、1月4日の唐突な値上げ案は、やっぱり私ども議会の中でも、これはちょっといきなりの話だなということで大変驚きましたし、今までの議会の中でなぜそういう現状認識をさせるための説明をしてこなかったのかと。そして町民に対しても、やっぱりそういう説明をしてこなかったのが大きな問題だろうというふうに思っています。そこで私が質問した意図的に説明をしないのではないかという質問に対しては、一切答弁がないわけですが、ど

ういう考えでそういうふうな、今日までこういう状態に至っているのか、その資料をもっての説明ばかりではなく、議会においての質問に対しても大丈夫だと、計画どおり進めていけば耐震化率も上がる、あるいは水道事業もまず何とかやっていけるといような、それに、そういった中身の答弁しかなかったような気がしているのです。そこで先ほど聞いた部分の説明がされなかったという理由を、やっぱりちゃんとここで答弁していただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

今山崎道夫議員から説明をしなかったと、これはもうご指摘のとおりでございまして、私ももう少し丁寧な説明責任を果たしていかなければならなかったということは、もうご指摘のとおりでございまして、これについては、私もう全くそのとおりだと思いますので、それで過去のことはどうかお許しをいただいて、前に進めさせていただきたいということでございまして、いずれ今後は、こういうことのないようにしっかりやってまいりますので、実は担当課長たちには、毎回言ってきたのですが、いずれ特にも値上げというのは、誰もが嫌がる、また誰もやりたくないあれなのですが、しかし誰かがやらなければならないのだということで、実は今度の山本課長は、そういった意味ではまず前向きに取り組んでまいるとい覚悟を示していただいたところでもありますので、いずれ先ほど以来からいろいろ議員の皆さんからはご質問いただいておりますが、これからは一つ一つ丁寧に対応してまいると。そして議員各位にも何かおかしいときは、遠慮なくご指摘をしていただきたいということでまずできれば、私どもはこの被災地の状況を見たときに、果たしてこういうことで矢巾町もいいのかという、その不安も正直なところあったところでございますので、ひとつ今後のことについては、ご理解をいただきながら前へ前へと進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

○10番（山崎道夫議員） 過去のことを追求しても、これはかなり難しい点でございますし、何もプラスになることはないのですが、ただやっぱり町長が言ったように、もう少し懇切丁寧に町民には理解をしてもらおうように説明をするということが過去にも必要だったし、これからもやっぱり必要だというふうに思っています。

そこで2点だけお聞きをしますが、水道管の破裂が69件、過去5年間であったということですが、その際の復旧にかかった時間、それからその際の、いわゆる断水をしているわけで

すが、対応はどのようにやったのか。それから、下水道についても同じように破損があったわけですが、特に25年には高田地区でこれやったのですが、そのほかにもあったというようなことでしたが、その際の対応というのは、どのようにされているのか、してきたのか、その点お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 山本上下水道課長。

○上下水道課長（山本勝美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

69件の破損のうちどのような復旧ということですが、場所につきましては、南昌台団地、岩清水、あと町長の家前の道路にあります。和味線のところでも破裂しておりまして、破裂した箇所につきましては、日中に復旧をいたしているところです。断水の区間を少なく復旧はできているものと思っております。

下水道につきましては、高田のほうで落盤の事故がありました。それにつきましては、周辺に下水の臭気が漏れるということで1週間ほどバキューム搬送して復旧に対しましては、たしか2週間ほどかかって復旧されたものと思っております。

このようなことからまずもって事故が発生した場合には、早急な復旧が必要となってございます。特にも上水の場合には、断水時間が長くなればなるほど住民に迷惑がかかります。その点では、幹線管渠につきましてはの事故は、必ず一日以内に復旧するような手だてを持っております。下水道に関しましても影響度の少ないような対応を考えてまいりたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 山崎道夫議員。

○10番（山崎道夫議員） 5月9日だったと思っておりますが、副町長さん、そして上下水道課長さんに私と藤原梅昭議員、いわゆる予算決算の常任委員長と副委員長ですが、お会いをしたときに、今後の町の対応をやっぴり町民にわかりやすくしっかり説明する場を持てと。そしてその結果をやっぴり私たちにもしっかり知らせてほしいと。それから、その際の説明の中で水道管の老朽化の現状はもちろんですが、財源のやっぴり裏づけもしっかりと説明しないと、なかなかわかってもらえないだろうと。きょう小川文子さんには、かなり詳しい、小川議員さんそのものが詳しく質問されておりましたし、それに答弁があったのですが、やっぴりわかりやすく理解をしてもらわなければ何ともならないわけですので、やっぴり負担をしていくということは、相当やっぴり厳しい圧迫感といいますか、生活に対しても、それなりの額的には余り多くはないといっても抵抗感もありますし、影響もあるわけですので、そ

ういったことをやってほしいということでお話したところ、かわら版2回発行しますと。それから、住民説明会も4カ所でやるということですので、私ども手分けして出席をして状況を見きわめたいというふうに思っていますので、その際にはお邪魔しますので、よろしくお願いをしたいと思います。

最後になりましたが、平成25年8月9日の大雨で岩崎川橋が落橋しました。約2年、足かけ3年ですが、非常に地域とすれば、待望の橋が完成をして、今月11日に開通式が行われるわけですので、そういった意味では、住民等しく大変喜んでおりますが、この間町長初め関係する課の担当職員の皆さんには、本当に一生懸命努力していただきました。その点について厚く御礼を申し上げまして終わりたいと思います。

終わります。以上でございます。

○議長（廣田光男議員） これに対する所感はございますか。高橋町長。

○町長（高橋昌造君） それでは、所感を述べさせていただきます。

山崎道夫議員にまず最後、岩崎川橋の完工されたことで謝意をしていただいたわけですが、逆に私どもにしては、本当はもっと早く架橋できるような、ただこれについては、岩崎川の拡幅とか、いわゆる床上の緊急対策特別事業との関連もございまして、本当に通学路として、または道路、生活道路としての地域の皆さん方には、大変ご不便をおかけしたなということで何となく今度の17日、喜びもあるのですが、その反面、大変地域の方々にはお世話になった。そしてご迷惑をおかけしたという気持ちでおりますし、それからいや上下水道の使用料の値上げについては、繰り返し、繰り返し同じことを言わせていただきますが、議会の皆様方にも、町民の皆様方にも、特にもうちのほうでも答弁の中で小川文子議員からも言われた、例えば普及率とか有収率とか、利益率、そういうふうなものを、私らのほうのお答えをする中で本当は示していかなければならない。また、先ほどはどのぐらいぐらゐの額になるのかと問われて、すぐ返事が、お答えができないと、今後そのことのないようにしっかり取り組んでまいりますので、そして丁寧な対応をさせていただきたいと思いますので、今後ともよろしくお願ひします。

○議長（廣田光男議員） 以上で10番、山崎道夫議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。

再開を午後2時30分とします。

午後 2時17分 休憩



午後 2時30分 再開

○議長（廣田光男議員） 再開をいたします。

次に、13番、川村よし子議員。

第1問目の質問を許します。

（13番 川村よし子議員 登壇）

○13番（川村よし子議員） 議席番号13番、日本共産党の川村よし子でございます。

国民健康保険の見直しについて質問します。国民健康保険の都道府県化を行う国民健康保険法などの一部を改正する法が2015年5月成立し、2018年度より国保の広域化が行われ、財政運営の責任主体を都道府県に移行させることが決まっています。これまで国は、国保会計、国保支出金を50%から25%削減しながら保険税納入しない方には、短期保険証や資格証明書を発行し、被保険者である国民に医療機関受診する機会を定めてまいりました。国民健康保険は、無職や自営業者、そして高齢者世帯や低所得者世帯が多く加入しているため、感染症の流行や重症疾患の治療費により財政悪化を招きやすい構造になっています。

暮らしを成り立たせ、払うことのできる妥当な保険料で安心して受診できる公的医療制度を求めており、生活実態に見合う保険税に設定することが必要と考えています。

また、矢巾町の第7次総合計画では、人口増を目指しているので、税の引き下げを行い、人口増に結びつけることもできると考えているので、以下4点質問させていただきます。

第1点目、過去10年間の国保税の滞納世帯数や滞納額等の滞納状況はどう変化しているのか。また、累積滞納総額は、どう変化しているのかお伺いします。

2点目、滞納者の生活実態を調査するように再三提起してきましたが、どう実施しているのかお伺いします。

3点目、政府は国民健康保険法の低所得者の多い被保険者対策として2015年度から約1,700億円の財政措置を行ってきていますが、当町の保険税の引き下げや負担の軽減の計画、実施はどうなっているのかお伺いします。

4点目、一般会計からの法定外繰り入れを考えるべきではないかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 13番、川村よし子議員の国民健康保険税の見直しについてのご質問にお答えをいたします。

1点目の過去10年間の国保税の滞納世帯数や滞納額等の滞納状況はどう変化しているか。

また、累積滞納総額は、どう変化しているかについてですが、平成18年度現年課税分滞納額は2,324万4,000円ほどで滞納者は227世帯、平成27年度は926万4,000円ほどで125世帯となっており、過去10年間で滞納額、滞納世帯ともに年々減少傾向にあり、10年前と比較して半減の状況となっております。

また、現年課税分と滞納繰越分を含めた累積滞納総額は、平成19年3月末現在で1億2,142万4,000円ほどで平成28年3月末現在で4,635万円ほどと大きく減少しております。その年度の景気の状態や社会経済情勢の変化にも影響されますが、おおむね前年度を下回る状況で推移をしております。

2点目の滞納者の生活実態を調査するよう提起してきたが、どう実施しているかについてですが、納税相談で来庁した際、分納誓約と同時に生活実態を調査しており、月々の家計の収支や借入金の有無、預金状況などの把握を行っております。分納誓約書の滞納に至るまでの傾向を見ますと、借入金返済等で納税ができないケースや、一定の収入があり納税資力があるにもかかわらず、納期限までの納税をしなかったケースが多い状況となっております。

なお、納税相談がなく、再三にわたる督促や催促に応じない滞納者については、納税義務を果たしております方々との公平、公正を保つため、国税徴収法、地方税法で規定する調査照会により就業や預金状況、その他所有する資産の状況の把握に努め、差し押さえ等の滞納処分を実施しているものであります。

3点目の当町の保険税の引き下げや負担の軽減の状況はどうかについてですが、国では消費税を5%から8%に引き上げた際の財源から約1,700億円を活用し、低所得者の多い保険者へ財政支援の拡充を平成27年度から行っているところであります。本町においても平成26年度から低所得者の保険税の軽減措置を段階的に拡大するよう条例を改正し、2割軽減、5割軽減の部分に当たる所得基準額の引き上げが行われたところであります。

ご質問にあります財政支援は、2割軽減、5割軽減の対象者の基準を緩和したことにより、ふえた軽減分の財源に充てられるものであり、全体の保険料引き下げに作用するものではないところでありますが、対象者の基準が緩和されたことにより、軽減措置を受けられる低所得者の方々がふえた状況から一定の効果があるものと捉えております。

4点目の一般会計からの法定外繰り入れを考えるべきではないかについてですが、国民健康保険制度を含む社会保障制度は、相互扶助の原則で運営されるべきもので一般会計からの法定外繰り入れは、被保険者以外の方からの税金の投入に当たるという考えもあり、現在のところ実施する考えはないところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 何点かありますので、1点ずつ質問させていただきます。

まず1点目は、1961年に国民皆保険制度としてスタートして50年余り、その歴史の中で大きな転換期を迎えることになったということで保険者が県と町となったことが実質的には国保のさまざまな実務、賦課徴収、給付や健診など、市町村が行います。市町村のみの単独運営であったのが、今度は国保ということで都道府県が関与することでさらにこれより都道府県が大きな権限を持つこととなります。

2014年に成立した医療介護総合確保推進法の中で都道府県が地域医療構想ビジョンの策定することが義務づけられました、この地域医療構想で都道府県ごとの医療供給体制と医療費支払いをリンクさせる、つまり財政を握ることによって医療費適正化、医療費の削減をやろうとしていると考えておりますが、県が財政を握るということは、どのように考えているのかお伺いします。

そして保険証が岩手県国保証となり、国保財政のあり方、仕組みなど、具体的にはどのように話し合われているのか。また、これからどのような計画になっているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼 仁君） ただいまの川村議員さんのご質問にお答えいたします。

平成30年から県と町と、県のほうが財政運営を行うということでこういった制度、改正が決まっております。これはいわゆる市町村の財政基盤が、国保の財政基盤が弱いといったようなことから、これは県単位で財政を運営するといったようなことで改正がされたわけですが、この中では、県といたしましては、いわゆる財政運営の主体となるということで、そのほかにも県の担う事業というのは、それぞれの市町村の財政状況なり、医療状況に応じた負担金を決定すると、そういったようなこともありますし、そのほかにも医療給付、こちらについては、全額県が面倒を見るというようなこととなります。

それから、市町村においては、資格管理とか、賦課徴収、こういったものをやりますし、市町村独自の保険料率の決定、どのくらい徴収するのか。県からは標準的な保険料を示されるわけですが、実際には町のほうで料率を決めまして、それを納めていくというような形になっておりますので、今聞いておる話によりまして、どうしてもすぐに県が示した負担金などをそのまま納めるということもなかなか難しい市町村もございますので、激変緩和

というような措置もとられるというふうに聞いております。ですので、県が示した標準的な負担金はありますが、市町村はそれを見た上で、市町村の状況に応じて激変緩和になるよう調整した額で納めていくことになろうかというふうに思っております。詳細については、今年度から岩手県においても、それぞれの広域からの代表のワーキンググループを設けまして、これから例えば矢巾とか盛岡、そういった地区の協議会にもいろいろ意見を聞きながら決めていくというふうなことになっているということですのでただいま進んでおります。

県が財政主体となるということで県が財政を握るということでちょっとそういった意味では、心配な面もあろうかと思えますけれども、逆に財政の弱い市町村にとっては、県が一体的にやっていただく、負担金を納めた額よりもまず給付は確実に行っていただけるというようなことでは、これはある意味進歩ではないかなというふうに感じております。

以上、お答えいたします。ちょっと足りていたでしょうか、申しわけございません。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

○13番（川村よし子議員） 激変緩和策があるということと、それからワーキンググループでこれから意見を出してやるということですが、今私の質問の中で滞納世帯数が過去10年間と比較して半減しているという状況で、私はこれはすごく大変よかったなと思うのですが、これは職員の収納意識のたまものだと思っております。特に職員数を増員して、1人増員して対応していたことがこういう大きな結果を招いたと考えているのですけれども、その辺はどのように考えているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 佐藤会計管理者。

○会計管理者兼税務課長（佐藤健一君） ただいまの質問にお答えいたします。

平成18年以前の職員体制につきましては、今川村議員さんお話のとおり体制的に脆弱なところ確かにあったものでございますが、それ以降、いろいろ改革を進めてまいりまして、職員数がふえたことももちろんではございますが、県等に職員を派遣して、そういった滞納のノウハウ、そういったものを習得したり、行ってきましたし、あとは関係市町村、雫石町さんとの派遣交流もございますし、いろいろ税務課としても、それ以外にも努力した部分、あとは窓口等のカウンターのあり方、その辺も納税相談を受ける環境的な状況もいろいろ改善してきてここまで滞納額が減ってきたのかなというふうに思います。もちろん職員の対応もそうなのですが、納税義務者であります町民の方々、こちらにつきましても納税意識が向上して、ここまで徴収率が上がってきたのかなというふうに考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 3点目の質問として、納税相談で来庁した際に、生活実態を調査し、借入金返済等で納税ができないケースや一定の収入があり、納税資力があるにもかかわらず納付期限までできないケースがあり、一定の収入と納税資力があり、窓口で対応してわかるものなののでしょうか、その点はどのように考えているのかお伺いします。

矢巾町には減免制度という、矢巾町税減免規則がありますけれども、その活用はどの程度なのか絡めてお願いします。

○議長（廣田光男議員） 佐藤会計管理者。

○会計管理者兼税務課長（佐藤健一君） 町長の答弁の中で納税資力があるにもかかわらず納税しないケースというような答弁をさせていただきました。納税資力があるというものにつきましては、こちらのほうで、当然税務課でございますので、所得の状況等は、申告もしくは給与支払報告書等で所得のほうについては抑えてございますし、もちろん資産状況、こちらのほうにつきましても固定資産、例えば土地とか家屋とか、どういったものを所有しているかどうかといったことも把握できてございます。それら含めまして納税資力があるというふうに踏んでございますし、あとは個々の生活状況によって例えば借金等がありまして、そちらのほうに先にお金のほうを振り向けてしまいまして、納税のほうまで至らないといったケース、これらも含めまして納税資力があるにもかかわらず納めておられない方々がいらっしゃるということでご案内でございます。

あと減免規則、こちら利用された方々につきましては、最近では直近のもので減免につきましては、災害減免、こちら8.9の災害があったわけでございますけれども、こちらでももちろんこちらからも広報いたしまして、積極的な活用を促してきてございますし、それ以外に該当する方々につきましては、お受けはしているところでございますが、なかなか災害以外の減免に対してはそこまで、決定までは至っていないという方も中にはあるということをご報告いたしましてお答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

○13番（川村よし子議員） それでは、質問の4点目なのですが、再三督促とか催促、応じない滞納者に対しては、公平公正を保つため、国税法、国税徴収法、地方税法で規定する差し押さえなどの滞納処分を実施していると答弁されましたが、年間で何件ぐらいなのか、その状況をお知らせください。

○議長（廣田光男議員） 佐藤会計管理者。

○会計管理者兼税務課長（佐藤健一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

差し押さえ件数でございますが、主なものは、その方の滞納の状況によって違いますし、もちろん持っている資産等の状況にもよるところでございますけれども、ちょっとまだ27年度の滞納処分の執行状況については、まだはっきり押さえておらないところでございますが、直近のもので26年度、こちらの執行状況をお話しますと、倒産が47件、これが金額にして1,053万2,000円、あと預貯金ということで97件、こちらが1,417万4,000円となっておりまして、そのほか給料が1件76万3,000円となっております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 国保の加入者は、幅が広いということで加入している所得を調べたところ、岩手県の資料の中に矢巾町はちょっとあれですけども、岩手県の資料の中に被保険者中、所得なしが25.7%、所得なしを含まないで所得が100万円までが31.2%の方、100万円から200万円が24.1%と、所得が大体200万円以下が80%以上を占めている構造になっております。所得が少なく保険税を納めていない、それから収入が多くても納めていない、そういうような状況の中で減免規定を使っていたかという、災害ではなくて、状況によって倒産のときに使うとか、そういうところの対応の仕方はどのようになっているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 佐藤会計管理者。

○会計管理者兼税務課長（佐藤健一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

災害以外の減免の対応ということなわけですけれども、減免規定の中には、例えば今お話がございました倒産とか、失業等あった場合に、前年の所得の50%以下、これらにつきましては、例えば失業手当、いただいている方、こちらは金額には含みますけれども、その金額も含めて前年の所得の50%以下になった場合は、減免の対象ということで規則の中で規定しているところがございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 先ほどの答弁の中に、矢巾町税減免規定があるけれども、平成26年度は使われていないのですね。平成27年度はわからないということですけども、26年度は

使われていないのですね。そういう倒産とか、預貯金、差し押さえした中で使われていないのですね。

○議長（廣田光男議員）　そういう一問一答で投げかけないでください。聞きたいことをぴっ  
と行って終わってください。

佐藤会計管理者。

○会計管理者兼税務課長（佐藤健一君）　正確な数字というものは、ちょっと現在持ち合わせ  
ておりませんが、私の記憶としていたるところでは、平成26、27年度で今お話のあった減免に  
対しては、使用された方はいらっしゃらないというふうに記憶してございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員）　川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員）　矢巾町の税減免規定は、平成18年につくられました。これは全国  
ともやっぱりリンクされているのですけれども、国保に加入している方は、生活が大変な状  
況にあるということも踏まえて減免規定がなされたものであり、風説ばかりではなくて、そ  
ういう倒産とか、いろんな倒産することは、従業員の方たちもいると思うのですけれども、  
そういうことも含めて、そういう規定をつくったのだから活用させるということも税務課の  
仕事ではないのでしょうか、その辺をお伺いします。

○議長（廣田光男議員）　佐藤会計管理者。

○会計管理者兼税務課長（佐藤健一君）　川村議員ご存じかと思いますが、失業した前という  
ものは、当然給与をいただいている方であれば、当然社会保険に入っているということで社  
会保険から国保の資格をいただくというときに、国保の資格は住民課でやっているわけなの  
ですけれども、国保の資格を受ける際に、その状況をお聞きしながら減免も一緒に受け付け  
ておりますので、今私が直接お話ししたのは、国保税を出してから減免のお話で件数がない  
というお話をしてございますが、実際失業等で住民課で減免の申請をされている。資格の段  
階でしているという方は、ちょっと私のほうでは人数を把握してございませんが、あります  
ことを答弁にさせていただきます。

○議長（廣田光男議員）　だから減免を使っている人はいるということでしょう。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田光男議員）　ないと言ったからだめなのだ。

住民課長、それには答えられますか。

（何事か声あり）

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 国保の減免規定があって、法定減免だけではなくて規定があるわけですので、その法定減免以外の規定をどのくらい使っているのですか。

○議長（廣田光男議員） 佐藤会計管理者。

○会計管理者兼税務課長（佐藤健一君） 法定減免以外につきましては、直近のものではありませんということで先ほどの答弁と同じでございます。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 私は、窓口直接出向いたこともありますが、一緒に生活実態を見ると、一日3食を2食にしたり、それから国保税を納めるために病院にも行けないとか、そういうお話を聞く方もいます。特に失業した方は、精神的な状況も立ち直れない、そういう状況の方もいます。ですので、やっぱり窓口として親切丁寧にこういう制度もあります、こう書いてみてくださいという形で、そして書いて、そして自分の生活実態をその窓口で対応、親切丁寧に対応することはできると思うのですけれども、自分で書いて減免用紙を書いて提出して、自分で納得できる方もいると思うのですけれども、その辺とかは考えたことはないのでしょうか。

○議長（廣田光男議員） 少し堂々めぐりになってきましたよ、きちっと整理して、答えるほうも。

佐藤会計管理者。

○会計管理者兼税務課長（佐藤健一君） 窓口相談に来た際には、当然そういった減免規定があることもお話しさせていただきますし、必要な場合には、当然税務課ばかりでなく、ほかの担当課にも関係する部分がございますので、そこは税務課が一番最初に来た窓口ということで、その辺は他課のほうにも橋渡ししながらいろいろな相談に応じているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） まだありますか、再質問、はい。

○13番（川村よし子議員） いろんな相談というのは、例えばどういう相談でしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 佐藤会計管理者。



○会計管理者兼税務課長（佐藤健一君） 例えばそれが福祉部門であったり、もしくは当然医療費の支払いができないということであれば、そういった医療費助成のこともございますので、そちらは住民課のほうに、そういった形でこちらを通じてご案内をさせていただいているところがございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 最後のところに一般会計からの繰り入れが必要ではないかという質問をさせていただいたのですけれども、やはり今回国の政策、平成27年度から行われている国の政策、年間で1億7,000万円で、1人当たりの保険料引き下げ5,000円ということで矢巾町は4,000円ということで1世帯当たり平均で7,000円の引き下げをやるということなのですけれども、これは県の財政をあれしても2年間で3,400億円を投入するということなのですけれども、それでもやはりこの仕組みの中では、国保税は引き上がっていくと思うのです。ぜひ町民の命と健康を守るためにも一般会計からの繰り入れがどうしても必要だと思います。先ほどの再質問の中で矢巾町の職員が雫石町に行って研修もしているということで県からの指導も受けているということなのですけれども、雫石町に行って研修しているということもありますけれども、その雫石町は、もうずっと前、10年以上前から一般会計からの繰り入れしていますけれども、その辺はどのように研修されているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

まず今納税相談から始まって、いろいろ議論をなされているわけですが、実は私国保税のこの間納税相談にも乗りました。それでやはり私も久しぶりに納税相談、いろいろさせていただいたのですが、やはりしっかりお聞きすること、そして実態を把握して、そして対象になるか、ならないか。そうすると、私どものほうでも説明を申し上げますと、わかってもらえるし、だから先ほどからきょうは本当に丁寧な説明責任があれなのだということを言われているのですが、私どももそういった納税相談の際にも丁寧な説明責任を果たしていかなければならないということで、それであとは徴収率の問題も、実は北海道の市町村会から矢巾町が、いわゆる徴収率の確保対策で非常に全国的にも注目されているということで今度職員2人が北海道に行ってまいります。それでそれは何かということは、無理して徴収率を上げていることではない、寄り添うところからこういう徴収率の向上対策に取り組んでいるという

ことをまずご理解いただきたいと。

それで今回都道府県単位に国保の運営が変わっていくわけです。そのときに、今ここで私ども国保税の今度減税に取り組まさせていただくわけですが、これも私らあらゆる努力をして、保険者として努力をしてやることをごさいますて、ある意味では国保税の減税についても内部でもいろいろ議論があったのも確かなのですが、いずれ今私どもが取り組む中で保険者の努力に11項目国から示されているのです。その11項目にしっかり成果を出していかなければならない。そのときに、一般会計から国保会計に法定外の繰り出しをするということになれば、もうこっちで11項目一生懸命取り組んでおつてもたった一つ、法定外の繰り出しをやったことになって、もうそれが大変なことになるわけです。だからそのところは川村よし子議員のもう保険税を安くしろと、そして一般会計からも法定外繰り入れをしてください。私もその気持ちには変わりがないのですが、それをやったならば、国保財政は破綻してしまう。そしてましてや今ここで都道府県、平成30年、この都道府県単位になるというときに矢巾町が赤字会計決算を出したということになれば、大変なことになるわけです。だから今度国保税の減税をするだけでも大変な取り組みだということをご理解していただいて、一般会計からの法定外の繰り出しは、これはもう何ぼ言われてもできないということをご理解いただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） 佐藤会計管理者。

○会計管理者兼税務課長（佐藤健一君） ただいま町長から派遣のお話でしたが、北海道ではなく青森県でございますので、大変申しわけございません。このお話、5月からございまして、厚労省でホームページのほうで紹介されています徴収率の件で矢巾町が優秀だということで、たまたまそれを見た青森県の市町村課の担当課が矢巾町の滞納の整理、その辺、徴収の方法等勉強したいということで青森県内のそういった徴収担当を集めて研修をする場でぜひお聞かせをいただきたいということがありましたものですから、快くこちらのほうで引き受けて対応するものでございます。

あともう一つ、雫石町さんとの交流のお話で川村議員さん、ちょっと私の話し方で誤解を受けたかもしれませんが、雫石町のほうには人事交流はしてございますが、税務課のほうに矢巾町から派遣しているわけではなくて、ほかの他課に行っていますし、ただ雫石町のほうからは、税務課のほうに2年ほど、2年間で2名ほど派遣来てございまして、その中で当然新しい考え方も含めまして、そういった滞納整理もしくは徴収方法、その辺の、それぞれ切磋琢磨しながら徴収率の向上に向けて頑張ってきたということをご訂正させていただ

てお答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ございますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 最後の質問になりますが、国はいろいろ矢巾町の徴収率がいいということが評価されているということもあると思うのですけれども、新たに医療費を抑制する仕組みづくりをするためにも、やっぱり県を利用して各町村、競争させる仕組みを構築していくのではないかなと私は考えています。今後医療費抑制して、そして保険税と一緒にどっちが医療費を抑制したら保険税が下がる、そういう町村で納付金を競争させる、そういうふうな仕組みづくりをしていくのではないかと思うのですけれども、先ほど町長が言ったのですけれども、国保の財政が破綻するということをお話していたのですけれども、今国保に加入しない若い世帯もいます。国保税が高いからです。その国保に加入していない世帯というのは、矢巾町では把握しているのでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） まず私のほうは前段のところ、ちょっとお答えをさせていただきますが、川村よし子議員、医療費の抑制と国保税のこれは、私ら今まで保険者として矢巾町は医療費の抑制とか、そういったことは一度も考えたこともございませんし、ましてや国はそういうふうに捉えられるとあれなのですが、もう今ご存じのとおり社会保障費、特にも医療費はどんどんふえているわけです。その中でいろいろなことは議論されているわけですが、やはり私ども今まで矢巾町は保険者としてそういうことはやってこないし、これから例えば都道府県単位、岩手県が保険者になったとしても、そういうことはあってはならないことですし、今先ほど浅沼課長も答弁した中で、なぜ今度県がやるかということは、2つの問題で国保の運営上、事業運営上の、この2つの課題なのです。これ細かいことを言えば、大変時間がかかるのであれなのですが、財政と事業運営、これを今各市町村単位でやると、なかなか保険財政が、国保財政がたち行かなくなるということで、それを広域化をしていくということでご理解をいただきたいということで、これは医療費の抑制とは何ら関係はないということだけは、またそういうことを今後都道府県単位になると、医療費の抑制になるというようなことを言われると、私らもちょっと困るので、そこのところだけはひとつご理解をいただきたいなということでございます。

○議長（廣田光男議員） 浅沼住民課長。

○住民課長（浅沼 仁君） それでは、2点目の無保険者というところについてお答えしたい

と思いますが、残念ながら国保の会計のほうでは、無保険者というのは、いわゆる社会保険を何かの形でやめるといえるのか、仕事がなくなって、国保に本来は来るべきところを届けに来ないといったようなことになりますので、その部分については、届けがない以上は、ちょっとこちらのほうでは把握しかねるものでございますので、ご理解をお願いいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 川村よし子議員、再質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 次に、第2問目の質問を許します。

○13番（川村よし子議員） 第2点目は、小中学生の通学路の安全性について質問します。

矢巾町は、東西10キロ、南北8キロの距離に小学校、中学校合わせて6校が設置されています。新学期で各学校の先生方や交通安全指導員、そしてスクールガードの方々、早朝からの奮闘には頭が下がる思いで見えております。子供たちが安全に通学する通学路を確保するのは自治体の役割で、そこで3点質問させていただきます。

1点目、今後スマートインターチェンジ設置や医大病院開設など、本格的工事が行われてきておりますが、事故を未然に防ぐためにも東小学校、煙山小学校、矢巾北中学校の通学路整備は、どのような予定になっているのか。そして工事車両の進入を禁止するグリーンゾーンやポールなどの歩車分離など明示することが必要ではないかお伺いします。

2点目、通学路の安全性については、父母や教育関係者、有識者らの要望をどのように把握し、改善してきているかお伺いします。

3点目、遠距離通学の路線バス利用者の状況と登下校の父母負担はどのように把握され、援助しているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） 通学路の安全確保についてのご質問にお答えをいたします。

1点目の今後スマートインターチェンジ設置や医大病院開設等の本格的工事が行われるが、事故を防ぐためにも矢巾東小学校、煙山小学校、矢巾北中学校の通学路の安全確保は、どのような予定になっているのかについてですが、矢巾スマートインターチェンジ及びその周辺のアクセス道路や岩手医科大学附属病院及び隣接する町道中央1号線の工事などにより、児童・生徒の通学路となっている路線の工事が着手することになりますが、それぞれの工事においては、工事着手前に町教育委員会及び各小、中学校に事前にお知らせするとともに、現場では、歩行者の安全を確保するため、歩行者用通路を設け、かつ交通誘導員を配置するな

どの万全な措置を講じながら工事を施工するよう施工者に指導することとしております。

また、工事車輛の進入を禁止するグリーンゾーンやポール等の歩車分離など明示することが必要ではないかについてですが、現場によっては、議員仰せのと通りの措置も検討する部分もあると思いますが、工事車輛は、通学時間帯になるべく通学路を通行しないなどの指導を行いますし、通学の安全を確保するため、防護柵など十分な安全対策を実施し、通学への配慮のもと工事を施工してまいります。

2点目の通学路の安全性について、父母や教育関係者、有識者からの要望をどのように把握し、改善しているかについてですが、それぞれ関係者からなる矢巾町交通安全対策協議会において、通学路の安全を確保するための矢巾町通学路交通安全プログラムを関係機関連携のもと、平成27年度に策定をしております。このプログラムでは、地域や学校関係者などから意見を集約し、危険箇所や対策方法を身近な意見として要望していただき、警察が措置を講ずる部分や道路管理者が施工する部分、あるいは両者が連携を行う部分を構築し、早期の改善や対策を講ずるものとして役立てているものとなっております。

今後も通学路交通安全プログラムを通じて点検、対策の実施、効果の把握及び改善の充実、いわゆるPDCAを繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図りながら進めてまいりたいと考えております。

以上、私のほうからの答弁とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 松尾教育委員長。

（教育委員長 松尾光則君 登壇）

○教育委員長（松尾光則君） 引き続き、通学路の確保についてのご質問にお答えいたします。

3点目の遠距離通学の路線バス利用者の状況と登下校の父母負担はどのように把握され、援助しているかについてですが、児童・生徒の遠距離通学の援助については、矢巾町児童、生徒遠距離通学費補助金交付要綱に基づき、町立小中学校に通学している遠距離通学児童・生徒の通学費に対し、矢巾町が補助することにより保護者の経費負担の軽減を図ることを目的に実施しております。補助対象は、学校が指定する通学経路の距離がおおむね小学校は4キロメートル以上、中学校は7キロメートル以上から通学する児童・生徒として、そのバスの定期券等の購入の2分の1を4月分から9月分まで上半期、10月分から3月分まで下半期として補助しております。また、平成27年度の補助対象児童・生徒の保護者は、延べ101名で88万6,681円の補助金であり、学校別では、徳田小学校延べ7名、煙山小学校延べ94名となっております。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問はありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 3点目に質問しました遠距離通学の方のバス補助のことなのですが、通学補助のことなのですが、煙山小学校が94名、徳田小学校が7名ということなのですが、これは煙山小学校では南昌台団地、それから流通センター方面だと思っておりますが、このような一クラス以上の子どもたちが同じ地域から通っているのですけれども、バス、路線バスを使うのではなくて何かさわやか号とか、いろいろな町で何か手配するという、そういう考えはないのかどうか。それから、父母からの意見はないのかどうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 田村学務課課長補佐。

○学務課長補佐（田村英典君） ただいまの議員からの質問にお答えいたします。

まず煙山小学校ということでのお話でございますが、上半期、27年度の状況でございますが、上半期では6名の方が主に定期券を購入されて通学されていると。ですから、それ以外の方については、例えば大雨だとか、あるいは冬場であれば、雪が降ったときのちょっと足元が悪いとき用にバスカードを購入されて、いざというときのために購入されて使っているという状況でございます。

ご指摘のとおり煙山小学校ですと、南昌台団地、それから流通センターからのバス停、それからバス停から各ご自宅までの距離が4キロ以上あるということで補助させていただいておりますが、保護者さまからのお話、ご意見というようなことでございますが、ここ1年程度については、そういった具体的にバスを入れてほしいとか、あるいは県北交通バスさんについて路線を新たに引いてほしいというような具体的な意見はございませんが、確かに過去においては、何かそういった悪条件のときだけでもバスとか何か出していただけないかという意見があったということは承知してございます。

ただ、小学生については、ちょっと低学年については心配なところもございますが、歩くことによって体力増進、それからちょっと話がずれますが、中学生においては、ほとんどが自転車で通学されるということで、こちらも体力的な増進が見込まれるということで、できる限り、個別の生徒さん方の事情はございますが、通学できる場所では何とか徒歩通学ということで保護者さま、それから地域の皆様の見守り等もご協力いただきながらお願いしているという状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 今回は通学路の質問でしたのであれですけれども、子どもたちの安全確保のためにも、定期券を買っている方は10人以下ですけれども、やっぱりいつも南昌台団地の下のところの大型トラックとか通るところで待つて煙山小学校へ。そして帰るときには煙山保育園の前で、あそこも割と交通量が多いところで待っている。何か事故でも起きなければいいなといつも思いながら通っているのですけれども、そういう事故を未然に防ぐためにもやっぱりオンデマンドとかデマンドバスとか何かそういうのを企画してもいいのではないかと思うのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

○議長（廣田光男議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今議員からご指摘あったのは、バス停付近の危険度ということでご指摘あったわけですが、学校からの距離がそれぞれ児童・生徒によって偏るということは、どこにでもあることで、本来であればみんなが均等に学校に通えるような条件の整備が必要だと。その一つとして矢巾町では、バスの補助を出して均等になるように、均等というわけではありませんけれども、支援をしているところであります。

それから、通学路の問題もそうなのですけれども、災害、3.11の災害以来、学校の避難訓練というのは、昔は、当然外に出るまでは走ってはいけなかったのですけれども、外も整然と歩いて集合場所に来ればよしという避難訓練が3.11前でした。3.11以後は、中では走ってはいけませんけれども、なるべく早く校舎から離れる必要があるということを痛切に感じて、そこからは、集合場所までは駆け足で行くというのが普通になりました。これはなぜかといいますと、自分のことは自分で守ると。低学年は別です。低学年は別ですけれども、自分のことは自分で守らなければならない。例えば椅子の下に隠れるというのは、あれは頭とかを守るためですけれども、ガラスのそばに行かないということも考えなくてはならない。それももう自分で考えなければならないということでございます。

全て安全に子どもを通学させるのは、大変必要なことですし、それが一番いい方法ですけれども、さらに子どもたちが自分の安全は自分で守るという意識をつけさせる、そういう指導も必要だと思いますので、例えば向かい側の道路を歩いている同級生には声をかけない、声をかけたために交通事故に遭った件数もあります。そういうような指導を繰り返すことに

よって子どもたちがみずから自分を守るような、そういう教育をしてみたいと思いますので、ご心配はそのとおりだと思いますけれども、そういうことがないようにという配慮とともに、学校では子どもたちにもそういう力をつけさせたいというか、そういうふうにして指導してみたいと思いますので、事故のないように学校のほうからも指導させていただきたいと思っています。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） これは通学路の歩道の整備のことなのですが、上杉踏切、南矢幅、南矢幅はちょっと子どもたちが通っているかどうかあれなのですが、上杉踏切の歩道も整備がきちっとされていないのですが、最近矢巾町は交流人口が多くなっていますので、朝、夕渋滞することがあるのですが、父母からどのような意見が出ているのか。地域からは、やっぱりきちっと整備したほうがいいとか、学区の見直しをしたほうがいいとか、いろいろ出ているのですが、どのように考えているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

このことについては、今上杉、南矢幅、白沢踏切、歩道の設置については、もう地域からも要望のあることをございまして、今JRと鋭意検討、協議中ですので、いいご返事ができるように努力してまいりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「ないです」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 以上で13番、川村よし子議員の質問を終わります。

---

○議長（廣田光男議員） これをもって一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は終了しましたので、これにて散会いたします。

なお、明日、明後日は休日休会、13日は休会、14日は予算決算常任委員会を行う旨、山崎予算決算常任委員長より申し出がありましたので、午前10時に本議場にご参集されますようお知らせいたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後 3時28分 散会





平成28年矢巾町議会定例会6月会議議事日程（第4号）

平成28年6月16日（木）午前10時開議

議事日程（第4号）

- 第 1 議案第48号 平成28年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）について  
第 2 発議案第8号 矢巾町議会会派代表者会議に関する規程の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	赤丸秀雄	議員	2番	水本淳一	議員
3番	廣田清実	議員	4番	高橋安子	議員
5番	齊藤正範	議員	6番	村松信一	議員
7番	昆秀一	議員	8番	藤原梅昭	議員
9番	川村農夫	議員	10番	山崎道夫	議員
11番	高橋七郎	議員	12番	長谷川和男	議員
13番	川村よし子	議員	14番	小川文子	議員
15番	藤原由巳	議員	16番	藤原義一	議員
17番	米倉清志	議員	18番	廣田光男	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	高橋昌造	君	副町長	伊藤清喜	君
総務課長	山本良司	君	企画財政課長	藤原道明	君
会計管理者 兼税務課長	佐藤健一	君	住民課長	浅沼仁	君

福祉・					
子ども課長	菊池由紀君	健康長寿課長	佐々木順子君		
産業振興課長					
補佐	田村琢也君	道路都市課長	菅原弘範君		
農業委員会					
局長	野中伸悦君	上下水道課長	山本勝美君		
教育委員長	松尾光則君	教育長	越秀敏君		
学務課長補佐	田村英典君	社会教育課長	山本功君		
学校給食共同					
調理場所長	村松徹君	代表監査委員	吉田功君		
農業委員会					
会長	高橋義幸君				

**職務のために出席した職員**

議会事務局長	吉田孝君	係長	藤原和久君
主事	渡部亜由美君		

---

午前10時00分 開議

○議長（廣田光男議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

---

#### 議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の議事日程に入ります。

---

#### 日程第1 議案第48号 平成28年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（廣田光男議員） 日程第1、議案第48号 平成28年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

議案第48号については、予算決算常任委員会への付託に係るもので予算決算常任委員長より審査が終了した旨報告がありましたので、これを議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

山崎道夫予算決算常任委員長。

（予算決算常任委員長 山崎道夫議員 登壇）

○予算決算常任委員長（山崎道夫議員） 予算決算常任委員会の審査報告を読み上げまして報告といたします。

平成28年6月16日、矢巾町議会議長、廣田光男殿。矢巾町議会予算決算常任委員会委員長、山崎道夫。

予算決算常任委員会審査報告書。議案第48号 平成28年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）について。

本常任委員会は、平成28年6月7日付付託された上記の議案を審査した結果、原案を可決すべきものと決定したので、矢巾町議会会議規則（昭和62年矢巾町議会規則第1号第77条）の規定により報告する。

なお、本委員会は、議案第48号に対し、次のとおり附帯決議を付する。

記。1、地域公共交通網形成計画の策定においては、さわやか号の運行のみに限らずデマ

ンド交通や I G R、 J R 等を含めた計画の策定が望まれる。

以上、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げまして報告といたします。

○議長（廣田光男議員） 委員長の報告が終わりました。

議案に対する質疑は、予算決算常任委員会で審議を尽くしておりますので、省略します。

ただいまより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。

議案第48号 平成28年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）についてを起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第48号 平成28年度矢巾町一般会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩に入ります。

なお、高橋町長以下参与の方々には退席されて結構です。

午前10時05分 休憩

午前10時06分 再開

○議長（廣田光男議員） 再開します。

日程第2 発議案第8号 矢巾町議会会派代表者会議に関する規程の制定について

○議長（廣田光男議員） 日程第2、発議案第8号 矢巾町議会会派代表者会議に関する規程の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

9番、川村農夫議員。

（9番 川村農夫議員 登壇）

○9番（川村農夫議員） 発議案第8号 矢巾町議会会派代表者会議に関する規程の制定について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの規程の制定は、矢巾町議会基本条例第11条第5項に規定する会派代表者会議の運営に関して必要な事項を定めるものであります。

全10条からなるこの内容であります。第1条にこの規定の趣旨を、第2条に会議の協議事項を、第3条に会議の構成を定めております。そのほか第5条で代理者の出席、第7条で決定施行の遵守、第8条で会議の公開、第9条で記録など会議を運営する上で必要な事項を定めたものであります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 2点についてお伺いします。

まず第1点目は、第2条の(5)の政務活動費の検証に関する事で私たち日本共産党は、昨年の政務活動費がつくことになって私たちニュースをつくることになったのですが、共産党という字が入っていることで政党名はだめだということで何度か申し入れというか、言葉で言ったのですが、できないということでニュースは1年間発行できなかったのですが、再度ことしの5月に共産党の会派名は入れないで小川文子、川村よし子ニュースとして発行したのですが、今度は政務活動費でつくったニュースではないということで、それが記述なければ適用にならないということをおっしゃられたということですが、それは事実なのでしょうか、それがまず第1点目。

それから、2点目は、第3条、代表者会議は、議長、副議長及び会派、所属議員が3名以上に限るの代表者をもって構成するとありますが、この所属議員3名以上に限るということは、どのようなことでこういう記述になるのでしょうか、そこをお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 川村議員。

○9番（川村農夫議員） まず1点目の政務活動費の内容に関しては、代表者会議規定とは別な項目であります。それについては、今ここでお答えするわけにはまいりませんので、ご容赦いただきたいと思います。

それから、第2点目の所属議員が3名以上に限るということにつきましては、この会派制度を導入する際の平成26年度のごろだったと思いますが、会派の内規を定めるに当たって3

常任委員会に1人ずつ席を置くことができる3人以上を交渉会派とするということから、交渉会派の代表をもって代表者会議とするということで同意をいただいている件であります。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ありませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 2点目の今答弁を伺ったのですけれども、代表者の同意を得ているという、内規の中で同意を得ているということなののですけれども、今回は、これは議会にかかって規定として記述がされておりますけれども、この3名ということの数字の意味ですけれども、どのような計算で3名になるのでしょうか、そのところをお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 川村議員。

○9番（川村農夫議員） 先ほどお答えしたことに含まれております。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ありませんか。

2問までですので、ほかの質問ですか。

（何事か声あり）

○議長（廣田光男議員） 関連ですか。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 関連って、質問は2回までとしておりますが、またさらに再質問あるのですか。

（「答弁ありませんでしたので、そのことについて」の声あり）

○議長（廣田光男議員） もう一回だけ許します。どうぞ。

○13番（川村よし子議員） 1点目に質問したニュースの件ですけれども、答弁ありませんでした。そのことについて、私たちの代表者が議運の委員長、そして議長に提示して、これでは政務活動費でできるかと聞いたときには、いいということだったのですけれども、今回だめだということなののですけれども、第4条に代表者会議は次の場合に議長が招集するというところで1、議長が必要と認めるときというところがあるのですけれども、私たちのニュースが議運とか代表者会議にかかったのでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 川村議員。

○9番（川村農夫議員） ただいま発議案として提出している内容は、会派代表者会議に関する

る規程であります。今の質問は、政務活動費の運用あるいは使用に関する細かい条例の部分でありますので、それは現在議会運営委員会で検討中でありますので、今お答えするわけにはまいりません。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。発議案第8号 矢巾町議会会派代表者会議に関する規程の制定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、発議案第8号 矢巾町議会会派代表者会議に関する規程の制定については原案のとおり可決されました。

---

○議長（廣田光男議員） 以上をもちまして6月会議に付託された議案の審議は全部終了しました。

これをもって平成28年矢巾町議会定例会6月会議を閉じます。

大変ご苦勞さまでした。

午前10時15分 閉議





地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員